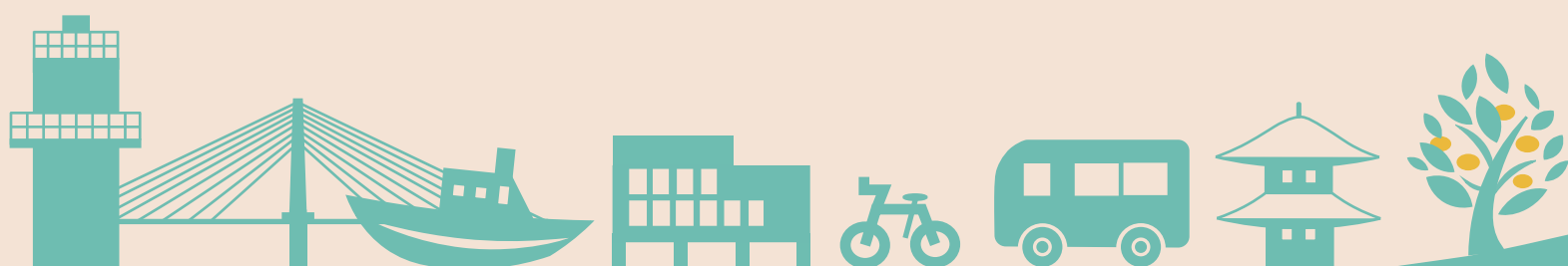


第2次
有田市都市計画
マスタープラン

令和5年12月

有田市



ごあいさつ

有田市では、平成15年に（第1次）有田市都市計画マスタープランを策定し、市民の皆様との協働により、人々が集う拠点都市を目標にまちづくりに取り組んでまいりました。

その間にも社会情勢は変化を続け、人口減少と少子高齢化の進行や大規模な自然災害の発生等により、地域で支えあい助け合うことのできる地域共生社会の実現並びに地域コミュニティ機能の重要性を再認識した安心・安全の体制づくりが急務とされています。

こうした社会情勢の変化を的確に捉え、第5次有田市長期総合計画等の関連計画に基づき、本市の都市計画に関する基本方針として、第2次有田市都市計画マスタープランを策定しました。

このマスタープランをもとに、豊かな自然や歴史文化など、かけがえのない資源を守りながら、多世代の人々が将来にわたって安心して暮らし続けられる都市づくりを目指してまいりますので、引き続き市民の皆様のご理解とご参画をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本マスタープランの策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました市民の皆様をはじめ、市議会、有田市都市計画マスタープラン策定委員の皆様にご心より御礼申し上げます。



令和5年12月

有田市長 望月良男

目次

I. はじめに	1
1. 都市計画マスタープラン改定の背景と目的	1
2. 都市計画マスタープランの役割と位置づけ	2
3. 都市計画マスタープランの構成	4
II. 現況と課題	5
1. 社会の潮流とこれまでのまちづくり	5
2. 位置・沿革	7
3. 自然的条件	9
4. 社会経済的条件	10
5. 市民意向	41
6. まちづくりの課題	42
7. 上位・関連計画の概要	44
III. マスタープランの基本方針（全体構想）	47
1. 都市づくりの目標	47
2. 目指すべき都市像	48
3. 将来の都市構造	48
4. 土地利用の方針	50
5. 市街地の整備方針	54
6. 都市施設の整備方針	57
7. 都市環境の整備方針	67
8. 都市防災の整備方針	70
9. 福祉のまちづくり整備方針	74
IV. 地域別整備の基本方針（地域別構想）	75
1. 地域別構想の基本的事項	75
2. 箕島地域の整備方針	79
3. 初島・港地域の整備方針	87
4. 宮原地域の整備方針	96
5. 宮崎地域の整備方針	104
6. 保田地域の整備方針	113
7. 系我地域の整備方針	121
V. 実現化に向けた方策と取組	129
1. まちづくりの推進	129
2. 協働のまちづくり	129
3. マスタープランの展開	131
参考資料	132

I. はじめに

1. 都市計画マスタープラン改定の背景と目的

(1) 改定の背景と目的

平成4年(1992年)6月に都市計画法が一部改正され、「市町村の都市計画に関する基本的な方針の策定(都市計画マスタープランの策定)」が創設されて以来、有田市では平成15年(2003年)3月に有田市都市計画マスタープランを策定し、有田市の地域特性を生かした市街地整備や地域環境の形成など、総合的かつ計画的なまちづくりを行ってきた。

平成27年(2015年)には、集約拠点ネットワーク型のまちづくりを基本理念とする都市計画区域マスタープラン(有田圏域)が策定され、有田市では、都市計画マスタープランの高度化版として位置づけられる有田市立地適正化計画を平成29年(2017年)に策定し、子育て世代が暮らしやすい環境の整備や、充実した都市機能を備えた魅力ある中心市街地の再生によるコンパクトで便利なまちの形成を行ってきた。

近年では、より一層進行する少子高齢化と人口減少及びそれに伴い懸念される空き地や空き家の増加、集中豪雨や南海トラフ巨大地震などの災害や、耐用年数を迎える社会インフラへの懸念、地球環境問題など、まちづくりに係る情勢は大きく変化している。

こうした社会情勢の変化に対応し、上位、関連計画との整合を図り、新しい時代に目指すべき都市の将来像の確立とまちづくりの方針を示すために、都市計画マスタープランの改定を行う。

(2) 計画目標年次と対象区域

都市計画マスタープランは、都市計画の総合的な指針であることから、長期的な視点に立ち、令和5年(2023年)を基準年とし、概ね20年後の令和25年(2043年)を目標年次として設定する。

対象区域は、有田都市計画区域を原則とするが、防災や産業、景観などのまちづくりと係りの強い山林などの一体的な都市計画やまちづくりを進めるため、都市計画区域外を含む市全体を対象とする。

I. はじめに

2. 都市計画マスタープランの役割と位置づけ

(1) 役割

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、次の 5 つの役割がある。

1. 実現すべき具体的な都市の将来像を明確にする

自然・歴史・生活文化・産業などの地域特性を踏まえ、市民の意見を反映させながら、市全域及び地域ごとに、将来の都市のあるべき姿やまちづくり方針などを検討し、目指すべき都市像を具体的に示すものである。

2. 都市計画事業の推進において、地域住民の理解を得るための根拠とする

市全体及び地域ごとに目指すべき将来像を示すことにより、各種の都市計画事業や、土地、建物の規制誘導などに対する市民の理解を深め、協力や参加を促すものである。

3. 各種の都市計画事業における相互の調整を図る根拠となる

目指すべき将来像に基づいて、まちづくりを総合的な視点で捉え、土地利用の規制誘導、都市施設の整備など都市計画事業相互の整合性を図り、計画的に推進するための調整を図る根拠となる。

4. 今後の都市計画の決定、変更の指針となる

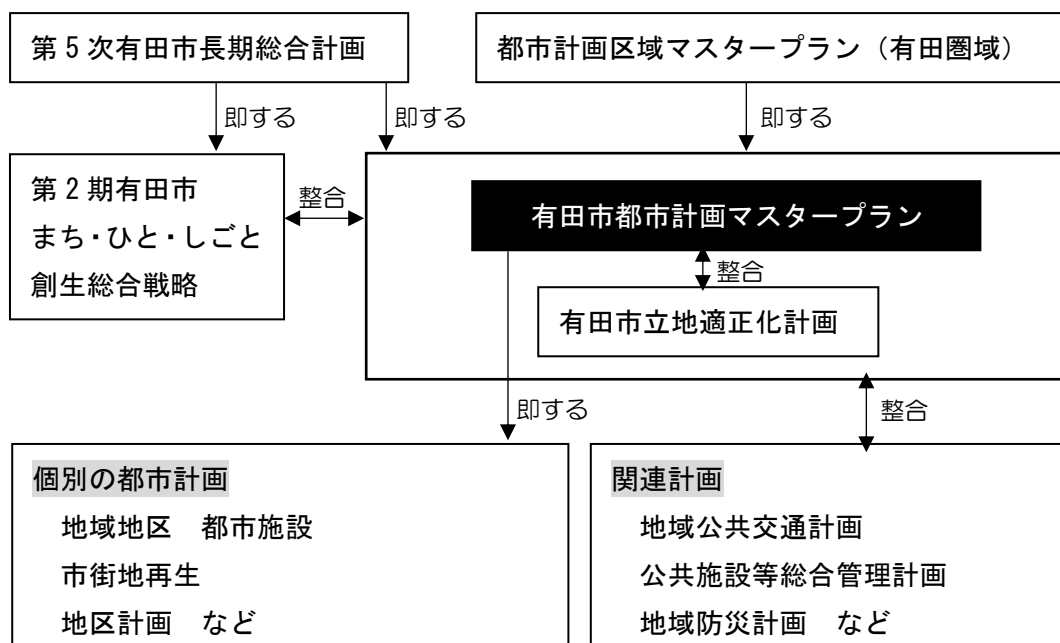
都市計画マスタープラン自体に拘束力を伴うものではないが、拘束力を有する個別の都市計画の根拠となるものであり、個別の都市計画を決定、変更する場合、都市計画マスタープランの目指すべき将来像は個別の都市計画のあるべき方向を示す指針となる。

5. 都市計画の決定、変更及び新規事業を行う際、関係機関との調整を行う指針となる

個別の都市計画決定、変更を行う場合、関係機関との調整、協議や市民への説明をスムーズにし、都市計画事業を行う場合には、庁内及び国や県などの関係部局との調整の指針となる。

(2) 位置づけ

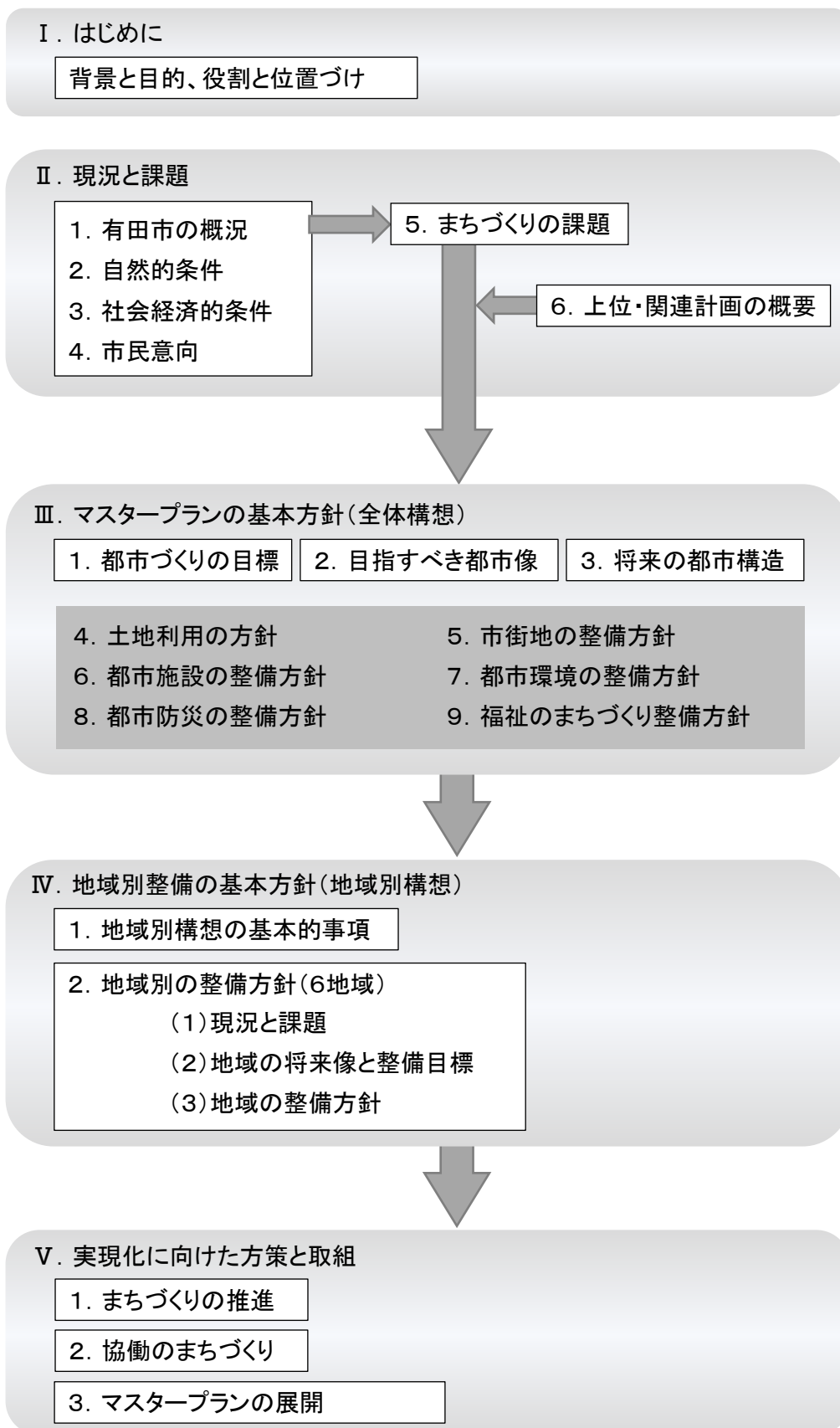
都市計画マスタープランは、「第5次有田市長期総合計画」や「都市計画区域マスタープラン（有田圏域）」に即して策定する計画である。また、都市計画マスタープランの高度化版である「有田市立地適正化計画」との整合を図る。



※有田市立地適正化計画は、有田市都市計画マスタープランの一部とみなされる。

I. はじめに

3. 都市計画マスタープランの構成



II. 現況と課題

1. 社会の潮流とこれまでのまちづくり

(1) 新たな社会の潮流

第5次有田市長期総合計画で整理された、都市計画に係る社会の潮流は以下の通りである。

1) 人口減少社会・少子高齢化の本格化

総人口が減少する中、高齢者人口は増加を続け、高齢化率は増加する一方、出生率は低下し続けている。人口減少・少子高齢化は、医療・介護・年金などの社会保障費の増加、生産年齢人口の減少に伴う経済規模の縮小、空き家の増加、地域コミュニティや伝統文化の衰退など、様々な分野に影響を及ぼすことが懸念される。

2) 地域共生社会の実現

少子高齢化の進行は、地域の担い手が高齢化、また減少することで地域活力の低下が懸念されるため、安心して結婚・出産・子育てができる環境の充実をはじめ、保健・医療・福祉の連携に努める必要がある。また、今後、様々な家族形態に対応するため、行政や市民、地域がまちづくりの担い手としてお互いを認め合い、地域で支え合い、助け合うことができる地域共生社会の実現が求められている。

3) 安全・安心意識の高まり

度重なる大規模な自然災害が多発していることから、人命を守るためソフト・ハードの両面から国土強靱化の取組が進められている。

「自助」「共助」「公助」を念頭においた防災・減災意識の醸成はもちろん、災害時の救援活動や地域の防災・防犯活動などに大きな役割をもつ地域コミュニティ機能の重要性を再認識した安全・安心の体制づくりが急務となっている。また、被害を軽減し、市民の生命・身体・財産を守るために、総合的な危機管理体制の確立に向けた取組が必要となっている。

4) 社会・経済の活性化

日本経済は、将来の不安による個人消費の低迷から、景気回復を実感するまでには至っていない。また、地域経済の縮小や空洞化が課題であり、中小企業・事業者では、人手不足や後継者の確保が難しい状況である。こうした中、国は地方創生に向けた取組を進めている。また、労働力人口の減少に歯止めをかけ、生産性の向上や多様性に対応できる働き方改革も求められている。

観光面では、国は観光立国の実現に向け、大都市だけでなく地方への旅行にも対応したインバウンドの取組を展開している。

5) 世界規模での環境保全

将来にわたって健全な生態系を維持していくためには、森林から海域に至る環境を保全・再生・活用することが重要となっている。

事業者や行政だけでなく、市民一人ひとりの意識改革による身近な取組を通して、環境を保全していく社会を構築していくことが必要となっている。

6) 持続可能な地域社会の創造

国は地方創生を一層促進するため、地方公共団体においても、持続可能なまちづくりの推進を図っていく必要性を訴えている。

さらなる地方分権や地方創生の推進に向けては、自らの責任と判断による自主・自立の視点に基づいた取組とともに、地域課題に対し地域で支え合う取組の重要性が増しており、協働によるまちづくりを推進することがより一層求められている。

Ⅱ. 現況と課題

(2) これまでのまちづくり

有田市では、21世紀を迎え急速に変化する社会経済構造などに対応するため、第3次有田市長期総合計画の策定を契機とし、総合的なまちづくりの基本となる計画として、平成15年(2003年)3月に有田市都市計画マスタープランを策定した。

有田市都市計画マスタープランに定められたまちづくりの基本理念と目指すべき都市像に基づき、都市拠点では、JR箕島駅前広場の整備とバリアフリー化を行ってきた。また、都市施設については、水害に強いまちづくりに向けた雨水公共下水道の整備推進や、多様化する消費活動に対応した魚市場の整備など、社会情勢の変化に合わせた計画の見直しを行いながら魅力ある都市づくりを行っている。

さらに、変化する時代の潮流に対応するため、予想される大規模災害に対しては避難拠点地の整備などを進め、人口減少と少子高齢社会に対応した都市構造の実現に向けては、有田市立地適正化計画を策定し、魅力ある中心市街地の再生に向けた交流拠点として有田市民会館や新たな都市公園の整備を行うとともに、公共施設跡地や大規模低利用地の活用を検討することで、賑わいがあり、持続可能な地域社会の実現に向けた取組を行っている。

2. 位置・沿革

(1) 位置

有田市は、和歌山県北西部の有田圏域内にあり、和歌山市より約 30 km、大阪市より約 100 km に位置し、北は海南市、東は有田川町、南は湯浅町、西は紀伊水道に接している。市域は東西約 10 km、南北約 5 km、総面積 36.83 km² で、中央部を有田川が東西に流れ、市域を二分している。有田川の両岸には平野部が広がり、北岸の河口部に古くからの市街地が形成されている。

有田市は、湯浅町や広川町、有田川町で構成される有田圏域に属し、この圏域の面積は 447.33 km² である。

有田市の広域的な位置



資料：国土数値情報（行政区域、森林地域、鉄道）

Ⅱ. 現況と課題

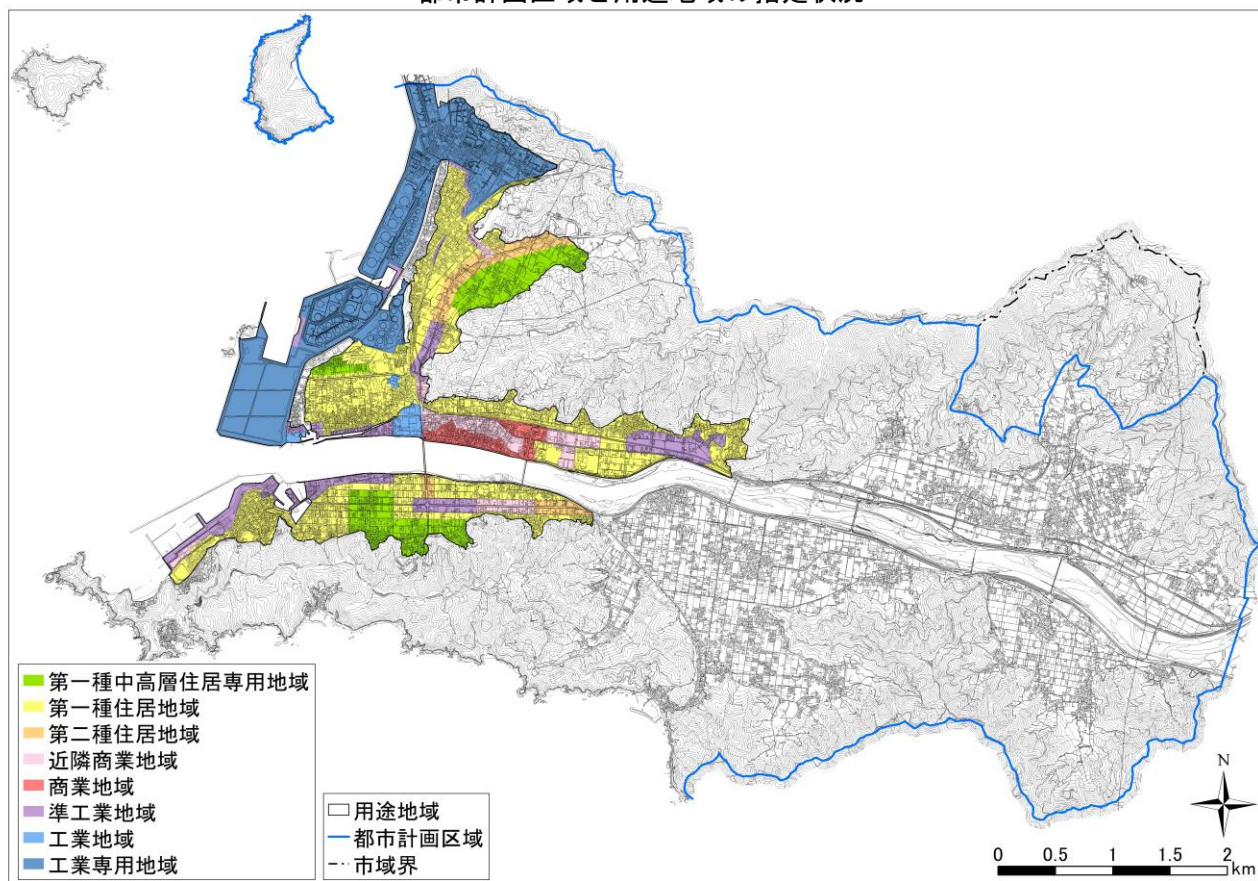
(2) 沿革

有田地方は、昭和 29 年(1954 年)9 月に 1 町 3 村(箕島町、宮原村、保田村、糸我村)が合併し、有田町が誕生した。昭和 31 年(1956 年)5 月 1 日に「有田市」に昇格し、市制を施行した。その後、昭和 37 年(1962 年)8 月に初島町と合併して現在の市域となった。

都市計画については、昭和 28 年(1953 年)の有田川の決壊による大災害を契機に、同年 8 月 11 日、災害復興を目的として都市計画区域が指定された。それ以降、国全体の急激な経済成長に伴って、人口の都市への集中と急激な市街地の拡大が進行し、昭和 43 年(1968 年)に都市計画法の全面改正が行われた。有田市でも新法による都市計画を昭和 44 年(1969 年)5 月 20 日に決定し、現在に至っている。

現在の都市計画区域は、宮原地区の一部及び沖ノ島を除く市域の約 3,351ha に指定されている。そのうち、有田川下流域と初島地区の平野部の約 627.1ha の区域に用途地域を指定している。

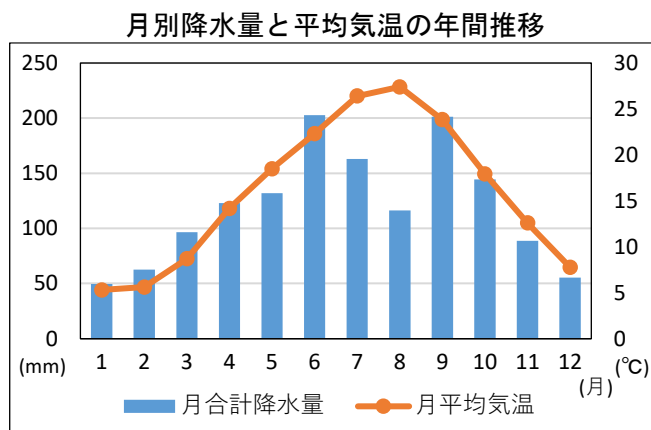
都市計画区域と用途地域の指定状況



3. 自然的条件

(1) 気候

有田市の気候は、南海気候区と瀬戸内気候区の間中部に属し、海岸部に接していることから太平洋側の気候の影響を受け、比較的温暖である。年平均気温は16℃程度で、冬期の平均が6℃程度と比較的過ごしやすい地域である。降水量は年平均1,430mm程度であるが、年によって大きく変化する。



※準正常値を含み、資料不足値は含まない。
参考：気象庁 過去の気象データ「和歌山」1880～2021年の平均値

(2) 地形

有田市は有田川の下流域に位置し、北側に長峰山脈、南側に中山脈が迫る。有田川両岸には比較的まとまった平野が開けている。都市計画区域約3,351haのうち、山地・台地が約1,693ha（約51%）である。また、低地が約1,282ha、改変地が約143haである。傾斜度8度以下の面積比率が市域全体に対して約42%である。

Ⅱ. 現況と課題

4. 社会経済的条件

(1) 人口

1) 人口と世帯数

人口は、令和2年(2020年)で26,538人であり、昭和55年(1980年)の35,683人以降、減少傾向である。また、2040年には17,794人になることが予想されている(日本の地域別将来推計人口(平成30年(2018年)推計))。

世帯数は、平成22年(2010年)まで核家族化による増加傾向が続いていたが、令和2年(2020年)には、10,270世帯と減少傾向である。

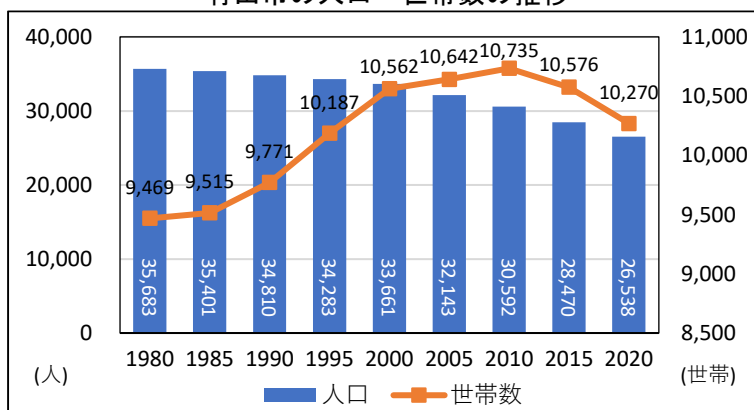
有田圏域全体の人口動向をみると減少傾向にあり、令和2年(2020年)で69,699人となっている。また、平成12年(2000年)から令和2年(2020年)の20年間の人口減少率は約19.9%であり、有田市は約21.2%と圏域全体よりも減少率が高い。

また、第2期有田市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和3年(2021年)8月改訂)では、2060年に人口を概ね2万人確保することが目指す将来の方向として掲げられている。

2) 年齢別人口構成

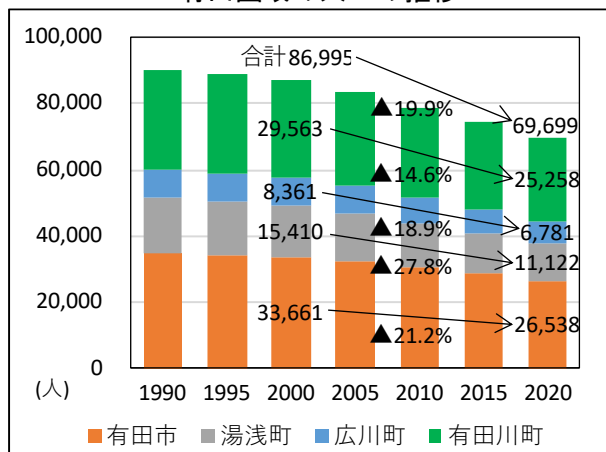
昭和55年(1980年)以降、老年人口(65歳以上)の増加と年少人口(15歳未満)の減少が続き、令和2年(2020年)には、老年人口(65歳以上)が9,270人で約35.2%を占める。また、有田圏域と比較すると、有田市は有田圏域の市町の中で年少人口比率が最も低く、今後も少子高齢化の進行が懸念される。

有田市の人口・世帯数の推移



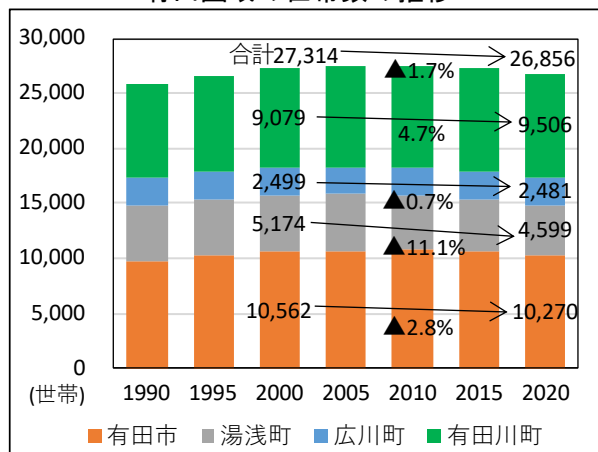
資料：国勢調査

有田圏域の人口の推移



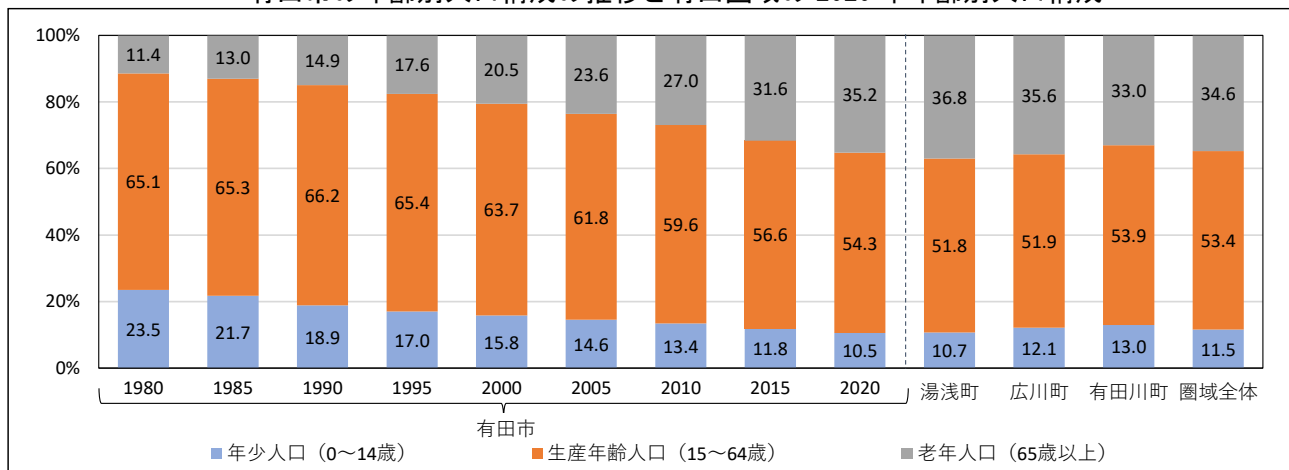
資料：国勢調査

有田圏域の世帯数の推移



資料：国勢調査

有田市の年齢別人口構成の推移と有田圏域の2020年年齢別人口構成



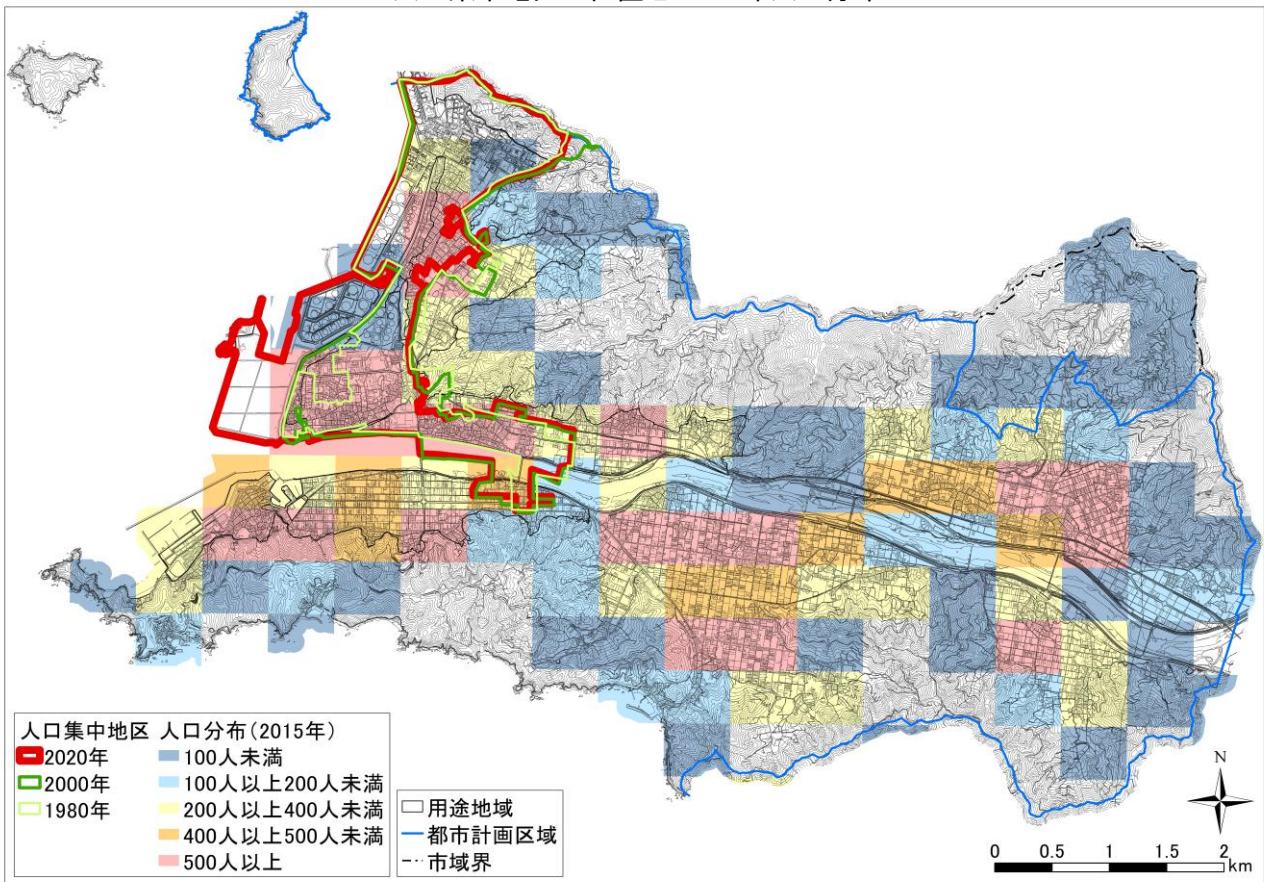
資料：国勢調査

Ⅱ. 現況と課題

3) 人口の分布

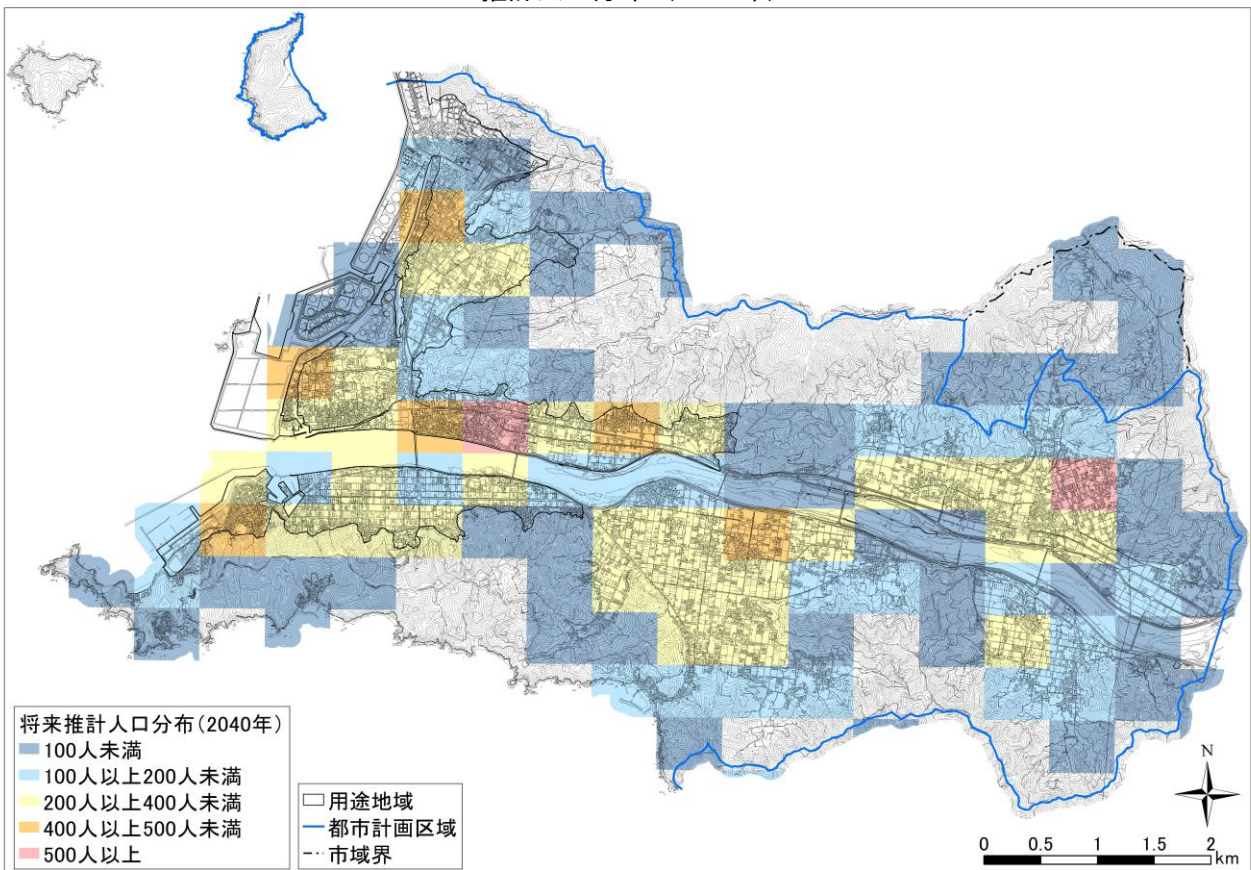
人口集中地区は昭和 55 年(1980 年)から令和 2 年(2020 年)にかけて拡大している一方で、人口集中地区の人口は昭和 50 年(1975 年)の 12,445 人をピークに減少し続け、令和 2 年(2020 年)には 5,833 人である。人口分布をみると、JR 紀勢本線の駅周辺の市街地や有田川の河口周辺の漁村や平野部の農村集落で人口が多いが、2040 年には JR 箕島駅前や JR 紀伊宮原駅付近を除き、多くの地区で人口が減少すると推計されている。

人口集中地区の位置と 2015 年人口分布



資料：都市計画基礎調査、国勢調査、国土数値情報

推計人口分布 (2040年)



資料：国土数値情報

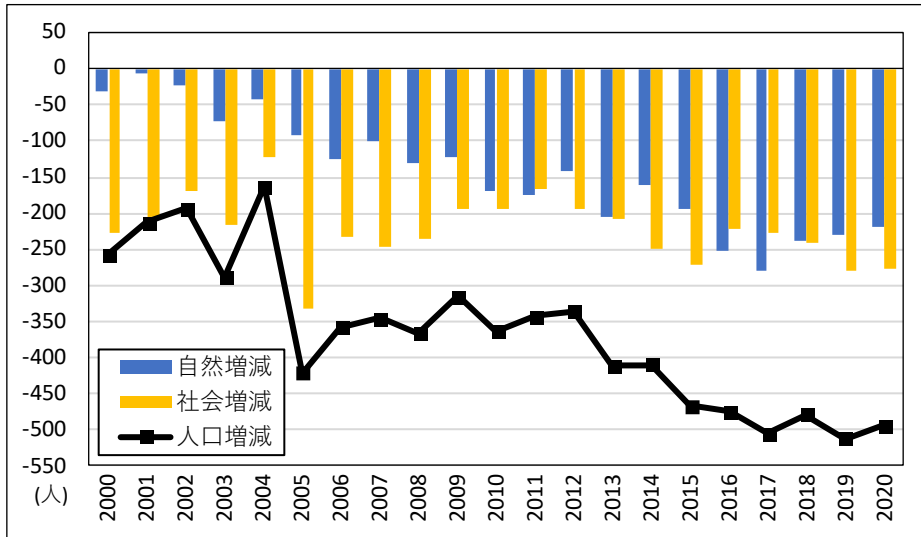
II. 現況と課題

4) 人口動態

有田市の出生数及び死亡数の推移をみると、平成 12 年(2000 年)以降は死亡数が出生数を上回り、自然減少数は大きくなっている。また、転出数が転入数を上回る社会減も同様に継続している。

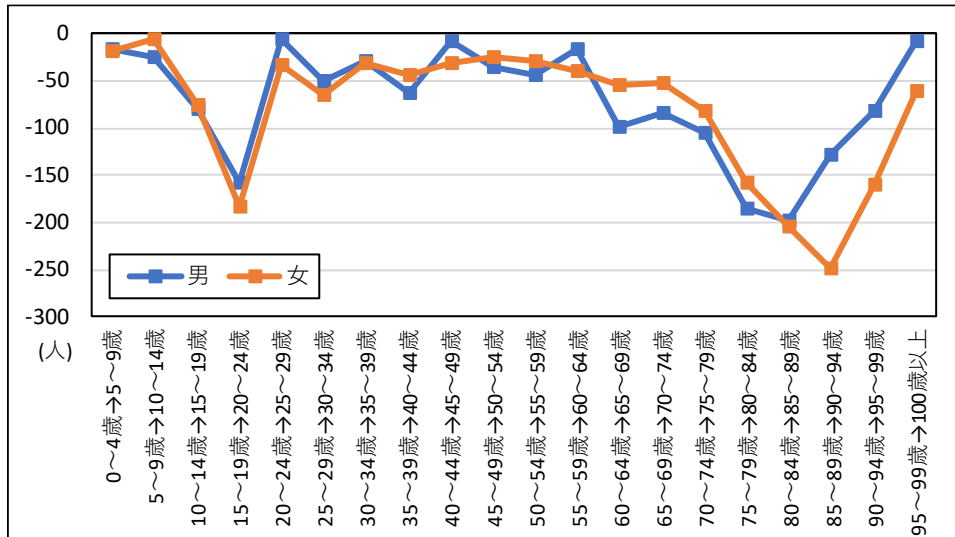
人口移動の状況をみると、10 歳代、20 歳代に進学や就職などにより転出が増加していると考えられる。

人口増減の推移



資料：統計ありだ（2021 年版）

2010 年から 2015 年にかけての性別・年齢階級別人口増減状況



資料：国勢調査

(2) 産業

1) 産業別就業人口

全就業者数は、平成7年(1995年)以降減少傾向であり、平成27年(2015年)には13,457人である。産業別に動向をみると、第一次産業及び第二次産業の割合は減少傾向であり、第三次産業の割合は増加傾向が続き、平成27年(2015年)には第一次産業が約14.7%、第二次産業が約27.6%、第三次産業が約57.7%である。

また、国や県、近隣他市町と比べると、第一次及び第二次産業の比率が比較的高く、特に第二次産業(建設業)の就業者の比率が高い。

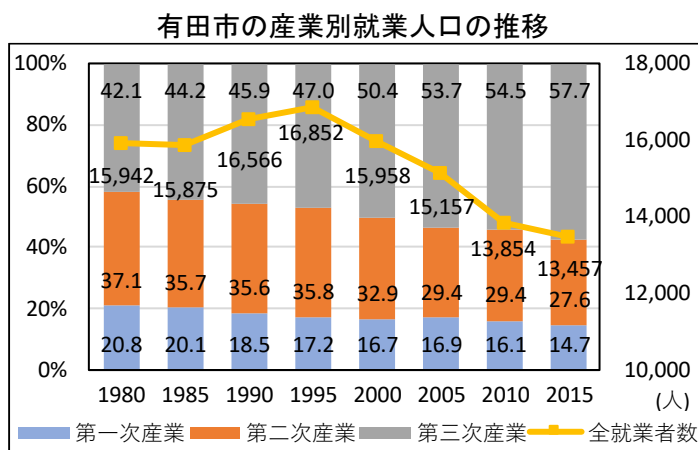
2) 農業

農業経営体別の推移をみると、主業経営体は減少傾向であるが、準主業経営体及び副業的経営体は概ね横ばいで推移し、令和2年(2020年)の農業経営体数は829組織である。また、農業就業人口は減少傾向にあり、令和2年(2020年)には1,582人である。一方、経常耕地面積別経営体の推移をみると、3.0ha以上の経常耕地面積をもつ経営体は概ね横ばいで推移している。

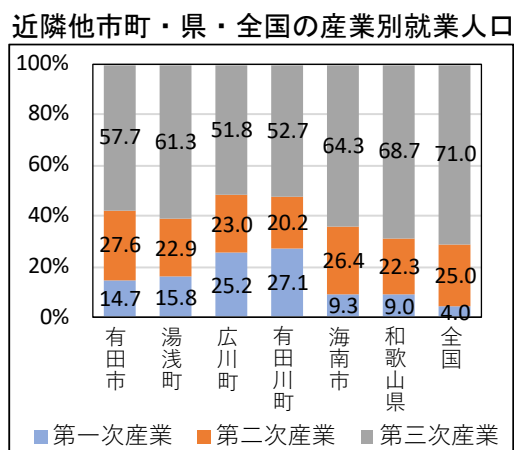
耕作面積は有田圏域全体で微減傾向にあり、令和2年(2020年)に1,190haである。また、耕作放棄地は増加傾向にあり、平成27年(2015年)に105haであり、耕作面積の約8.0%を占める。

3) 漁業

有田箕島漁業協同組合員数は減少傾向にあり、令和3年(2021年)の503人である。また、漁獲量と漁獲高の直近10年間の推移をみると、平成29年(2017年)以降、減少傾向であり、令和2年(2020年)の漁獲量は2,194tである。

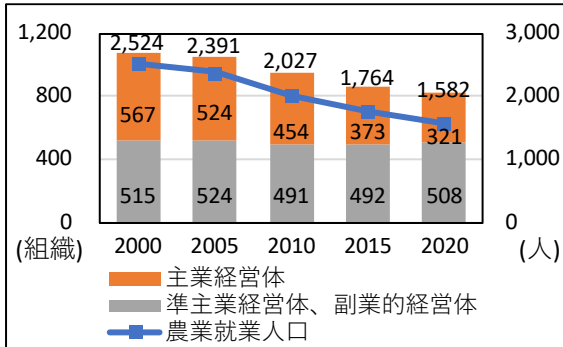


資料：国勢調査



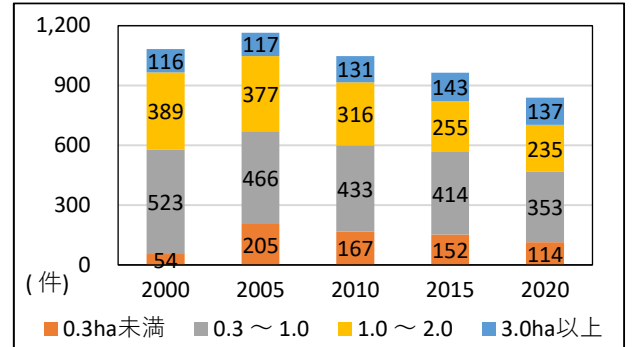
II. 現況と課題

有田市の農業経営体と農業就業人口の推移



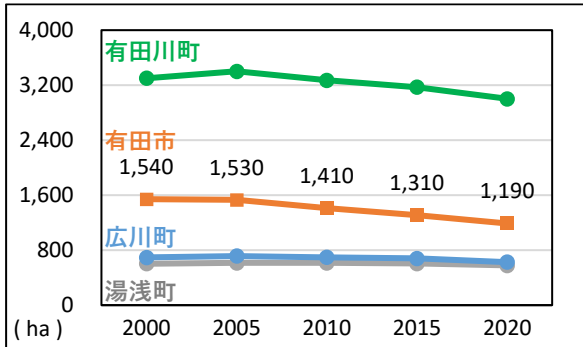
※2020年農業就業人口は農業に60日以上従事した世帯員、役員・構成員(経営主を含む)数
資料：農林業センサス

有田市の経常耕地面積別経営体の推移



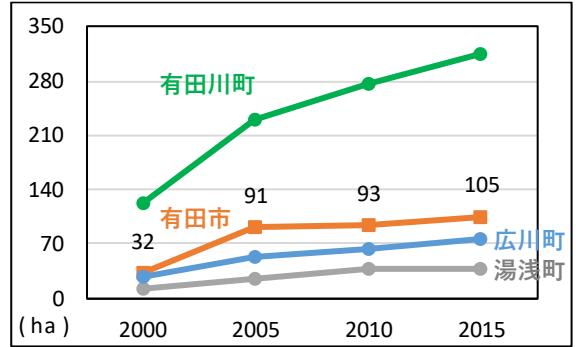
※「0.3ha未満」は「経常耕地なし」と「例外規定」を含む。
※2000年は販売農家数
資料：農林業センサス

有田圏域の市町の耕作面積の推移



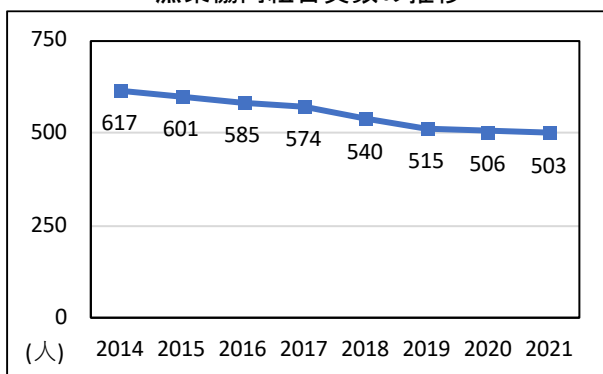
資料：耕地面積累年統計

有田圏域の市町の耕作放棄地面積の推移



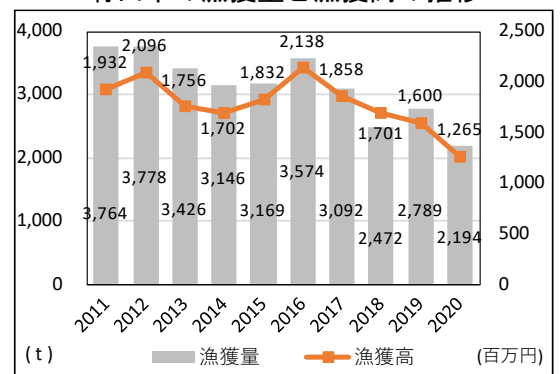
資料：農林業センサス

漁業協同組合員数の推移



資料：統計ありだ

有田市の漁獲量と漁獲高の推移



資料：漁業センサス、海面漁業生産統計調査、統計ありだ

4) 工業

令和 2 年(2020 年)の従業者数は 2,451 人、事業所数が 55 か所、製造品出荷額等が 5,158 億円である。また、事業所数の推移は減少傾向だが、従業者数や製造品出荷額等は平成 27 年(2015 年)以降、増加している。近隣他市町と比較すると、直近 20 年の事業所数の増減率は海南市よりも小さいが、従業者数の増減率は大きい。

5) 商業

平成 28 年(2016 年)の従業者数は 1,816 人、商店数 396 店、販売額が 3,378 千万円である。

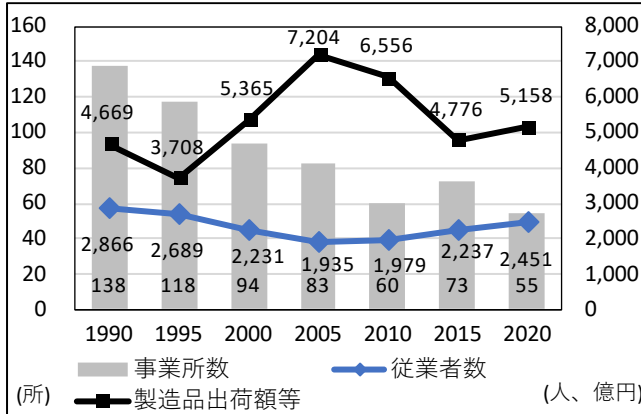
また、商店数は減少傾向だが、従業者数、販売額は平成 26 年(2014 年)から平成 28 年(2016 年)で微増している。

6) 観光

観光客数は概ね横ばいで推移していたが、箕島漁港内に産直施設が開業したことにより令和 2 年(2020 年)には日帰客が急増し 461,224 人である。一方、新型コロナウイルス感染症の影響により宿泊客は 14,517 人と半減している。

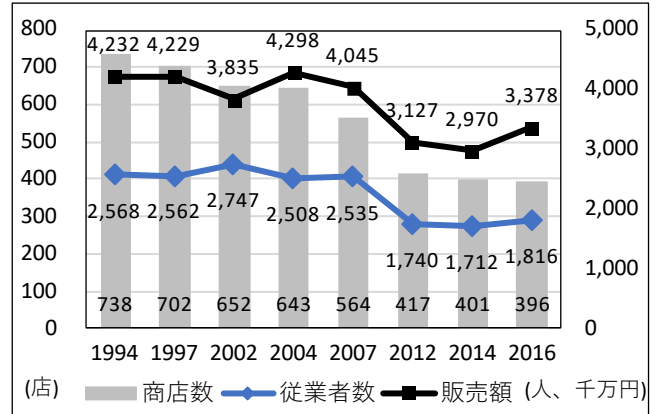
Ⅱ. 現況と課題

有田市の事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移



資料：工業統計調査、統計ありだ

有田市の商店数、従業者数、販売額の推移



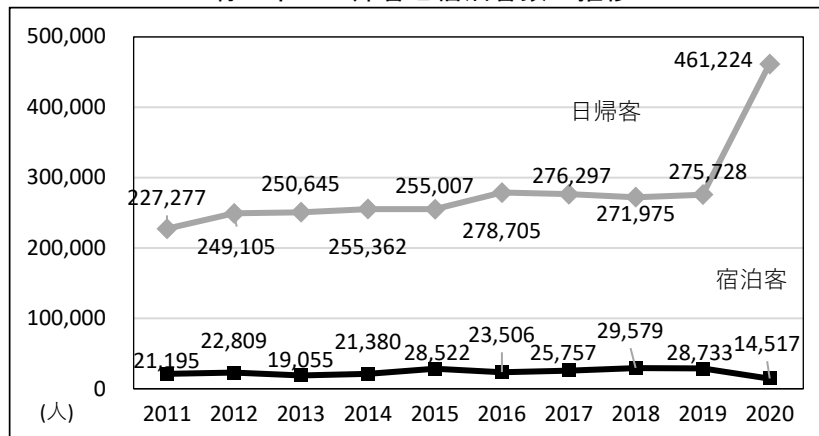
資料：商業統計調査、経済センサス

有田市及び近隣他市町の工業・商業に係る近年の状況

項目		有田市	湯浅町	広川町	有田川町	有田圏域	海南市
事業所数(所)	1995	118	45	63	38	264	319
	2015	73	33	41	15	162	186
	増減率(%)	▲38.1	▲26.7	▲34.9	▲60.5	▲38.6	▲41.7
従業者数(人)	1995	2,689	472	1,279	751	5,191	5,399
	2015	2,237	392	1,462	329	4,420	4,551
	増減率(%)	▲16.8	▲16.9	14.3	▲56.2	▲14.9	▲15.7
製造品出荷額等(億円)	1995	3,708	74	260	118	4,160	1,510
	2015	4,776	65	334	70	5,246	2,610
	増減率(%)	28.8	▲12.3	28.4	▲40.4	26.1	72.9
商店数(店)	1994	738	461	597	130	1,926	1,132
	2016	396	228	377	64	1,065	602
	増減率(%)	▲46.3	▲50.5	▲36.9	▲50.8	▲44.7	▲46.8
従業者数(人)	1994	2,568	1,581	2,048	471	6,668	5,226
	2016	1,816	1,008	1,959	210	4,993	3,610
	増減率(%)	▲29.3	▲36.2	▲4.3	▲55.4	▲25.1	▲30.9
販売額(千万円)	1994	4,232	3,463	4,008	916	12,618	12,656
	2016	3,378	2,122	4,614	323	10,438	10,635
	増減率(%)	▲20.2	▲38.7	15.1	▲64.7	▲17.3	▲16.0

資料：工業統計調査、商業統計調査、経済センサス

有田市の日帰客と宿泊客数の推移



資料：統計ありだ

(3) 土地利用

1) 概況

都市計画区域は、有田市の北東部の宮原町畑地区周辺部と沖ノ島を除く、面積約 3,351ha（市域の約 91.0%）に指定されている。その中でも都市的土地利用を合理的かつ効果的に行う区域として、有田川河口部と初島地区の平野部約 627.1ha に用途地域を指定している。

都市計画区域の土地利用は、都市的土地利用が約 1,055.0ha（約 31.5%）、自然的土地利用が約 2,296.0ha（約 68.5%）である。

都市的土地利用の内訳は、宅地が約 654.8ha（約 19.5%）で、道路用地は約 192.5ha（約 5.7%）である。宅地の内訳は、住宅用地が約 352.4ha と最も多く、宅地面積の約 53.8%を占める。次いで工業用地が約 229.2ha である。

自然的土地利用の内訳は、都市計画区域の約半分に当たる約 1,411.3ha（約 42.1%）が農地として利用され、その大部分が有田の特産物である「みかん」を中心とした樹園地である。

都市計画区域の土地利用現況別の面積と構成比

土地利用		面積 (ha)	割合 (%)	
都市的土地利用	宅地	住宅用地	352.4	10.5
		商業用地	73.2	2.2
		工業用地	229.2	6.8
		小計	654.8	19.5
	公益施設用地	58.7	1.8	
	交通施設用地	24.1	0.7	
	道路用地	192.5	5.7	
	その他用地	124.9	3.7	
	小計	1,055.0	31.5	
自然的土地利用	農地	田	34.0	1.0
		畑	1,377.3	41.1
		小計	1,411.3	42.1
	山林	582.7	17.4	
	水面	168.4	5.0	
	その他自然地	133.6	4.0	
	小計	2,296.0	68.5	
合計		3,351.0	100.0	

資料：平成 29 年都市計画基礎調査

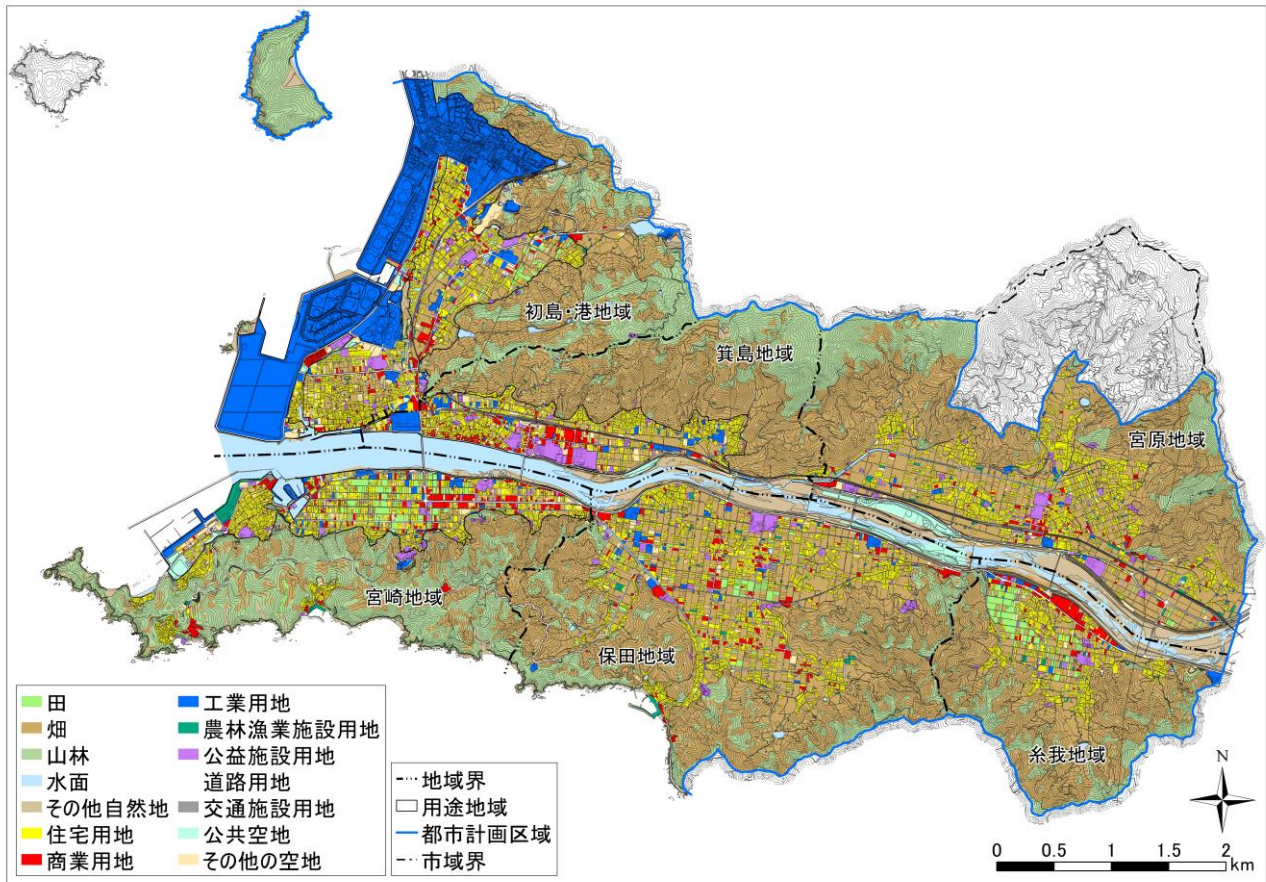
II. 現況と課題

2) 分類と特徴

有田市の土地利用は、その特徴から大きく4つの系統に分類できる。

系統	特徴
住居系 土地利用	<p>箕島地域や初島地域の市街地では、住宅用地と商業用地や工業用地が混在しており、一部の地域では宅地規模が小さく、狭く線形が悪い道路が多くみられ、公園などのオープンスペースが少ない。</p> <p>初島・港地域や宮崎地域の漁港周辺や、宮原地域や保田地域、糸我地域では、漁業・農業従事者を中心とした、比較的まとまった集落がそれぞれ形成されている。集落は住宅用地が大部分を占め、一部には商業用地がみられる。また、宅地規模は比較的大きく、一部、狭い道路がみられる。また、宮崎地域や宮原地域、保田地域では、農業基盤整備が実施された農地において、一部、田や畑と住宅用地、商業用地などの混在がみられる。</p>
商業系 土地利用	<p>国道42号沿道では、商業用地の立地が多くみられる。特に、箕島地域の市街地では、商店街や大規模小売店舗などの商業用地が集積している。</p> <p>また、初島・港地域や宮原地域、保田地域の集落では、比較的小規模な商業用地がみられる。</p>
工業系 土地利用	<p>初島・港地域では、海岸部に大規模な工業用地がみられるが、都市計画道路や鉄道が周辺との境界となっているため、周辺に影響の少ない土地利用が行われている。</p> <p>箕島地域や初島・港地域、宮原地域、宮崎地域では中小規模の工業用地がみられ、伝統産業や地場産業の生産の場として利用されている。これらの工業用地の周辺は、住宅用地が多く、工場と住宅が混在している。</p>
農業系 土地利用	<p>平野から山地の大部分では畑がみられ、有田市を代表する農産物である「みかん」を中心とした樹園地がある。また、宮崎地域の一部で田がみられる。</p> <p>宮崎地域や保田地域の田畑は、農業基盤整備がなされるなど優良な農地であるが、一部、田や畑と住宅用地の混在がみられる。</p>

都市計画区域の土地利用現況図



資料：平成 29 年都市計画基礎調査

II. 現況と課題

(4) 市街化の動向

1) 建築物の新築動向

平成 26 年度(2014 年度)から平成 30 年度(2018 年度)の 5 年間の新築動向は、平成 28 年度(2016 年度)まで減少傾向であったが、平成 29 年度(2017 年度)以降は増加傾向であり、合計建築面積も件数の変動に概ね一致している。

新築種別では住宅が最も多く、次いでその他(倉庫など)や商業・業務施設が多い。

2) 農地転用の動向

平成 26 年度(2014 年度)から平成 30 年度(2018 年度)の 5 年間の農地転用動向は、平成 28 年度(2016 年度)まで減少傾向であったが、平成 29 年度(2017 年度)以降は増加傾向であり、合計転用面積も件数の変動に概ね一致している。

転用目的では、住宅用地やその他(駐車場、太陽光発電施設用地など)が多く、商業・業務施設用地は減少傾向である。

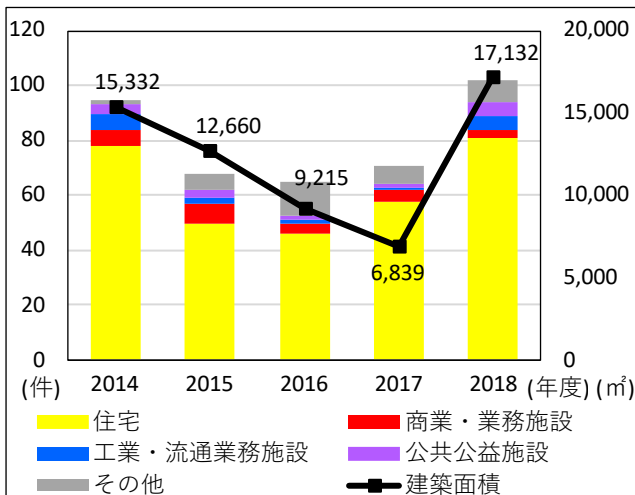
3) 空き家の動向

有田市の住宅数は微増傾向で、空き家数は横ばいである。

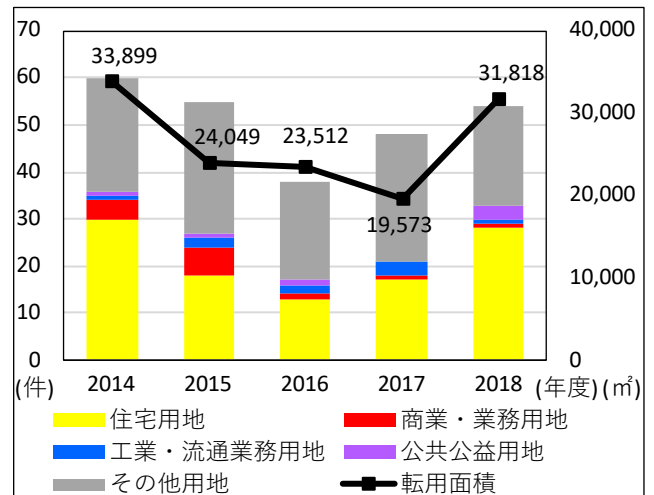
4) 都市的土地利用の変遷

平成 9 年(1997 年)と平成 28 年(2016 年)の都市的土地利用を比較すると、19 年間で有田川沿いの平野部を中心に農地が建築用地に転用され、都市的土地利用が拡大している。

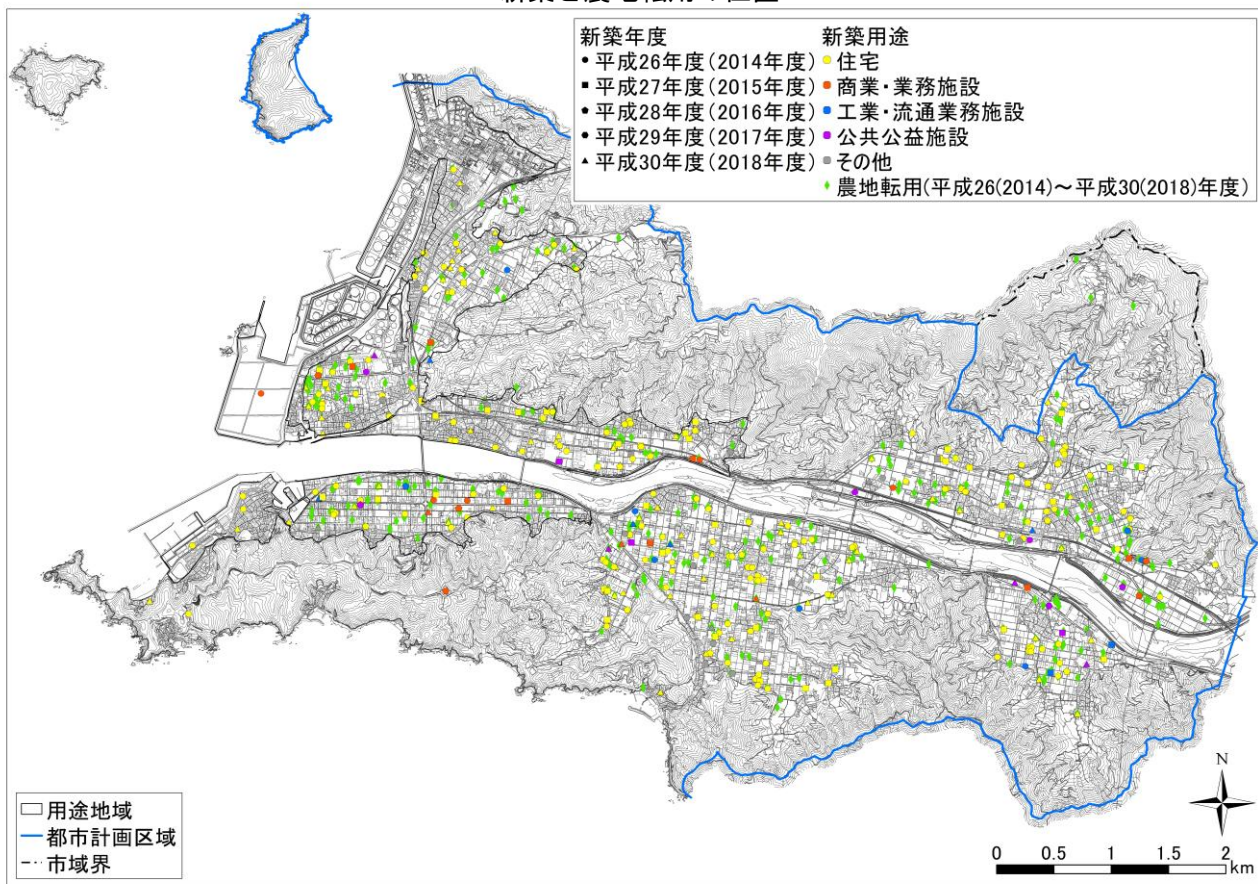
新築種別別件数と年度ごとの合計建築面積の推移



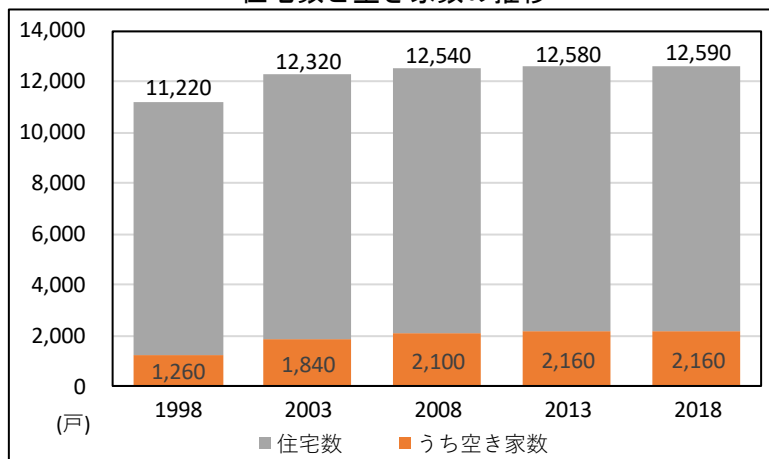
農地転用目的別件数と年度ごとの合計転用面積の推移



新築と農地転用の位置



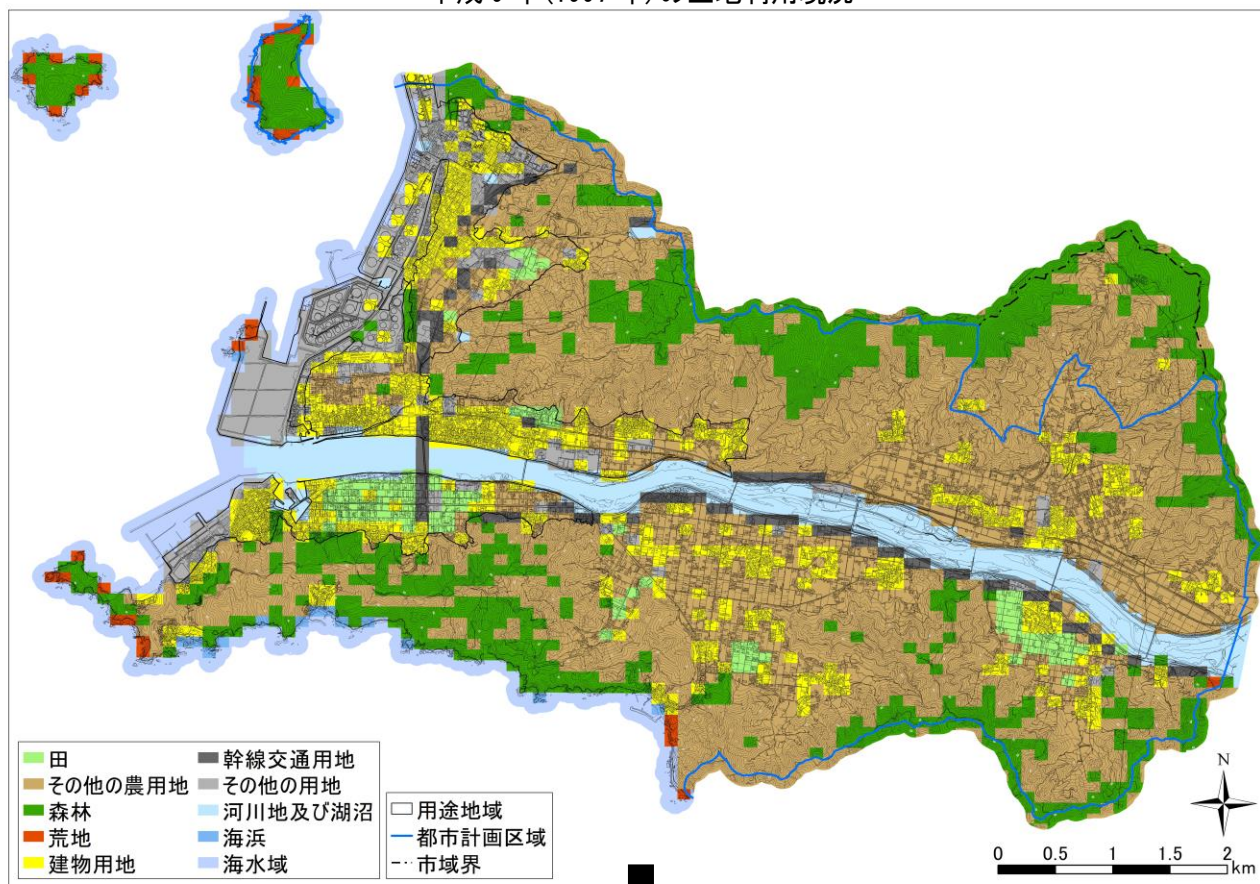
住宅数と空き家数の推移



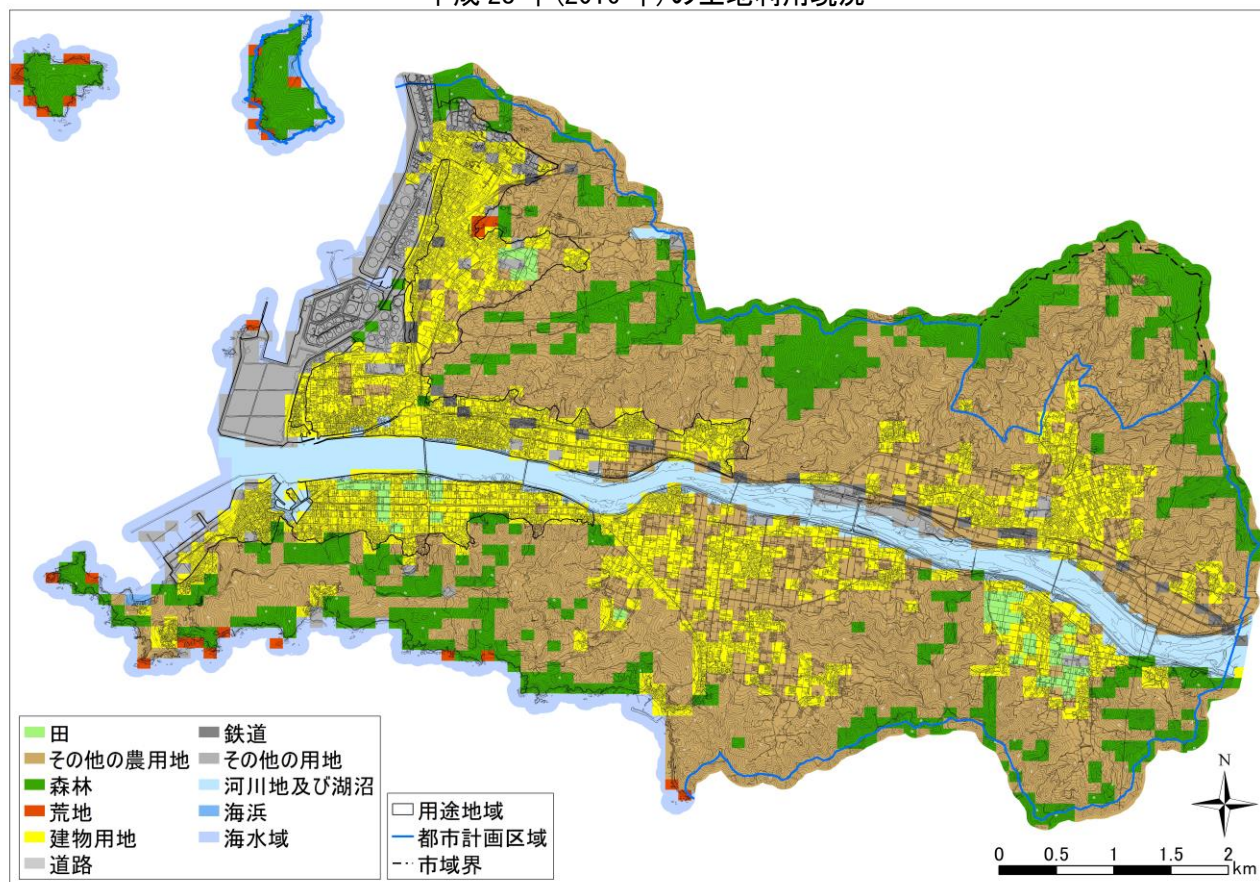
資料：住宅・土地統計調査（標本調査による推計値）

II. 現況と課題

平成 9 年 (1997 年) の土地利用現況



平成 28 年 (2016 年) の土地利用現況



資料：国土数値情報、地形図は 2016 年のもの

(5) 土地利用関連法規制状況

土地利用に関する法規制は、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律、自然公園法などの各種土地利用の法律に基づいて、以下の表の通り規制誘導が行われている。

都市計画区域は、宮原地域などの一部を除く市域に指定されている。また、用途地域は有田川河口部の箕島、初島・港、宮崎地域に指定している。用途地域の指定内容は、法律に定められた13用途地域のうち、住居系が3用途地域と商業系が2用途地域、工業系が3用途地域の計8用途地域を定め、各用途地域に応じた土地利用の規制誘導を行っている。

農業振興地域は、用途地域を除く市域約2,824haに指定され、そのうち農業振興を目的とする土地利用の促進や農業基盤整備を推進する農用地区域が約1,642ha指定されている。

自然公園地域は、市の南西部の海岸線に沿って、西有田県立自然公園として約92.0haが指定され、有田市を代表する景勝地である。自然公園地域の約1割に当たる約12.0haは、優れた風致を維持する必要性が高く、現在の景観を極力保護することが必要な地域として、第1種特別地域に指定されている。

土地利用規制状況別面積と各指定地域の構成比

名称	面積 (ha)	割合 (%)
有田都市計画区域	3,351	—
用途地域	627.1	—
第一種中高層住居専用地域	67.6	10.8
第一種住居地域	250.4	39.9
第二種住居地域	26.0	4.2
近隣商業地域	30.3	4.8
商業地域	15.8	2.5
準工業地域	56.6	9.0
工業地域	8.1	1.3
工業専用地域	172.3	27.5
特別用途地区 (みかんの里特別用途地区)	344.0	—
準防火地域	15.8	—
臨港地区	177.2	—
農業振興地域	2,824	—
農用地区域	1,642	58.1
西有田県立自然公園	92.0	—
第1種特別地域	12.0	13.0
第2種特別地域	36.0	39.1
第3種特別地域	44.0	47.8
鳥獣保護区 (初島、有田川、地ノ島・沖ノ島) *1	1,225.0	—
保安林	140	—
地域森林計画対象民有林	658	—
砂防指定地	74.8	—
地すべり防止区域	176.6	—
急傾斜地崩壊危険区域	49.2	—
土砂災害警戒区域**2	623.0	—
土砂災害特別警戒区域**2	65.3	—

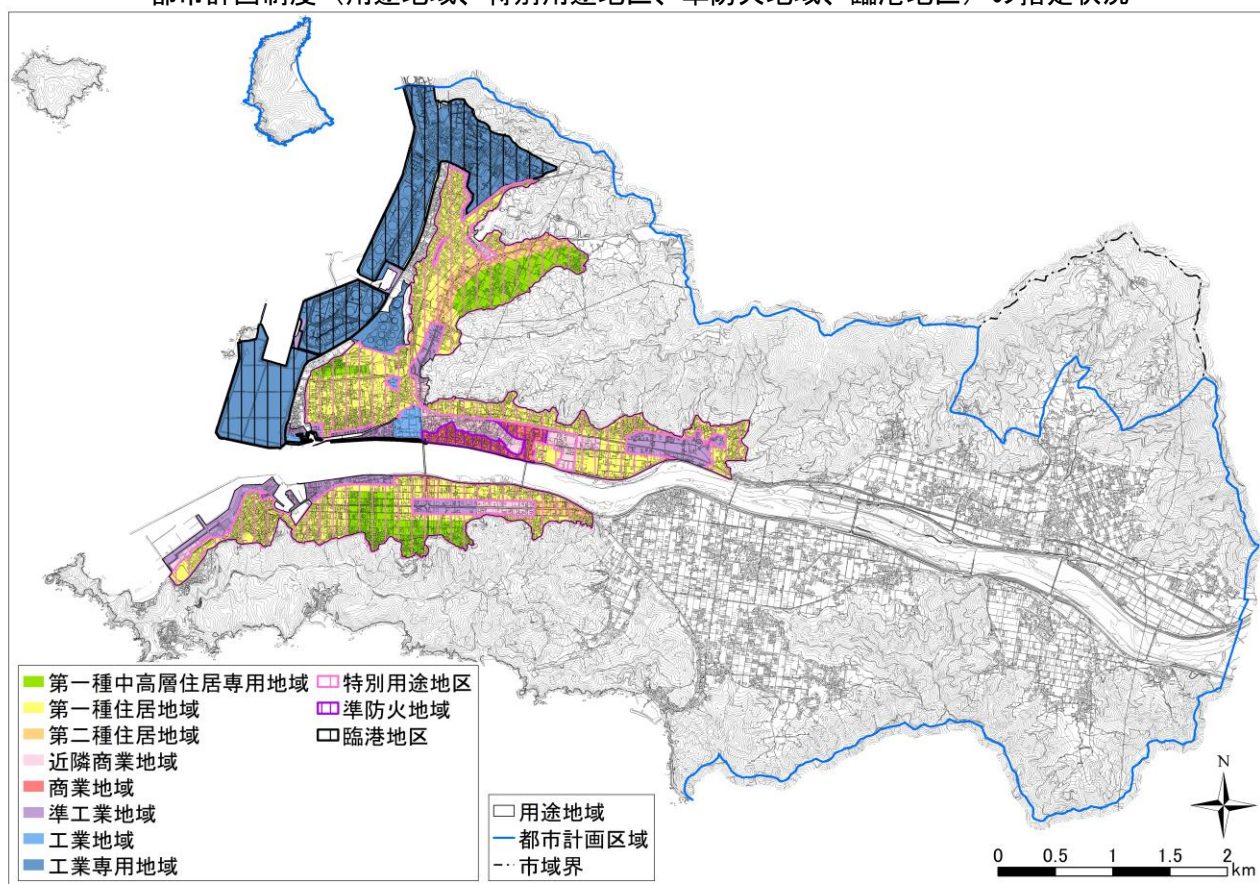
資料：都市計画現況調査、国土数値情報、和歌山県農業振興地域整備基本方針 (R4)、西有田県立自然公園指定書及び公園計画書 (R2)、令和元年度森林・林業及び山村の概況 (R1)、和歌山県鳥獣保護区等位置図 (ハンターマップ) Web サイト

※1 有田川鳥獣保護区の有田川町域を含む。

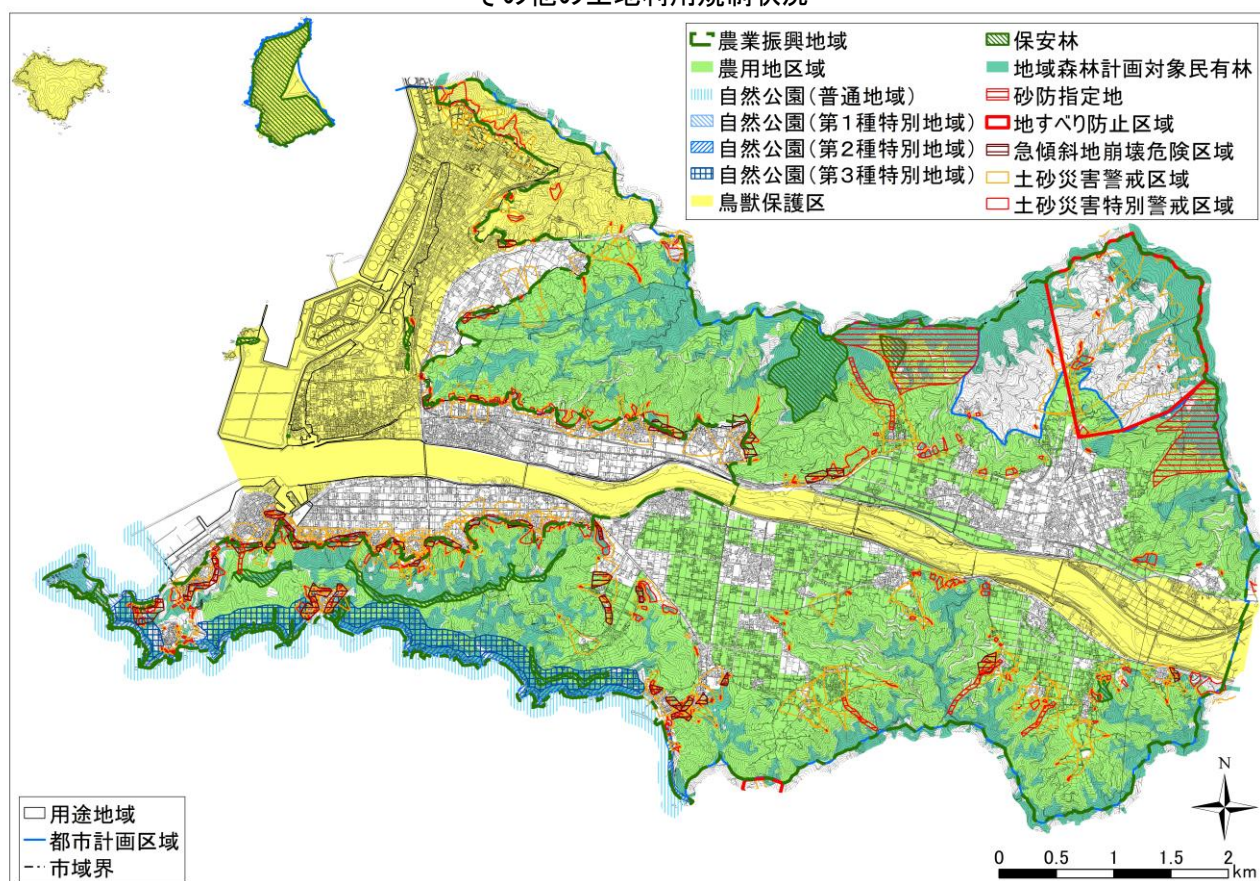
※2 GIS での計測値

II. 現況と課題

都市計画制度（用途地域、特別用途地区、準防火地域、臨港地区）の指定状況



その他の土地利用規制状況



資料：国土数値情報（用途地域（R1）、森林地域（H27）、地すべり防止区域（R2）、急傾斜地崩壊危険区域（R2）、土砂災害警戒区域（R2））、都市計画基礎調査（農用地区域、保安林）（H29）、和歌山下津臨港地区概略（和歌山県）、鳥獣保護区の指定概要（和歌山県）

(6) 都市施設整備状況

1) 道路・交通

① 道路網

周辺市町村や県都和歌山市を結ぶ広域幹線道路として、国道42号と国道480号、主要地方道有田湯浅線が通り、広域道路網が形成されている。

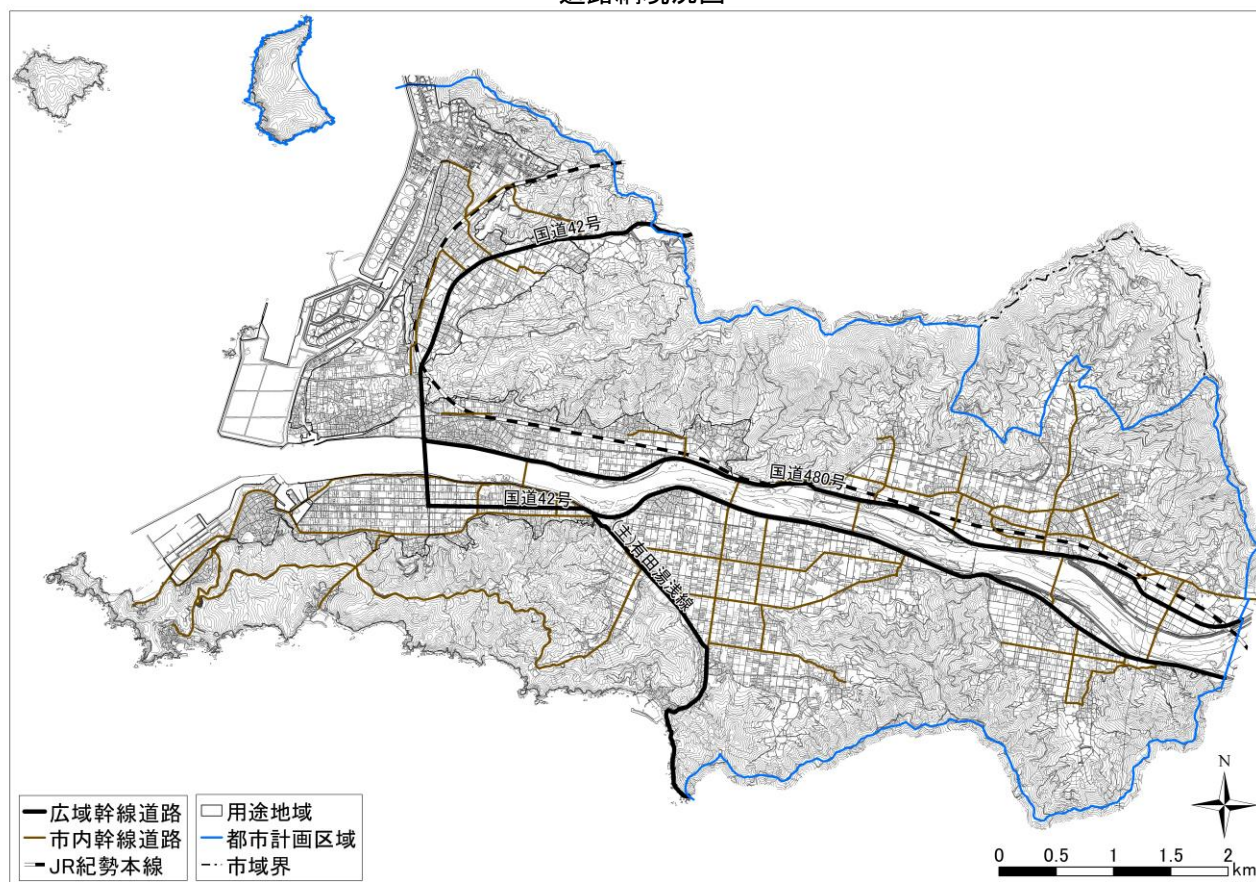
また、県道や市道を市内幹線道路とし、総延長は県道15,604m（主要地方道を含む）、市道206,194mである。（資料：統計ありだ（2021年版））

道路幅員は、国道及び県道はほとんどの区間で幅員6m以上が確保され歩道の整備も行われている。都市計画道路の整備済み路線など一部の市道は幅員4m以上だが、箕島の市街地や漁村集落、農村集落などの集落内生活道路は、ほとんどの道路が幅員4m未満である。

② 都市計画道路

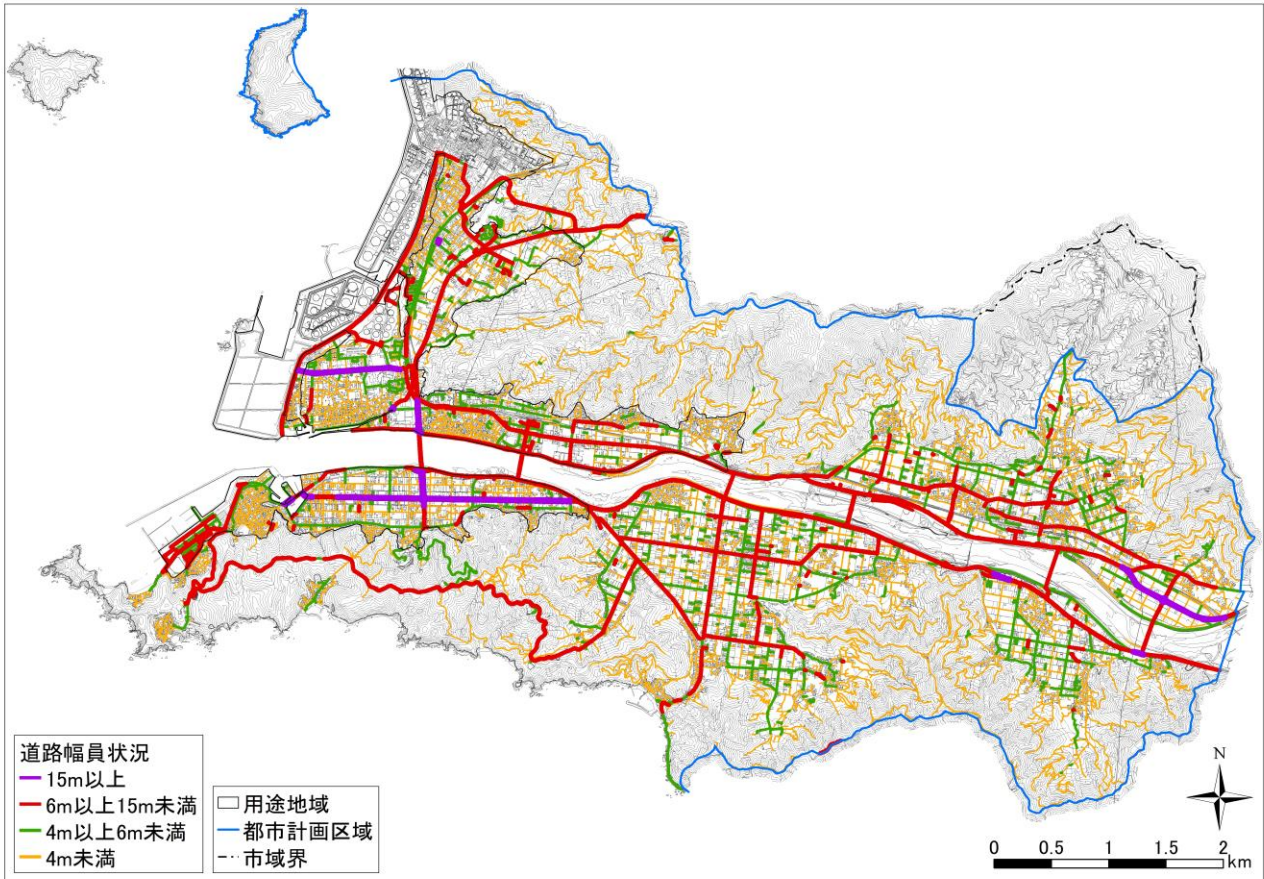
都市計画道路は、西浜新田線、弓場古江見線、浄妙寺線、弓場港線が整備済みで、箕島停車場線、八王子港線、望月港線、三谷辰ヶ浜線が概成済み、愛宕川端線、国道42号有田海南道路、深谷線、内川港線が事業中である。

道路網現況図



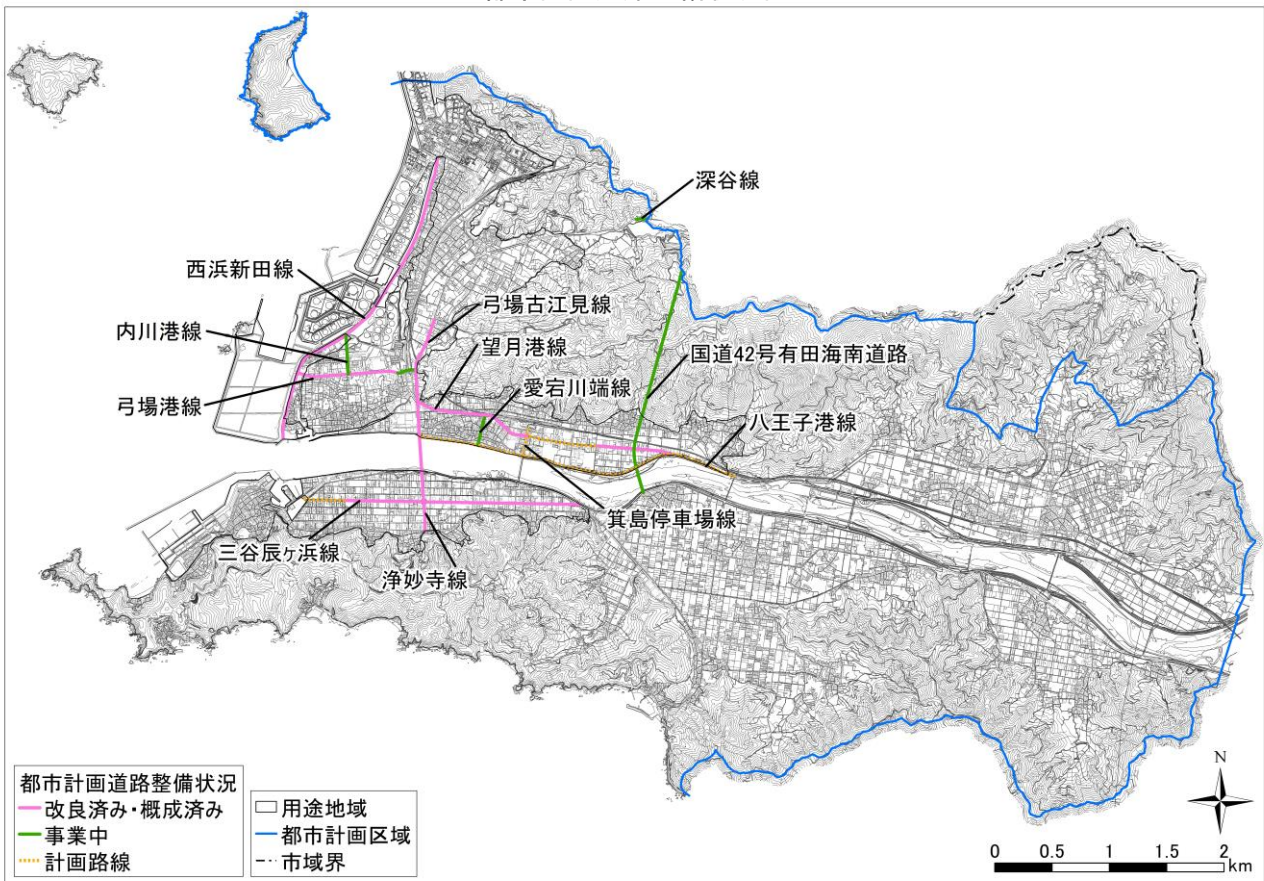
II. 現況と課題

道路幅員別現況図



資料：平成 29 年都市計画基礎調査

都市計画道路整備状況図



③ 交通量

市内で交通量調査が行われている5路線のうち、国道42号の交通量が17,431台と最も多く、混雑度も1.74と最も高い。国道480号は山田原で最も交通量が多く、混雑度は1.03であるが、路線全体として交通量は減少傾向である。また、主要地方道有田湯浅線の千田では、平成6年(1994年)と比較すると交通量は増加傾向だが、混雑度は0.39と低い。一般県道沓掛糸我線及び宮崎古江見線では、交通量はほぼ横ばいに推移している。

④ 公共交通（鉄道・バス）

鉄道は、JR紀勢本線が海南市から国道42号に沿って初島町を通り、有田川北岸を東西に通って有田川町へと抜けている。有田市には特急停車駅であり駅前広場が整備されているJR箕島駅と、普通停車駅であるJR初島駅、紀伊宮原駅の3つの駅がある。運行本数は、JR箕島駅の和歌山・天王寺・新大阪方面特急車両で1日8本程度、普通列車や快速列車は1時間に2~4本程度である。乗車人員は、令和2年(2020年)で1日当たり2,096人(3駅合計)であり、減少傾向である。

バス交通は、デマンドバスを2路線運行し1日5便が走る。デマンドバスの利用状況は2路線とも年間乗車人数6,000~9,000人前後で推移し、減少傾向である。

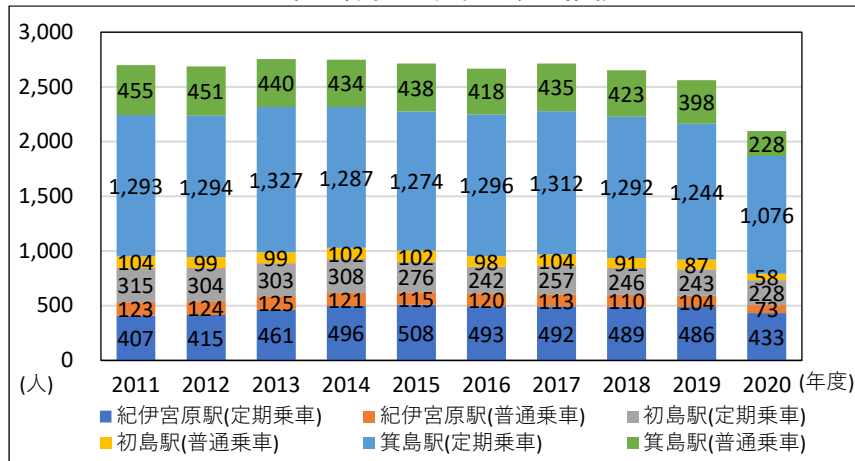
観測地点別12時間交通量の推移

路線名	観測地点	交通量					2015年 混雑度
		1994	1997	2000	2010	2015	
国道42号	辻堂	14,355	14,919	14,161	-	-	-
	箕島	13,196	14,034	14,161	-	-	-
	初島町里	17,474	17,206	17,831	-	-	-
	港町	-	-	-	15,213	17,431	*1.74
国道480号	宮原町新町	2,902	3,389	3,845	-	-	-
	山田原	-	-	-	9,422	7,750	1.03
	新堂	-	11,499	11,644	5,574	5,135	0.60
	箕島	6,049	5,503	6,715	5,274	4,271	0.53
有田湯浅線	千田	2,457	2,326	2,700	3,033	2,925	0.39
沓掛糸我線	宮原町新町	1,074	1,127	3,845	-	-	-
	宮原町新町	3,184	-	-	-	-	-
	推計値	-	-	-	3,387	3,884	*0.95
宮崎古江見線	古江見	3,257	-	6,086	-	-	-
	宮崎町	-	3,289	-	3,211	3,224	0.41

※同じ観測地点におけるデータの平均値
資料：道路交通センサス

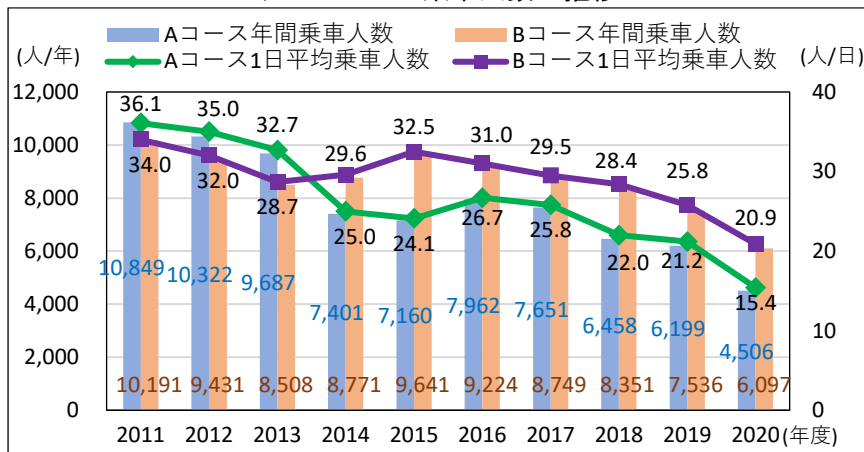
II. 現況と課題

JR 市内各駅の乗車人数の推移



資料：統計ありだ

デマンドバス乗車人数の推移



資料：統計ありだ

鉄道駅・バスルート・バス停位置図



資料：有田市デマンドバス 路線図

2) 公園

都市公園は7公園が供用済みである。また、有田川の河川敷を利用して、ふるさとの川モデル事業による「ふるさとの川総合公園」が整備されている。

さらに、誰もが身近にスポーツに親しむことで、健康で心身ともに豊かな生活を送れるための公園施設の整備「BIG SMILE プロジェクト」によって、有田市健康スポーツ公園が整備中である。

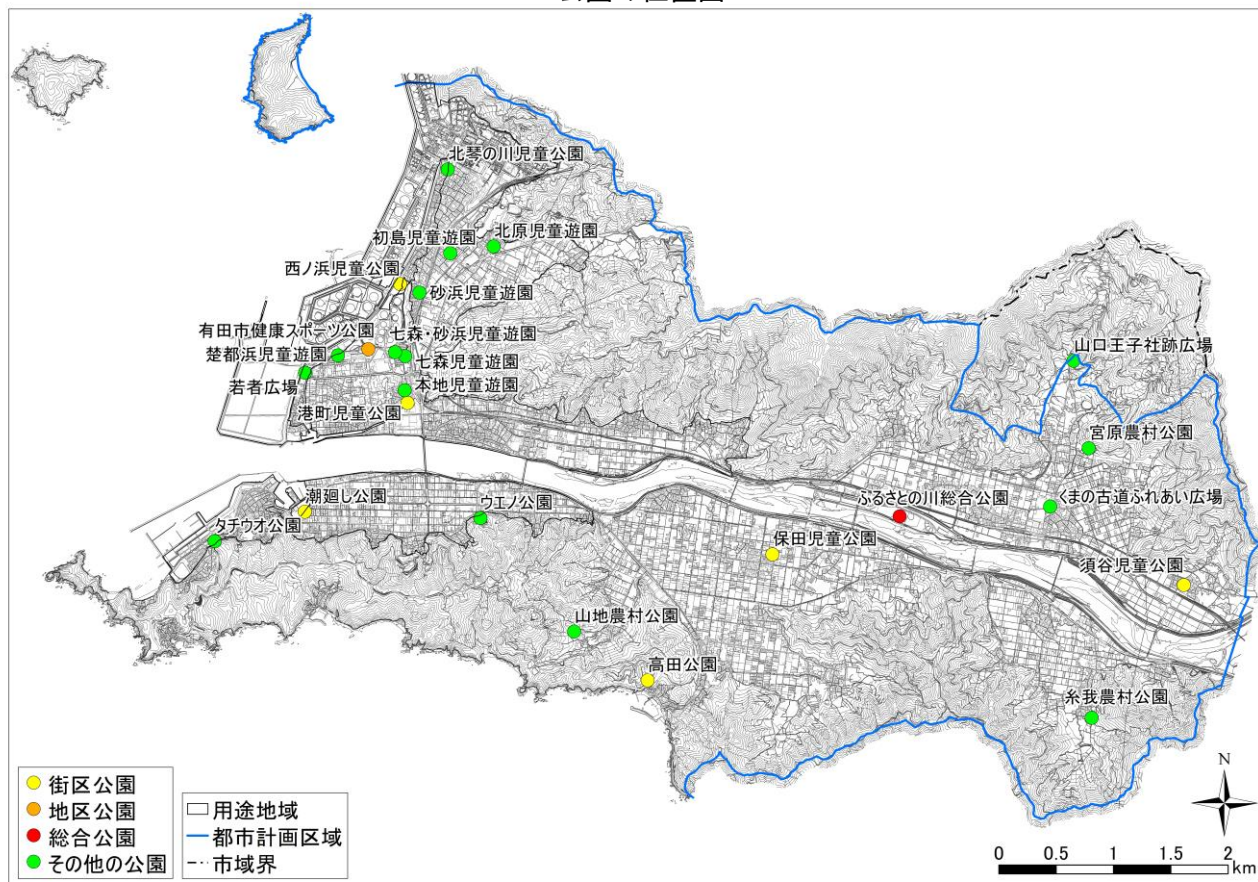
都市公園一覧

分類	名称	敷地面積 (㎡)
街区公園	須谷児童公園	1,632
	港町児童公園	1,884
	保田児童公園	1,413
	西ノ浜児童公園	6,424
	高田公園	1,484
	潮廻し公園	2,720
地区公園	有田市健康スポーツ公園 (整備中)	30,012
総合公園	ふるさとの川総合公園	256,970
小計		302,539

その他の公園一覧

名称	敷地面積 (㎡)	名称	敷地面積 (㎡)
ウエノ公園	5,186	七森児童遊園	249
宮原農村公園	386	本地児童遊園	107
糸我農村公園	181	砂浜児童遊園	1,071
山地農村公園	1,623	初島児童遊園	583
タチウオ公園	5,853	若者広場	805
北原児童遊園	633	くまの古道ふれあい広場	992
楚都浜児童遊園	570	山口王子社跡広場	537
七森・砂浜児童遊園	128	北琴の川児童公園	1,447
小計		小計	20,351

公園の位置図



資料：平成 29 年都市計画基礎調査

Ⅱ. 現況と課題

3) 下水道

① 都市下水路

計画処理区域 59.0ha、計画管渠延長 2,340mであり、整備率は 100.0%である。

② 公共下水道

平成 10 年(1998 年)に矢櫃地区で、平成 13 年(2001 年)に逢井地区で漁業集落排水が整備されている。

上位計画である「和歌山県全県域汚水適正処理構想」(平成 29 年(2017 年)3 月)により、漁業集落排水事業地区以外を個別処理とする方針と位置づけられていたが、近年の激甚化する降雨状況に対し、幹線管渠だけでなく、枝線管渠などの面的な整備による対策が必要であると考えられ、都市下水路を廃止し、より幅広く事業を行うことができる雨水公共下水道事業を実施することとなり、「有田都市計画下水道(有田市雨水公共下水道)」として計画決定されている。

平成 31 年(2019 年)から初島排水区、港排水区、港東排水区、箕島排水区にて、有田市雨水公共下水道の整備が行われている。

都市下水路の計画及び供用面積・管渠延長と整備率

名称	計画		供用		整備率 (%)
	処理区域 (ha)	管渠延長 (m)	処理区域 (ha)	管渠延長 (m)	
古江見 都市 下水路	59.0	2,340	59.0	2,340	100.0

資料：和歌山県の都市計画 2017

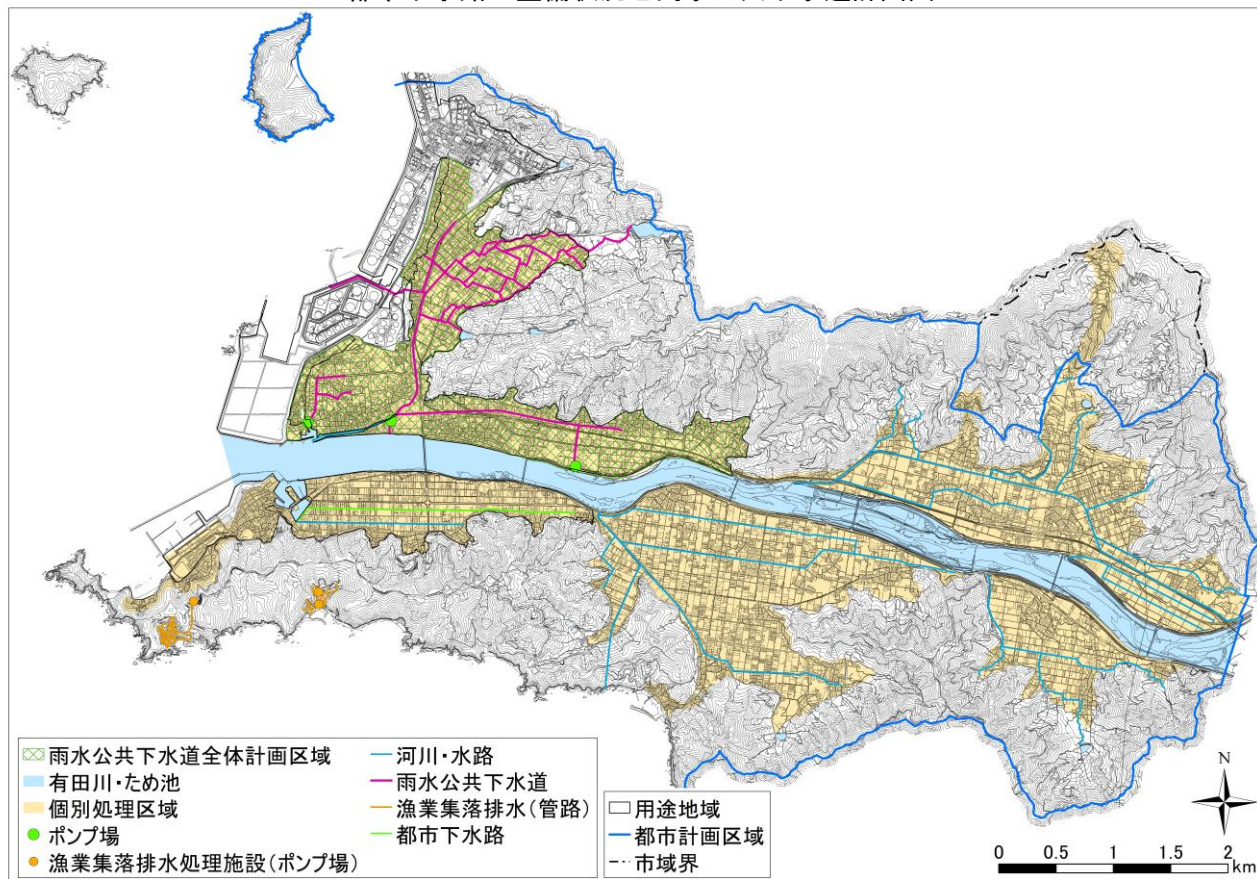
漁業集落排水処理施設の整備状況

施設名	処理施設 (所)	管路施設 (km)	ポンプ施設 (所)
矢櫃漁業集落排水処理場	1	2.29	1
逢井漁業集落排水処理場	1	1.48	1

雨水公共下水道排水区別面積

排水区名	全体計画 (計画決定) 面積 (ha)	排水区名	全体計画 (計画決定) 面積 (ha)
初島海域直接	7.5	初島	99.4
新川	9.1	港	31.7
内川右岸	12.2	港東	33.8
内川左岸	2.8	箕島	108.1
有田川直接	2.4	合計	320.5
瀬井谷川	13.5		

都市下水路の整備状況と雨水公共下水道計画図



II. 現況と課題

4) 健康・福祉、教育文化の都市施設

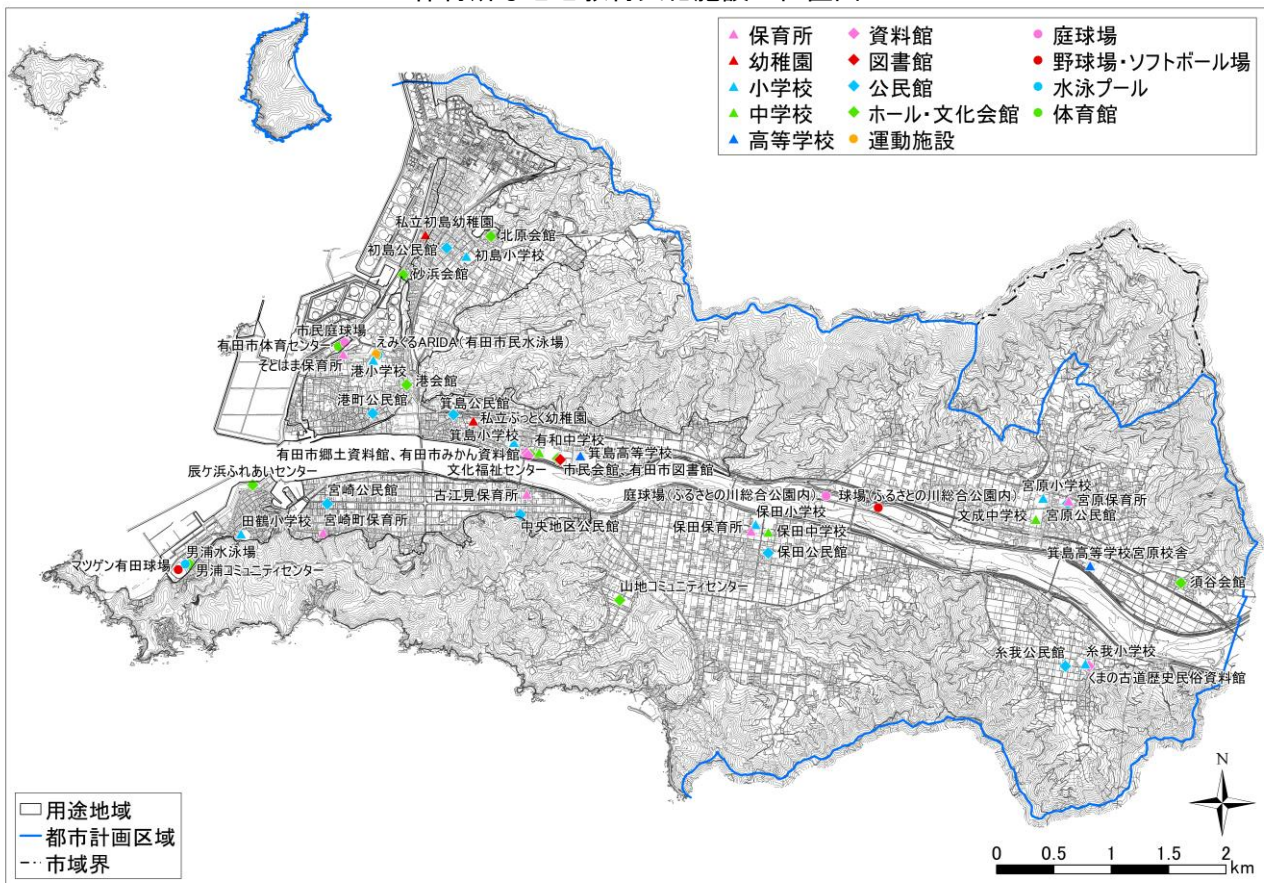
① 医療施設・保育所など

市立病院 1 か所、保育所 5 か所、幼稚園 2 か所がある。

② 教育文化施設

教育施設は小学校 7 校、中学校 3 校、高等学校 1 校が配置され、いずれも児童生徒数は減少傾向である。なお、中学校は令和 6 年（2024 年）に有和中学校として 1 校に統合予定である。また、専門学校が令和 5 年（2023 年）4 月に開校している。図書館や資料館 3 施設が配置され、公民館が 8 地区に配置されているほか、運動施設などがある。

保育所などと教育文化施設の位置図



資料：平成 29 年都市計画基礎調査、国土数値情報等

5) その他施設

① 港湾・漁港・魚市場

和歌山市の田倉崎から有田市の宮崎ノ鼻に至る和歌山下津港湾区域に、有田港区が位置する。このうち、1.0ha は商港区、176.0ha は工業港区に区分される。

漁港は、第1種漁港の初島、矢櫃、逢井、千田漁港と、有田川河口部にある第2種漁港の箕島漁港の5つの漁港がある。漁獲高と漁獲量が最も多い箕島漁港は、昭和63年(1988年)に係船岸や漁港施設用地の整備が行われ、漁業の拠点として機能している。

また、魚市場は、有田箕島漁業協同組合直営の荷さばき施設で箕島漁港内にある。

② し尿処理場（クリーンセンター）・ごみ焼却場（環境センター）・清掃センター

し尿及びごみは「有田周辺広域圏事務組合」において、広域的な処理が行われている。

し尿は、各家庭から収集し清掃センターに貯留した上で、有田川町長谷川に位置するし尿処理場に搬送し処理されている。現在、し尿処理場から汚泥再生処理施設への建替え整備が行われている。

各家庭からの可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみは、有田川町上中島に位置するごみ処理場で処理されている。環境センターは昭和54年(1979年)に都市計画決定され、令和元年(2019年)から令和4年(2022年)に基幹的設備改良工事が実施された。また、有田市清掃センターでは浄化槽汚泥・し尿の貯留や粗大ごみの収集、資源ごみの回収が行われている。

③ 火葬場

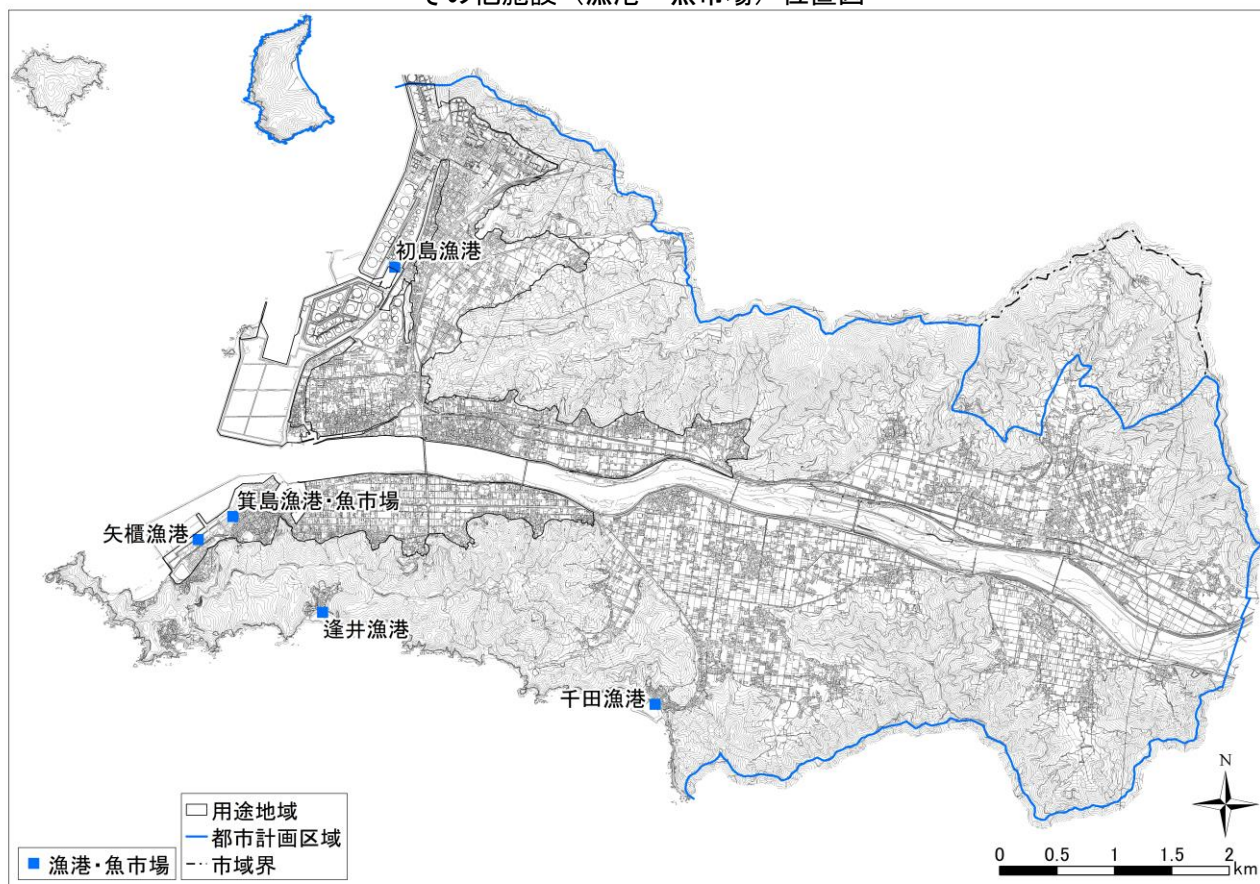
火葬場は、有田市と広川町、有田川町の3市町により「有田聖苑事務組合」が組織され、運営されている。火葬場施設は有田川町吉見に「有田聖苑」があるが、都市計画決定はしていない。

④ 墓地

都市計画決定された墓地はないが、各旧集落に点在しているほか、各寺院にも墓地が設置されている。

Ⅱ. 現況と課題

その他施設（漁港・魚市場）位置図



資料：平成 29 年都市計画基礎調査、有田周辺広域圏事務組合 Web ページ

(7) 文化財と景観

1) 文化財

文化財の指定状況は、国指定が 11 件、県指定が 14 件、市指定が 81 件の計 106 件である。また、周知の埋蔵文化財包蔵地が指定されている。

文化財の種類、指定状況別件数

分類				指定状況		
美術 工芸品※	建造物	史跡・ 名勝※	無形民俗 文化財	国	県	市
73	15	14	4	11	14	81

※美術工芸品：絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、考古資料、歴史資料

※史跡・名勝：史跡、名勝、天然記念物

資料：有田市の文化財（令和 5 年 4 月 1 日現在）（有田市教育委員会）

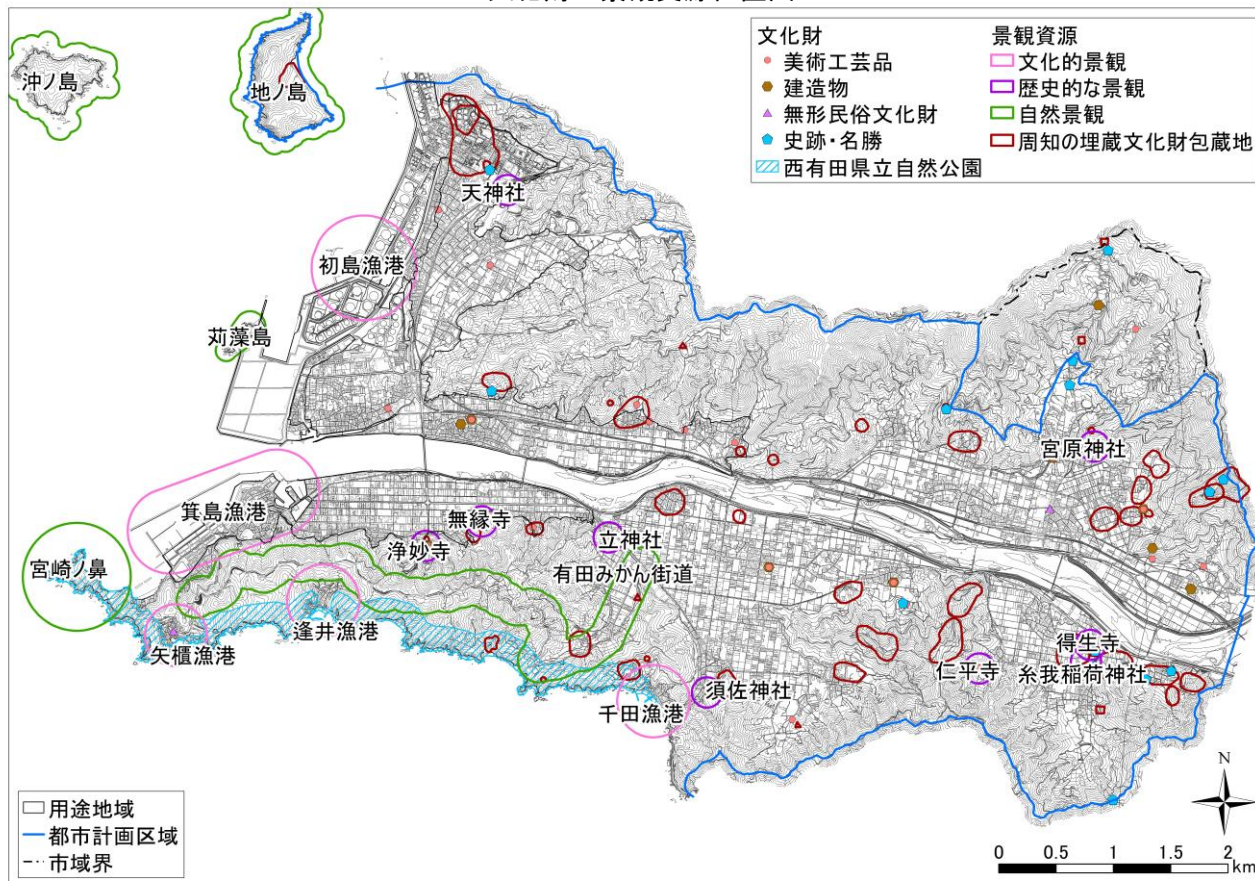
2) 景観

有田川と紀伊水道や周囲の山林によって優れた自然景観が形成され、有田みかん海道からは紀伊水道や湯浅湾を一望できる。地ノ島は海水浴場があり、貴重なレクリエーション空間である。

また、糸我稲荷神社や須佐神社などの神社仏閣が多数あり、熊野参詣道や関連する資料館などが整備され、歴史的な景観を親しみ、学べる環境が形成されている。市街地や集落地では、みかん畑などの田園景観や、漁業を中心とした文化的な景観がみられる。

3つの鉄道駅前、有田市美しいまちづくり条例（平成 12 年（2000 年）1 月施行）にて特定美観地域に指定され、ごみのポイ捨てに対し罰則規定が設けられている。

文化財・景観資源位置図



資料：平成 29 年都市計画基礎調査、都市計画マスタープラン改定に係る市民意向調査
有田市の文化財（令和 5 年 4 月 1 日現在）（有田市教育委員会）

Ⅱ. 現況と課題

(8) 災害リスクの状況

1) 土砂災害・水害リスク

急傾斜地崩壊危険区域 41 か所、砂防指定地 8 か所、地すべり防止区域 1 か所が指定されている。地すべり防止区域は宮原町畑を中心に指定され、指定区域の大部分は都市計画区域外である。土砂災害警戒区域は市南部の山林の麓に多く指定され、一部の住宅が土砂災害特別警戒区域に含まれる。

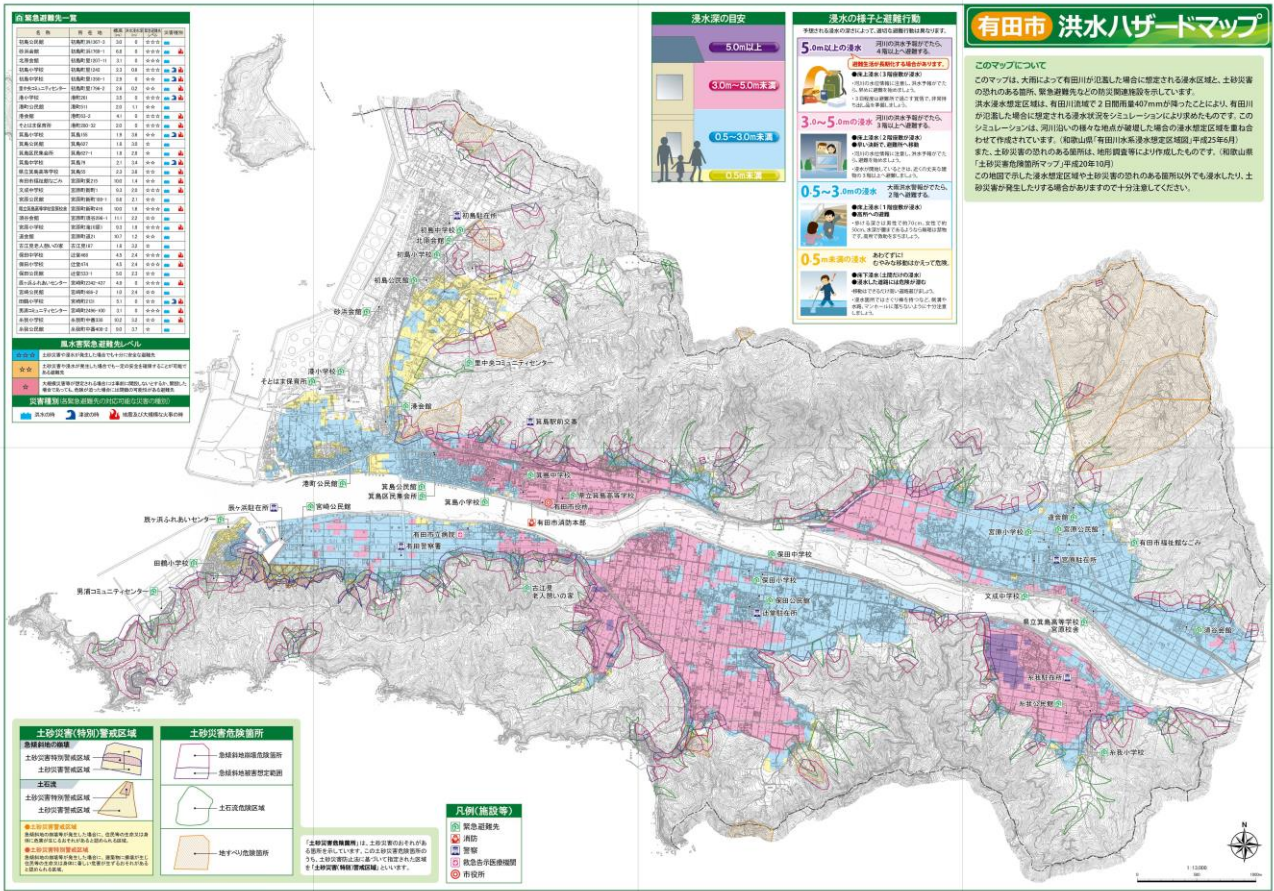
洪水浸水について、有田川沿いの平野部にて概ね浸水深 0.5～5.0m未満の浸水が想定されている。また、想定される最大規模の降雨に伴う洪水により有田川が氾濫した場合、市東部の平野部では広い範囲で浸水深 5.0～10.0m未満の浸水が想定されている。

また、地震や大雨時の決壊により、周辺の農地や集落などにおける浸水などの被害が懸念されている防災重点ため池が 13 か所ある。

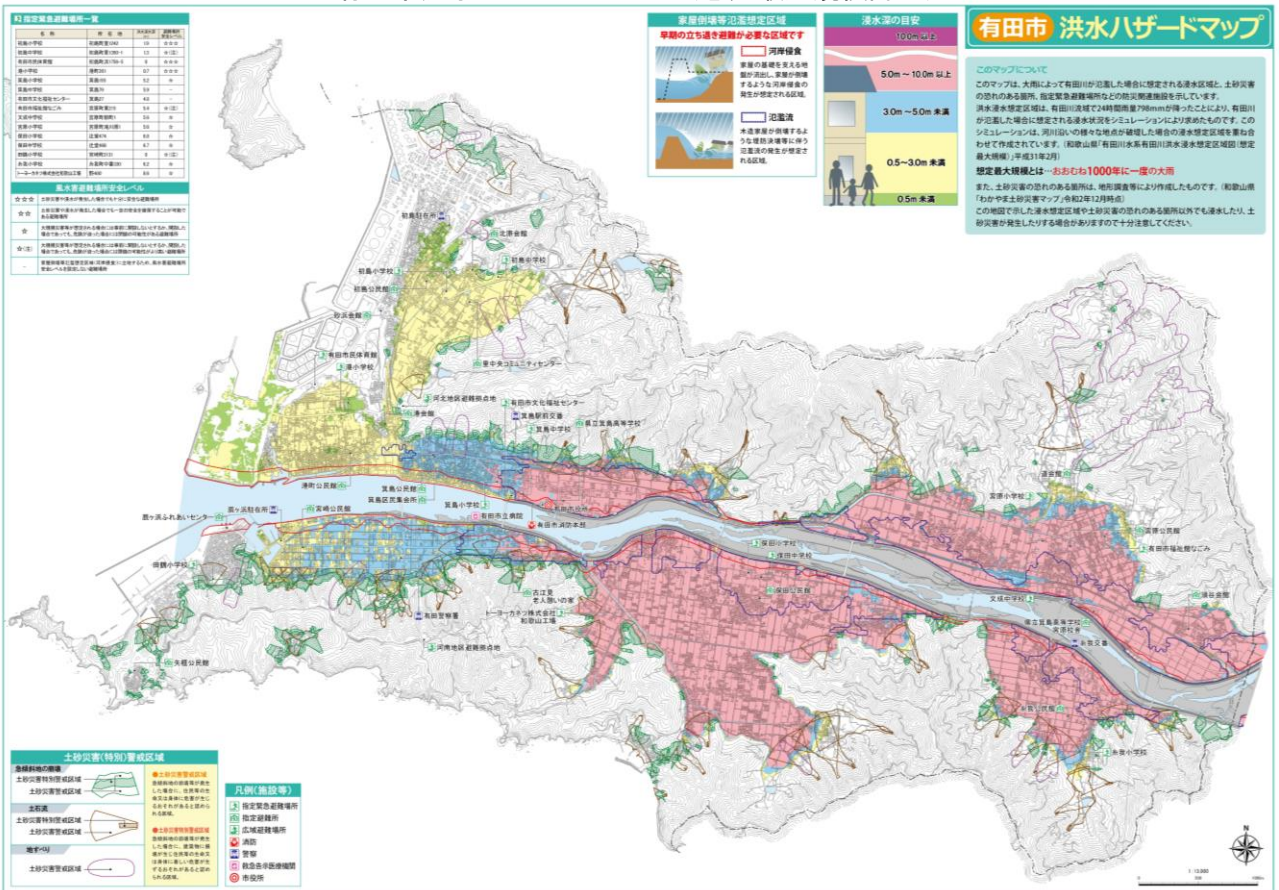
2) 地震による津波災害のリスク

東海・東南海・南海地震 3 連動による津波浸水予測では、臨海部の埋立地で概ね浸水深 2m未満の浸水が想定されている。また、南海トラフ巨大地震による津波浸水予測では、有田川沿いの平野部では概ね浸水深 0.01～5.0m未満の浸水が想定され、市南部の紀伊水道に面する地域では浸水深 5.0m以上の浸水が想定されている地区がある。

有田市洪水ハザードマップ（計画規模降雨）



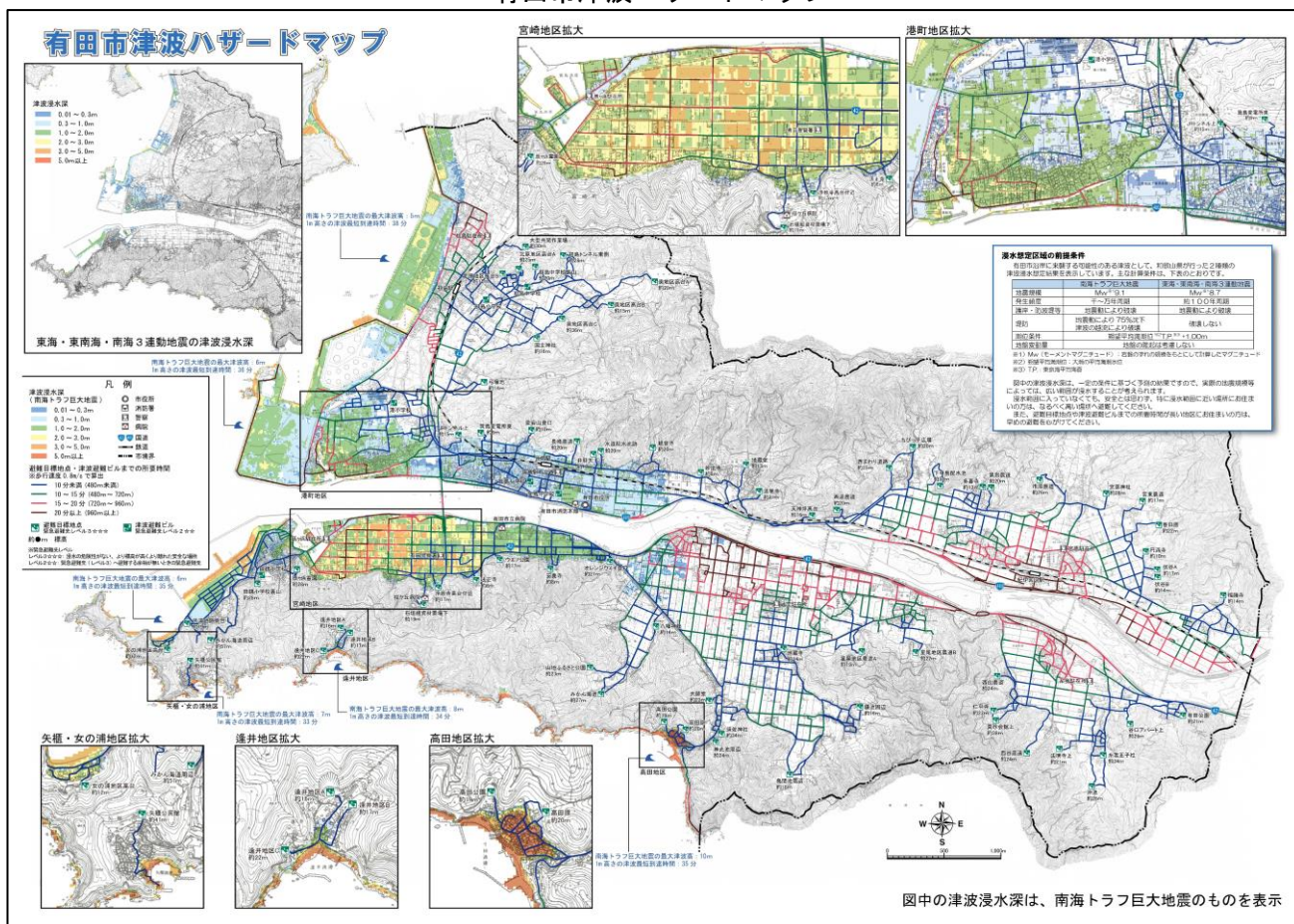
有田市洪水ハザードマップ（想定最大規模降雨）



※各ハザードマップは有田市公式ホームページにて公開中

II. 現況と課題

有田市津波ハザードマップ



有田市防災重点ため池マップ



※各ハザードマップは有田市公式ホームページにて公開中

5. 市民意向

有田市都市計画マスタープランの改定にあたり実施した市民意向調査から、課題を抽出、整理した。

調査概要	
目的 ：	都市計画マスタープラン改定にあたり、市民のまちづくりに対するニーズを把握し、市民の意見として都市計画マスタープランに反映させること。
対象 ：	住民基本台帳から無作為に抽出した16歳以上の有田市民1,500名
方法 ：	郵送によるアンケート調査
期間 ：	令和元年(2019年)11月21日(木)～令和元年(2019年)12月13日(金)

項目		意向の傾向・課題
市の将来イメージ		・自然災害に強く、将来にわたって暮らし続けられる安全なまちの形成
土地利用	総合的な土地利用	・地域の特性に適している調和のとれた土地利用の誘導
	住宅地や商業系、工業系の土地利用、農地の利用	・中心市街地や密集した住宅地での住宅の更新、商業の活性化 ・新しい住宅地の供給や農漁村周辺への生活利便施設の誘導 ・新しい企業が立地しやすい工業用地の確保 ・優良農地や山林の保全及び市民農園や自然に親しむ空間の形成、地域の活性化に資する柔軟で計画的な土地活用
都市施設	道路・交通 公園・緑地 その他	・広域的な幹線道路の整備 ・防災公園の機能の向上、身近な公園の確保 ・スポーツ・レクリエーション施設、福祉施設の整備
自然環境・景観		・自然環境や景観の保全 ・無電柱化による美しい街並みの形成、文化的、歴史的景観の保全と継承 ・有田みかん海道やみかん畑の風景、神社仏閣などが好まれている
防災・福祉	災害への備え	・狭い道路の解消による避難路の整備 ・避難先の確保
	福祉のまちづくり	・道路のバリアフリー化の推進 ・住宅バリアフリー化への支援充実
都市計画・コミュニティ		・都市計画施策の認知度の向上 ・地域コミュニティの維持、活性化 ・コミュニティ活動への参加促進、活動の活性化

II. 現況と課題

6. まちづくりの課題

新たな時代の潮流

- 1) 少子高齢化の急激な進行と人口減少抑止への挑戦
- 2) 安心して生活できる保健・医療・福祉の充実
- 3) 安全・安心への意識の高まり
- 4) 情報化・国際化の進展
- 5) 社会・経済のグローバル化
- 6) 地球温暖化への対応とエネルギー政策の転換
- 7) 地方分権・地域間連携の推進
- 8) 効率的かつ効果的な行財政運営の維持

現状

- (1) **人口**：人口減少（年少人口、生産年齢人口の減少）、高齢化の進行、中心市街地の人口低密度化、自然減・社会減の傾向持続
- (2) **産業**：産業就業人口減少、漁業協同組合員数や農業就業人口の減少、耕作放棄地の増加、事業所数・商店数は増加・微増、観光客は近年急増
- (3) **土地利用**：畑が4割、都市的土地利用が3割、農地と住宅地や工業用地の混在
- (4) **市街化動向**：農地転用による都市的土地利用の拡大、空き家の増加
- (5) **法規制**：用途地域、農業振興地域、自然公園
- (6) **都市施設**：国道や主要地方道など8路線による広域交通網、幅員の狭い生活道路、社会情勢に合わせた都市計画道路の見直し、交通量は概ね横ばいで推移、鉄道の乗車人員は微減傾向、デマンドバス（Aコース）年間乗車人数は減少傾向、地区公園が整備中、雨水公共下水道が整備中、その他施設について整備、更新計画検討中のものあり
- (7) **文化財と景観**：指定文化財107件、有田川や紀伊水道など優れた自然景観、社寺や熊野参詣道（紀伊路）などの歴史的な景観、漁業などの文化的景観がある
- (8) **災害リスク**：土砂災害警戒区域が市南部の山脈麓に多く指定、有田川沿いの平野部では洪水時概ね浸水深5.0m未満、南海トラフ巨大地震による津波時概ね浸水深0.01～5.0m未満の想定

市民意向の傾向・課題

- 【市の将来イメージ】自然災害に強く、将来にわたって暮らし続けられる安全なまちの形成
- 【土地利用】調和のとれた土地利用の誘導／住宅の更新、商業活性化／住宅地供給や生活利便施設誘導／工業用地確保／優良農地や山林保全、自然に親しむ空間形成／地域活性化に資する土地活用
- 【都市施設】広域的な幹線道路の整備／防災公園の機能向上、身近な公園確保／スポーツなど施設、福祉施設の整備
- 【自然環境・景観】自然環境や景観の保全／無電柱化による美しい街並みの形成、文化的、歴史的景観の保全と継承
- 【防災・福祉】狭い道路の解消、避難路の整備／避難場所の確保／道路のバリアフリー化、住宅バリアフリー化への支援
- 【都市計画・コミュニティ】都市計画施策の認知度の向上／地域コミュニティの維持、活性化／コミュニティ活動への参加促進、活動の活性化

まちづくりの課題

(1) 人口減少・少子高齢社会への対応

- ・人口減少と高齢化社会の進行に対応した持続可能な都市構造の形成
- ・インターネットやSNSを活用した関係人口の獲得、滞在型の観光体験などによる交流人口の増加
- ・ベンチャービジネスなどの新たな雇用の創出、就業者の確保・育成
- ・生産年齢人口、子育て世代の転出の抑制、UIJ ターンの推進などによる転入者の受入

(2) 土地利用の課題

- ・拠点ネットワーク型の都市構造への転換
- ・産業用地と住宅地などが調和した合理的な土地利用の誘導
- ・核家族や子育て世代など多様なライフスタイルに対応した住環境の形成
- ・既成市街地における商業の活性化、広域・多様化する消費行動への対応
- ・農漁村集落の生活利便性の向上と集落活性化
- ・知識集約型産業などの新しい産業構造に対応した事業用地などの確保
- ・優良農地の保全、農地の担い手への集約化の促進、耕作放棄地の発生防止と活用
- ・西有田県立自然公園や保安林などの貴重な自然環境の保全と活用

(3) 市街地の課題

- ・JR 箕島駅前を中心とする中心市街地における人口低密度化の抑制と賑わいづくり
- ・コンパクトな市街地の再生
- ・空き家の増加抑制、利活用の促進

(4) 都市施設の課題

- ・広域交通網や市内幹線道路網の利便性の向上と生活道路の安全性の確保
- ・公共交通機関の利便性の向上と利用促進、交通ネットワークの充実
- ・自然災害や施設の老朽化への効率的、効果的な対応
- ・限られた投資的経費の中での合理的な施設整備、行政サービスの質の維持、向上
- ・身近な公園の充実とふるさとの川総合公園を中心としたレクリエーション空間の形成
- ・汚水排水に対する河川や水路の水質浄化による都市環境の保全

(5) 都市環境の課題

- ・文化財の保存、継承と自然・歴史的景観の保全、文化的景観の継承と観光資源としての活用
- ・自然環境、自然景観の保全
- ・市民や企業などとの協働による快適な都市環境と美しい街並みの形成
- ・資源を有効活用する循環型社会及び軽負荷の省エネルギー型社会の形成

(6) 都市防災の課題

- ・海岸部や有田川流域での津波や水害など自然災害への防災対策
- ・人命を最優先にした避難地や防災拠点の整備など災害への避難対策
- ・すべての人が安全に安心して住める防犯や防災対策の推進とコミュニティの形成
- ・被災時における被害の最小化を目指すまちづくりの推進

(7) 福祉のまちづくりの課題

- ・道路のバリアフリー化の推進などによるすべての人が住み良い都市環境の形成
- ・住宅バリアフリー化への支援などによる充実快適な生活環境の形成

(8) 都市づくりの実現に向けた課題

- ・広域的な施設の運営管理と高次都市サービスのための他市町との綿密な連携
- ・都市計画施策の認知度の向上
- ・地域コミュニティの維持、活性化
- ・コミュニティ活動への参加促進、活動の活性化
- ・地方分権による行政と市民が一体となったまちづくり
- ・情報化に対応した行政サービスの充実

Ⅱ. 現況と課題

7. 上位・関連計画の概要

(1) 和歌山県長期総合計画

策定年次	平成 29 年 (2017 年) 4 月
目標年次	2026 年
県の特性	(1) 恵まれた風土 (2) 進取の気性の県民性 (3) 特色ある産業
県の課題	(1) 全国に先駆けて進行する人口減少と超高齢社会 (2) 人口減少に伴う生活機能の低下 (3) 経済を支える労働力の減少 (4) 大規模自然災害の脅威
将来像	「世界とつながる 愛着ある元気な和歌山」～県民みんなが楽しく暮らすために～ (将来像 1) 未来を拓くひとを育む和歌山 (将来像 2) たくましい産業を創造する和歌山 (将来像 3) 安全・安心で、尊い命を守る和歌山 (将来像 4) 暮らしやすさを高める和歌山 第 4 節暮らしやすさを高める 第 1 項快適な生活環境の実現 1. 良好な生活空間づくり 2. 循環型社会の構築 3. 消費者の安全確保 4. 地球温暖化対策の推進 (将来像 5) 魅力ある地域を創造する和歌山 第 5 節地域を創る 第 1 項活力と魅力あるまちづくり 1. 和歌山が誇る豊かな自然の継承 2. 和歌山が誇る文化遺産や景観の保存・保全と活用 3. 賑わいあるコンパクトな都市づくり 4. 個性豊かで暮らしやすい中山間地域づくり 5. 交流人口などの増加による地域の活性化 第 2 項地域をつなぐネットワーク 1. 交通ネットワークのさらなる充実 2. 情報通信基盤の整備

(2) 和歌山県都市計画区域マスタープラン

策定年次	平成 27 年 (2015 年) 5 月
目標年次	2025 年
将来像	未来にはばたく愛着ある郷土 元気な和歌山
基本理念	きのくにらしい持続可能なまちづくり
都市づくりの基本理念	(1) 集約拠点ネットワーク型のまちづくり (2) 交流による活力あるまちづくり (3) 安全・安心な (南海トラフ地震などを見据えた) まちづくり (4) 環境共生のまちづくり (5) ひと・コミュニティを育むまちづくり

(3) 第5次有田市長期総合計画

策定年次	令和3年(2021年)
計画期間	基本構想：令和3年度(2021年度)～令和10年度(2028年度)
将来都市像	人が輝き まちが色づく魅了都市 ありだ ～みんなが躍動する Active Arida ～
基本理念	<p>① みんなの可能性を伸ばすまち【Active Growth】</p> <p>② みんなで元気なまちにする意識【Active Sense】</p> <p>③ 新たな生活スタイルで活動的に生きる【Active Style】</p>
まちづくりの目標	<p>1 健やかに生き生きとした生活を実現できるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる世代が健康づくりに主体的に取り組み、すべての人が健康で暮らせるまちを目指します。 ・地域医療をより充実させ、安心して暮らせるまちを目指します。 ・若い世代が安心して出産・子育てができるまちを目指します。 ・保健・医療・福祉を充実させ、住み慣れた地域で誰もが生き生きと暮らせるまちを目指します。 <p>2 心豊かな人を育み、地域で支え合うまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりが個性や能力を生かし、心の豊かさを実感できる市民生活を目指します。 ・学習やスポーツ、文化活動に励めるよう、生涯を通して学べる機会を設け、家庭・学校・地域が連携及び協働していくまちを目指します。 ・多様な生き方を認め合い、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が心豊かに暮らせるまちを目指します。 <p>3 つながりが生む魅力あるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業や水産業をはじめとした地場産業が持続できるよう、経営基盤の強化を目指します。 ・新たな観光コンテンツの創出やテクノロジーを活用した誘客促進を図ることで、地域への経済効果拡大を目指します。 ・地域の魅力や資源を戦略的に情報発信することで、地域ブランドの魅力を伝えるとともにブランド力の強化を目指します。 ・地域の魅力を磨き上げることで、シビックプライドを醸成し、あわせて結婚支援に取り組むことで、移住・定住につなげるまちを目指します。 <p>4 安全・安心で調和のとれたまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての人の安全が確保され、安心して暮らせるよう、防災・減災対策を進めるとともに、犯罪や事故などを防ぐため、地域が一体となって助け合える環境を目指します。 ・効率的かつ効果的に資源や財産が活用されるよう、官民の連携はもとより、地域や関係機関と協働してインフラを整備し、強靱なまちを目指します。 ・生活環境の向上に市民・民間・行政が一体となって取り組み、環境にやさしいまちを目指します。 <p>5 協働を図り、未来への投資と責任ある行財政運営による持続可能なまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりがまちをよく知り、共有・連携を図ることで、市民力や民間活力を生かすまちを目指します。 ・ICTやAIなどの新たなテクノロジーを活用した情報技術の導入で市民サービスを向上させ、新たな生活様式を推進します。 ・まちの将来に向け、積極的かつ実用性のある投資を行っていくとともに、市民サービスの向上を目指します。 ・安定した財政構造を構築するため、中長期的な収支見通しをもって取り組み、新たな価値観を取り入れたまちの再編を行うことで、持続可能なまちを目指します。

Ⅱ. 現況と課題

(4) 第2期有田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

策定年次	令和2年(2020年)
計画期間	令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)
めざす将来の方向	2040年 人口22,283人(2060年に人口を概ね2万人確保)
基本目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 誇れるまち有田市 <ol style="list-style-type: none"> 1) 妊娠・出産・子育ての環境整備 2) 質の高い教育環境の実現 3) 安全・安心で豊かな暮らしの実現 2. アクティブなまち有田市 <ol style="list-style-type: none"> 1) 地域産業の発展・維持 3. モテるまち有田市 <ol style="list-style-type: none"> 1) 地域資源の磨き上げ 2) 移住・定住の促進

(5) 有田市立地適正化計画

改定年次	令和2年(2020年)1月
目標年次	2035年
目標(将来都市像)	・『子育て環境の充実と新たな交流が生まれ、多世代が健やかに暮らす地方拠点都市・有田』の形成
基本的な方針	<ol style="list-style-type: none"> 1) 子育て世代が暮らしやすい環境の整備 2) 充実した都市機能を備えた魅力ある中心市街地の再生
都市施策	<ol style="list-style-type: none"> 1) 子育て世代が暮らしやすい環境の整備 <ol style="list-style-type: none"> ① 子育て支援、教育の拠点施設の整備 ② 保健医療拠点の形成 ③ 空き家など低未利用地を活用した居住促進 ④ 民間団体などとの連携、空き家情報の収集と発信 ⑤ 不良住宅などの解消 ⑥ 都市災害、自然災害への対応 2) 充実した都市機能を備えた魅力ある中心市街地の再生 <ol style="list-style-type: none"> ① 交流拠点となる核施設の整備 ② 憩いと交流の空間の形成 ③ 良好な歩行空間の形成 ④ 公共施設の再編、公有地活用の検討 ⑤ 空き家など低未利用地の活用検討 ⑥ 民間団体などとの連携
誘導区域	・箕島地域のJR箕島駅周辺の中心市街地に都市機能誘導区域が指定されている。また、箕島地域や宮崎地域の市街地及び幹線道路沿道周辺に居住誘導区域が指定されている。

Ⅲ. マスタープランの基本方針（全体構想）

1. 都市づくりの目標

（1）人口フレーム

都市づくりを進めていく上で、都市基盤や都市活動の基本となる20年後の人口規模を、有田市長期人口ビジョン（令和2年(2020年)3月）から下記のように設定する。

都市計画マスタープランの目標：2043年 人口 22,200人

（2）基本理念

都市計画マスタープランの都市づくりの基本理念は、都市づくりの観点から施策や整備の基本となる方向性を示すものとして、下記の3つを掲げる。

1. 災害に強く、暮らしやすい都市づくり

地域の実情に応じた道路や公園、下水道などの都市施設の整備や公共交通の充実、計画的な土地利用の誘導などによって、地域の日常生活を支える商業や福祉、医療などのサービスを持続的に享受できる都市環境の形成を目指す。また、南海トラフ巨大地震や近年頻発する集中豪雨などによる災害も懸念されるため、防災施設の整備はもちろんのこと、市民の防災意識の啓発や防災体制の強化など、安心して暮らし続けられる都市づくりを目指す。

2. 豊かな自然や歴史文化と食に関する産業の強みを生かした賑わいある都市づくり

地ノ島や熊野参詣道（紀伊路）といった自然や歴史文化などの多様な地域資源を守り、地域の活性化に生かしながら、将来への継承を目指す。また、県下一のみかんの産地を形成する農業と、全国一の太刀魚の漁獲量を誇る漁業の活性化を図るとともに、蚊取り線香や手袋製造などの工業や商業、観光産業などとの連携を促進することで、賑わいある都市づくりを目指す。

3. 市民が主役として、行政と協働で進める都市づくり

市民一人ひとりがまちづくりの主役であるという意識啓発を図るとともに、ワーキングや意向調査などの、市民がまちづくりに参画できる多様な機会の創出を目指す。また、市民が活発に交流でき、地域への愛着を育めるコミュニティの形成を目指すとともに、地域やまちづくりの活動を行う団体、企業などと行政が連携を図りながら、協働のまちづくりを目指す。

Ⅲ. マスタープランの基本方針（全体構想）

2. 目指すべき都市像

都市計画マスタープランで目指すべき都市像は、上位・関連計画を参考に、下記のように設定する。
この都市像を目指し、基本理念に則った都市づくりを推進する。

海や川、みかん畑が美しく、歴史や文化に親しみながら
多世代が安心して暮らし続けられる地方拠点都市・有田

豊かな自然や田園空間、歴史や文化などのかげがえのない資源を守り、市民や事業者などすべての人が快適に過ごし、将来にわたって安心して住み続けられる有田圏域の拠点都市の形成を目指す。

3. 将来の都市構造

（1）将来都市構造

今後、人口減少及び少子高齢化が一層進行することを見据え、無秩序な市街地の拡大を抑制しながら、既存の都市基盤施設を生かした、賑わいある都市拠点の形成と土地利用の効率化、交通ネットワークの充実などが求められる。

このため、有田市都市計画マスタープランでは、和歌山県都市計画区域マスタープランの有田圏域での位置づけを踏まえ、土地利用動向や今後の都市整備の方向性から都市づくりの拠点を設定し、地域特性ごとにゾーニングした上で、連携軸によってそれぞれの拠点や地域をつなぐ、コンパクトな「拠点ネットワーク型の都市構造」を目指す。

1) 都市づくりの拠点

- ① **都市拠点** : JR 箕島駅の公共交通結節点と公共公益施設が集積し、交通、商業・業務、行政、生活サービスなどの機能が集中的に配置された、都市の中核的機能を担う拠点とする。
- ② **地域生活拠点** : JR 初島駅や紀伊宮原駅の交通拠点周辺及び生活利便施設などが集積した保田小学校周辺の区域は、地域の生活レベルで交通、商業、生活などの機能集積を図る拠点とする。
- ③ **交通拠点** : JR 箕島駅や初島駅、紀伊宮原駅は、利便性の高い公共交通ネットワークと市の玄関口にふさわしい景観の形成を図る拠点とする。
- ④ **産業拠点** : 国道 42 号沿道や臨海部工場跡地や低未利用地は、工場の集積を維持しながら、新たな賑わいにつながる土地活用を図る拠点とする。
- ⑤ **観光・交流拠点** : 熊野参詣道（紀伊路）や箕島漁港、地ノ島などの歴史、文化、自然的資源や観光施設などは、各資源の特色を生かした賑わいの創出と景観の形成を図る拠点とする。

Ⅲ. マスタープランの基本方針（全体構想）

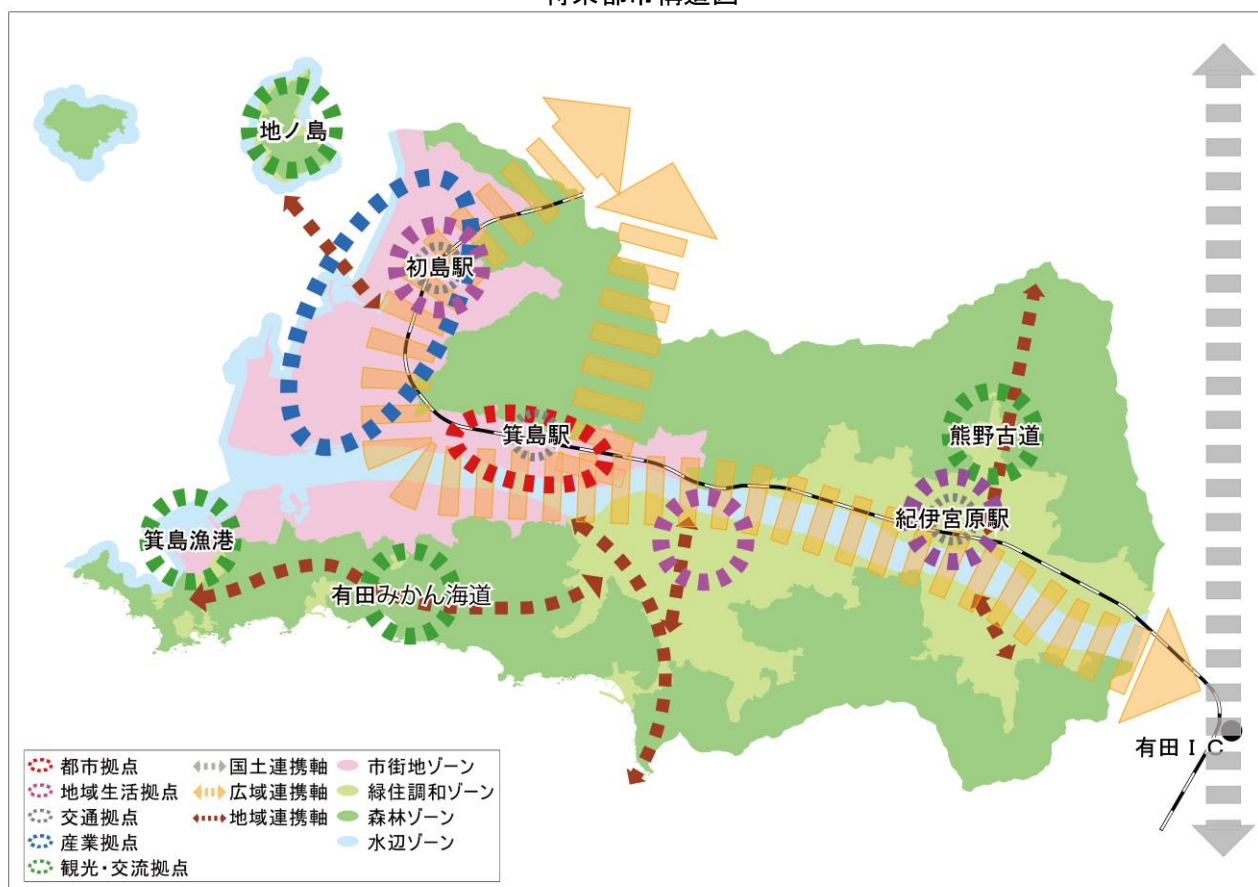
2) 都市づくりのゾーニング

- ① 市街地ゾーン : JR 箕島駅周辺の中心市街地や臨海部の工業地、漁港周辺の住宅地、国道42号沿道の市街地は都市機能の充実とともに適切な土地利用の誘導と賑わいの創出を図り、魅力ある市街地環境の形成を目指す。
- ② 緑住調和ゾーン : 農村集落やその周辺の農地は、住宅地と農地などが調和した土地利用を誘導しながら、有田みかんなどの生産地として優良な田園環境の保全を目指す。
- ③ 森林ゾーン : 自然環境を保全し、山林がもつ多面的機能の有効活用を目指す。
- ④ 水辺ゾーン : 水辺の豊かな自然景観を保全しながら、漁業振興や防災機能の向上を目指す。

3) 都市の基軸

- ① 国土連携軸 : 有田圏域や和歌山市、県南部との連携強化を目指す。
- ② 広域連携軸 : 都市活動の円滑化のため、市内の都市拠点をつなぐ骨格となる軸としての連携機能の強化を図り、有田圏域との広域的な連携強化を目指す。
- ③ 地域連携軸 : 広域連携軸を補完する軸として市内の各拠点や地域をつなぎ、地域間の連携強化や交流の促進を目指す。

将来都市構造図



Ⅲ. マスタープランの基本方針（全体構想）

4. 土地利用の方針

（１）基本的な考え方

拠点ネットワーク型の都市構造の形成と都市機能の強化に向け、都市拠点や地域生活拠点などの都市づくりの各拠点では都市施設を適切に誘導し、利便性が高い魅力的な市街地の形成を目指す。

また、そのほかの市街地や集落地は合理的な土地利用の実現に向け、住宅地や農地、産業用地などを適切に誘導するとともに、低未利用地や空き家などの活用を促進することで、良好な自然環境や営農環境を保全し、快適な住環境や操業環境などの形成を目指す。

（２）土地利用の方針

1) 市街地ゾーンの方針

① 中心市街地

- ・交通結節点である JR 箕島駅周辺及び国道 480 号沿道の商業・業務、行政サービス機能が集積した中心市街地は、商業施設や業務施設などを適切に誘導し、利便性が高く魅力ある市街地の形成を図る。

② 沿道商工業地

- ・広域連携軸である国道 42 号、480 号沿道は、沿道景観や周辺の住宅地などに配慮した産業施設などを適切に誘導し、生活利便性の向上を図る。

③ 住宅地

- ・自然環境や産業用地との調和を図りながら、低層住宅などを中心とした快適な住環境の形成を図る。特に密集した住宅地は、空き家の適切な管理や撤去の促進、道路やオープンスペースの確保を図り、住み良い住宅地の形成を図る。
- ・国道 42 号及び都市計画道路三谷辰ヶ浜線周辺の平野部は、宅地に介在する農地や産業用地などとの調和を図りながら、快適な住環境を形成し、居住の誘導を図る。
- ・災害リスクが高い住宅地は、災害対策を強化し、安全に住み続けられる住環境の形成を図る。

④ 工業地

- ・国道 42 号や国道 480 号の沿道、一般県道宮崎古江見線沿道は、工場集積を維持し効率的な土地利用を促進するとともに、空き地や低未利用地は産業用地としての利用を図る。

Ⅲ. マスタープランの基本方針（全体構想）

⑤ 漁業基盤地

- ・箕島漁港は和歌山県を代表する漁港基盤施設として、利便性の高い操業環境の形成を図る。魚市場及びその周辺施設は、地場産品を扱う地域資源の発信地であり、市民や来訪者との交流拠点として、地域産業の賑わいにつながるよう適切な管理運営を図る。

⑥ 臨海部工場跡地・低利用地

- ・大規模工場の跡地は、新たな賑わいの創出につながる土地活用を土地所有者などに働きかけるとともに、和歌山県などの関係機関や住民と調整を行い、適切な土地利用の誘導を推進する。
- ・土地活用の具体化に合わせて、周辺の住宅や公共施設などとの調和に向け、新たな規制誘導手法の検討を推進する。

2) 緑住調和ゾーンの方針

① 田園環境保全地

- ・市東部の平野部や山の斜面に位置する農地などの自然環境は、無秩序な開発を抑制し集落地との調和を図りながら、特産物などの生産の場として営農環境の保全を図る。
- ・法適用は、農業振興地域と白地地域における建ぺい率や容積率などの規制誘導を行う。

② 集落地

- ・交通拠点周辺や幹線道路沿道は、優良農地や住環境との調和を図りながら、地域生活を支える広域交通網を生かした産業用地の集積維持を図る。
- ・農漁村などの集落地は、低層住宅を主とした快適な住環境を保全し、周辺の農地などとの調和を図る。法適用は、農業振興地域と白地地域における建ぺい率や容積率などの規制誘導を行う。
- ・市街地と隣接する地域や市街化が進行している地域は、今後、土地利用の状況や住民意向、市街化の動向をみながら、合理的な土地利用の実現に向け、必要に応じて用途地域や特定用途制限地域などの指定を検討し、適切な土地利用の規制誘導を図る。

3) 森林ゾーンの方針

① 自然環境保全地

- ・西有田県立自然公園や地ノ島、沖ノ島、長峰山脈の山林などの恵まれた自然環境を保全するとともに、市民や来訪者の交流・憩いの場としての活用を図る。
- ・山の斜面に広がる農地は、周囲の森林との調和を図り保全する。
- ・法適用は、自然公園区域と白地地域における建ぺい率や容積率などの規制誘導を行う。
- ・都市計画区域外の宮原町畑を主とする地域は、既存の建物の安全性を法的に確保するため、必要に応じて準都市計画区域の導入を検討し、適切な土地利用の規制誘導を図る。

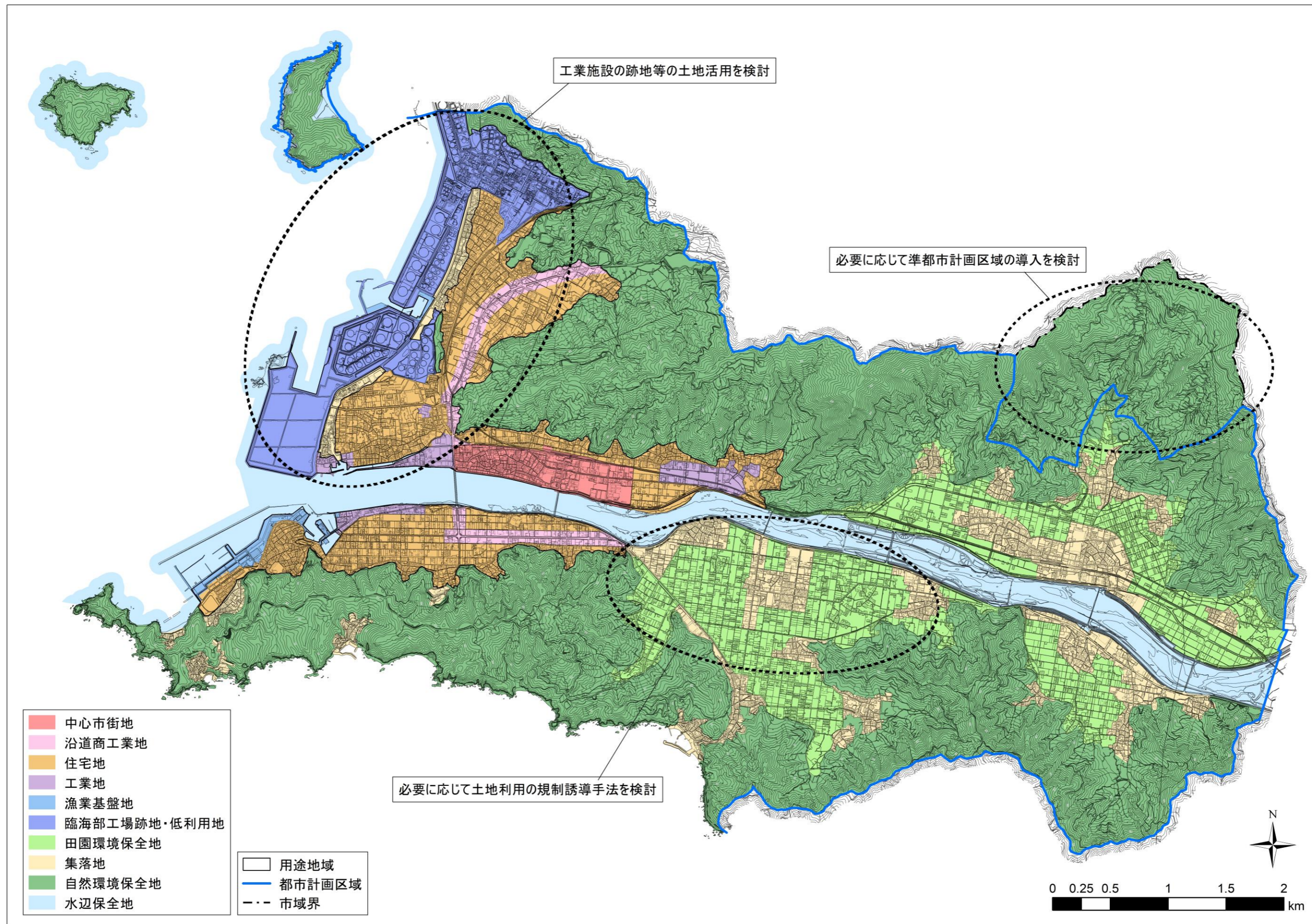
Ⅲ. マスタープランの基本方針（全体構想）

4) 水辺ゾーンの方針

① 水辺保全地

- ・ 有田川とその沿岸や紀伊水道に面する海岸は、洪水や津波などの自然災害に対する防災機能の強化を図るとともに、水辺の自然環境を保全し、親水空間としての活用を図る。
- ・ 法適用は、自然公園区域などによる規制誘導を行う。

土地利用方針図



5. 市街地の整備方針

（１）基本的な考え方

現在までに形成されてきた市街地の機能や特徴を基本とし、都市の中核的機能を担う JR 箕島駅周辺の中心市街地では、商業や福祉・医療、教育などの拠点施設を適切に誘導し、便利で賑わいがあり、有田圏域を牽引する都市拠点の形成を目指す。また、JR 初島駅と紀伊宮原駅の周辺などの地域生活拠点は、地域の日常生活を支える核として交通や商業などの機能集積を目指す。

市街地や集落地では、防災対策を推進するとともに、周辺の農地や自然環境と調和を目指す。また、定住促進のため、住宅需要を考慮しながら必要に応じて良質な住宅用地の確保を目指す。

（２）市街地の整備方針

1) 中心市街地の魅力向上と地域生活拠点の形成

① 都市機能誘導エリア

- ・ JR 箕島駅周辺の中心市街地は、空き店舗や公益施設、公有地など既存ストックを活用しながら、日常サービス機能及び質の高い都市機能の維持、確保を図る。また、交通や商業・業務、行政、生活交流などの機能が集中的に配置された魅力ある賑わいづくりに向け、市街地の再生、再構築を図る。
- ・ 都市施設は、有田市立地適正化計画に基づいた誘導施設を整備するとともに、JR 箕島駅前広場は今後、民間活力を活用しながら効率的な運用方法を図る。
- ・ 商店街を中心とした密集した市街地は、空き家の適切な管理や撤去を促進し、道路幅員や公園などのオープンスペースの確保を推進するとともに、建築物の耐震化及び不燃化を推進し、災害に強くより安全な市街地の形成を図る。

② 地域生活拠点形成エリア

- ・ JR 初島駅や紀伊宮原駅とその周辺は、持続可能な地域の実現に向け、地域の日常生活を支える交通、商業などの機能集積により地域生活拠点の形成を図る。
- ・ 駅舎の老朽化が進む JR 初島駅、紀伊宮原駅は、鉄道事業者と連携しながら駅前空間の整備を図る。
- ・ 保田小学校及び一般県道千田箕島線沿道の周辺は、持続可能な地域の実現に向け、地域の日常生活を支える交通、商業などの機能集積により地域生活拠点の形成を図る。

2) 安心して暮らし続けられる市街地と集落地の形成

① 市街地環境向上エリア

- ・ 密集市街地は空き家の適切な管理や撤去を促進し、道路幅員や公園などのオープンスペースの確保を推進するとともに、建築物の耐震化及び不燃化を推進し、災害に強くより安全な市街地の形成を図る。

Ⅲ. マスタープランの基本方針（全体構想）

② 集落環境保全エリア

- ・集落地は、周辺の山林や海浜、農地と調和したゆとりある住環境を維持するとともに、公民館などを中心としたコミュニティの維持、形成を図る。
- ・必要な都市基盤などの整備を図り、市民が憩える身近な公園などのオープンスペースを確保するとともに、建築物の耐震化及び不燃化を推進し、災害に強い快適な住環境の形成を図る。

3) 利便性の高い沿道市街地の形成

① 沿道産業集積エリア

- ・国道 42 号、480 号の商業施設や工場などが建ち並ぶ沿道は、道路景観や周辺の住環境及び田園環境に配慮しながら、広域交通網を生かした産業施設の集積促進を図る。

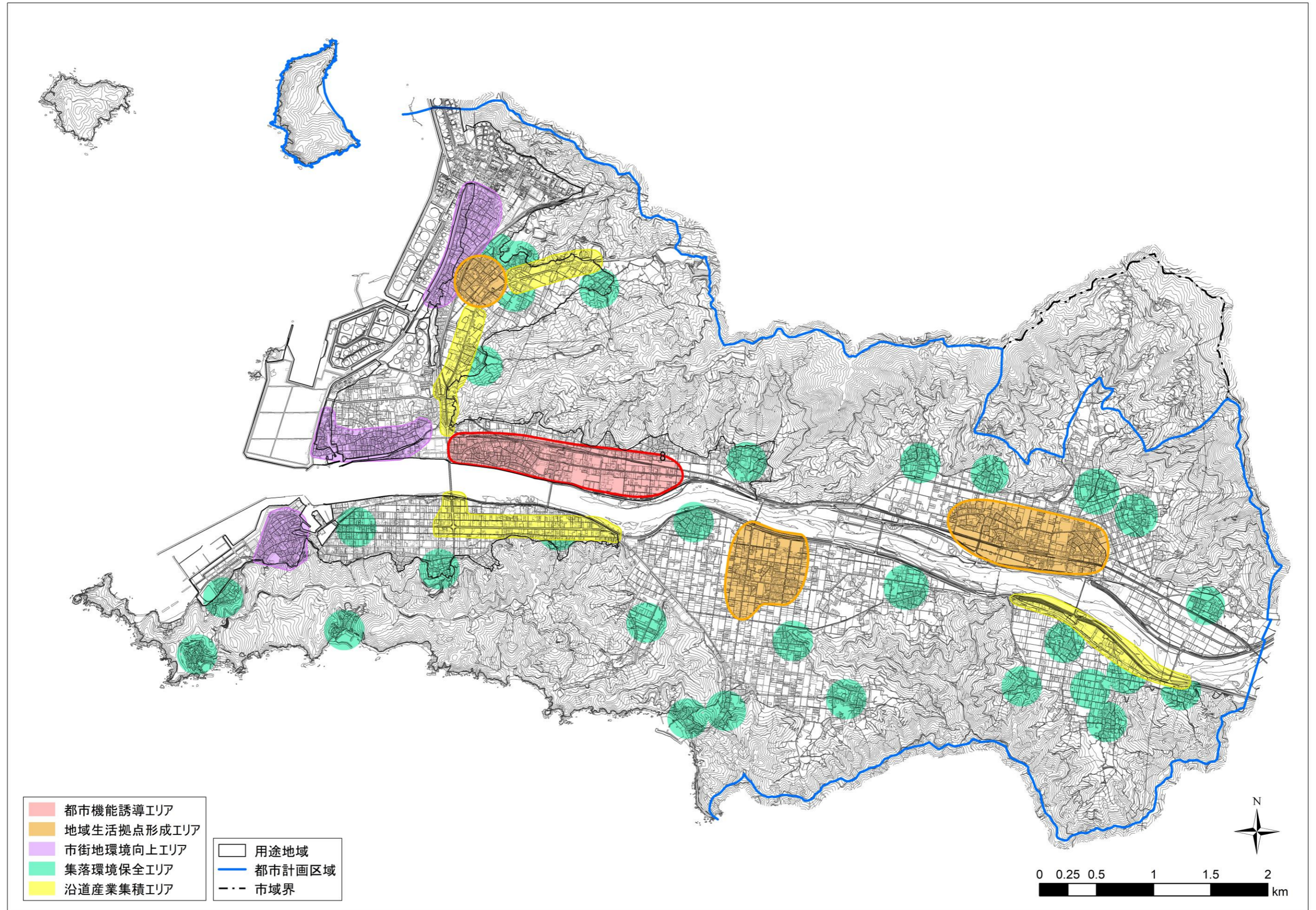
4) 空き家や学校跡地などの低未利用地の発生抑止と活用

- ・空き家は、わかやま空き家バンクへの登録や民泊サービスの提供などにより流通、利活用を促進する。また、倒壊などを未然に防ぐため、有田市空家等対策計画に基づき地域の実情に応じた適切な対応を行う。
- ・市街地に介在する低未利用地は、景観に配慮した適切な管理と活用を促進する。
- ・公共施設の統廃合によって生じる跡地などは、地域の医療、教育文化などの拠点施設としての活用を図るとともに、拠点施設周辺の環境や景観との調和のため、必要に応じて土地や建築物に関する規制誘導を図る。
- ・農地は、農業委員会に設置されている農地銀行などによる情報収集や流通、利活用を促進する。

5) 市民主体のまちづくりの推進

- ・地域の特性を生かした快適な市街地の形成に向け、建築協定や地区計画など、都市計画提案制度を活用した市民主体のまちづくりを行う。市民の活動に対しては、行政パートナー・まちづくりサポーター制度の実施や、NPO やまちづくり団体への助成などによる支援を行う。

市街地整備方針図



6. 都市施設の整備方針

（１）基本的な考え方

道路や公園緑地、下水道などの都市施設は、有田市公共施設等総合管理計画に基づいた効率的な維持管理、更新を行うとともに、地域の実情に合った整備を推進し、市民の安全な暮らしや快適な住環境を支え、まちの賑わいづくりに向けた施設活用を目指す。

（２）交通ネットワークの整備方針

広域幹線道路や市内幹線道路は、物流や生活利便性、人々の交流を支え、誰もが安全、快適に移動できる都市交通の形成を目指し、国や県の関係機関と協力しながら計画的な整備と効率的な維持管理を行う。また、市民の日常生活を支える生活道路や自転車歩行者道は、地域の実情に応じた整備を推進する。

公共交通は、行政や事業者、市民が一体となって連携しながら、JR 紀勢本線や有田市デマンドバス、タクシー、新たな移動手段など、様々な地域公共交通による持続可能なネットワークの実現を目指す。

1) 道路の効率的な維持管理とネットワークの強化

① 広域幹線道路網の形成

- ・国道 42 号、480 号は有田市と近隣他市町を結ぶ路線であり、地域の状況に応じて必要な整備を促進し、都市間の連携強化と安全性の向上を図る。
- ・整備中のキララときめきロード（主要地方道有田湯浅線）や有田海南道路は、早期供用開始を目指し国や県に働きかけるとともに、広域幹線道路の円滑な接続を推進し、安全で快適な広域幹線道路網の形成を図る。

② 市内幹線道路網の形成

- ・県道と一級市道は、広域幹線道路網を補完する市内幹線道路網として、地域の状況に応じて必要な整備を促進あるいは推進し、都市間の連携強化と安全性の向上を図る。
- ・逢井地区アクセス道路などの現在事業中の路線の整備を行い、交通需要を考慮した上で優先度の高い路線から整備を推進する。
- ・都市計画道路は、現在事業中の路線を整備するとともに、整備済みの都市計画道路は適切な維持管理を行う。また、現道や代替路線により整備目的や機能が既に確保されている路線などは、必要に応じて計画の見直しを行い、合理的な道路計画の策定と整備を推進する。さらに、計画廃止に伴う土地利用ニーズの変化が想定される際は、周辺環境に配慮した適切な規制誘導を推進する。

③ 生活道路の安全性の向上

- ・市街地や集落地の通過交通の低減を図りながら、地域住民と協働して適切な維持管理を推進し、セットバックを促進するなど安全な幅員の確保を図る。

Ⅲ. マスタープランの基本方針（全体構想）

- ・夜間が暗く危険な道路は、必要に応じた防犯灯や街灯の整備などによる道路の安全性の向上を図る。

2) 利用しやすい公共交通ネットワークの形成

① 便利で快適な公共交通拠点の形成

- ・JR 箕島駅や初島駅、紀伊宮原駅の公共交通拠点機能を将来も維持するため、鉄道事業者と連携しながら利用者の確保や利便性の向上を図る。
- ・都市拠点の核でもある JR 箕島駅は、鉄道事業者などと連携しながら駅前広場の効率的な運営を検討し、交通結節機能の強化を図る。
- ・JR 初島駅及び紀伊宮原駅は、誰もが利用しやすい施設整備に向け、バリアフリー化の検討を促進する。

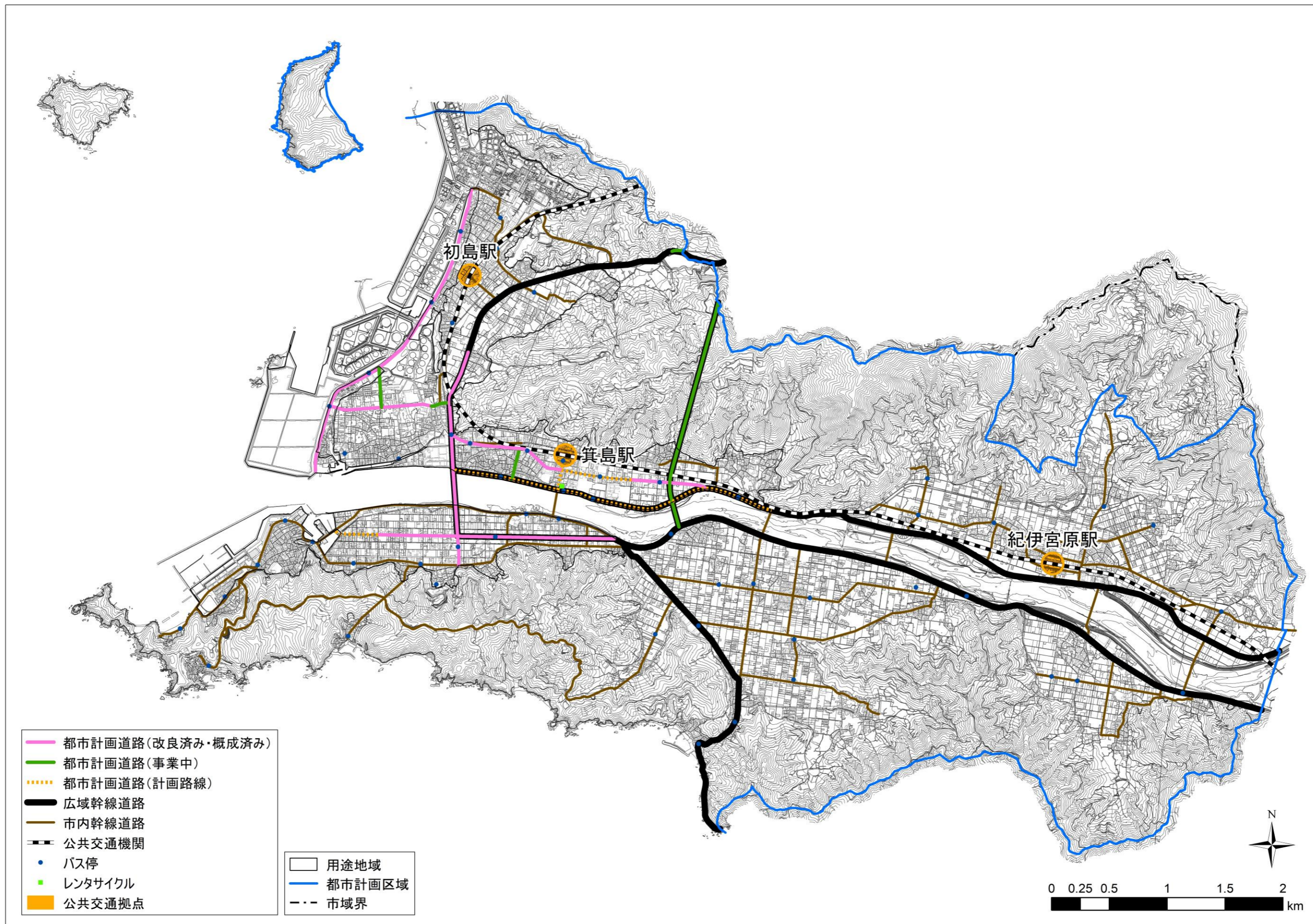
② 日常生活を支える公共交通ネットワークの形成

- ・地域需要に応じた輸送サービスの実現に向けて設置された、行政と運送事業者などによって構成される有田市地域公共交通会議などの下で、行政と交通事業者が綿密に連携し、今後とも公共交通機関の効率的な維持を行う。
- ・有田市デマンドバスは、生活需要に応じたルートや便数の見直しなどにより、すべての人が快適に移動でき、自家用車に頼りすぎない生活ができるように、交通事業者と連携しながら持続的な運営を推進する。
- ・観光客の移動手段となるタクシーなどの 2 次交通は、生活需要と調整しながら利便性の向上を促進する。

3) 安全で便利な交通施設の整備

- ・歩行者や自転車の安全性を確保し、快適な通行空間を提供するために、歩道や自転車道の整備による歩車分離などを推進するとともに、歩道の傾斜・勾配の改善、段差の解消などのバリアフリー化の推進や適切な交通安全施設の設置を推進する。
- ・公共施設では、誰もが利用しやすい駐車場を確保するとともに、施設間における駐車場の相互利用の促進などを検討し、利便性の高い利用環境の形成を図る。
- ・商業施設では、関係法令における駐車場の確保や交通安全対策などによる良質な利用環境の形成を促進する。

交通ネットワーク整備方針図



（3）公園緑地の整備方針

公園緑地は、市民の健康増進や憩いの場として、また、災害時の緊急避難場所や延焼防止など防災上からも必要な都市空間であることから、市民が安全、快適に利用できるように公園施設長寿命化計画に基づいた適切な維持管理、更新を行う。

1) 公園の効率的な維持管理と活用

① 身近な公園（街区公園（住区基幹公園））

- ・街区公園やその他の公園は、誰もが安心して利用できる身近な公園として、市民が主体となり、行政と連携しながら適切な維持管理を行う。
- ・身近な公園が不足する地域では、地域の実情に対応した公園緑地などの憩いの空間の確保を図る。

② 近隣公園・地区公園（住区基幹公園）

- ・ほかの公園の配置と整合をとりながら、公園機能を補完するように適切な配置を図る。
- ・整備中の有田市健康スポーツ公園（地区公園）は、多目的グラウンドや屋根付き多目的ひろばなどが設置予定であり、完成後は、隣接の水泳場と合わせて、有田市の新たなレクリエーションの拠点として適切な管理、運営を推進する。

③ 総合公園（都市基幹公園）

- ・ふるさとの川総合公園は、地域住民やすべての市民が快適に利用できるように、実情に応じた効率的な運営と、適切な維持管理を推進する。

④ 防災公園

- ・有田市健康スポーツ公園は、地域防災拠点として災害時には救助活動や支援物資の集配、避難者の受け入れなどの防災機能を果たせるように、施設の整備と適切な維持管理を推進する。
- ・指定緊急避難場所に指定されている公園は、施設の安全性の確保に努める。

⑤ 自然公園

- ・西有田県立自然公園は貴重な動植物の生息地として、自然環境の保全と良好な風致の維持を図るとともに、自然探勝や眺望などの自然に親しめる空間として活用を図る。

⑥ 公園の維持管理

- ・市民が親しみをもって公園を利用できるように、市民が主体となって公園の日常管理を行える管理運営体制の構築を図る。

Ⅲ. マスタープランの基本方針（全体構想）

2) 緑地の保全と活用

① 公共施設の緑地確保

- ・既存の公共施設では、植樹などの敷地内緑化を行い、新たに計画、整備する公共施設では、敷地内緑地の確保や屋上、壁面の建物緑化を図る。

② 既存緑地空間の保全

- ・歴史とともに形成され、地域住民に親しまれた風景である社寺林などは、貴重な緑地空間として保全を促進する。

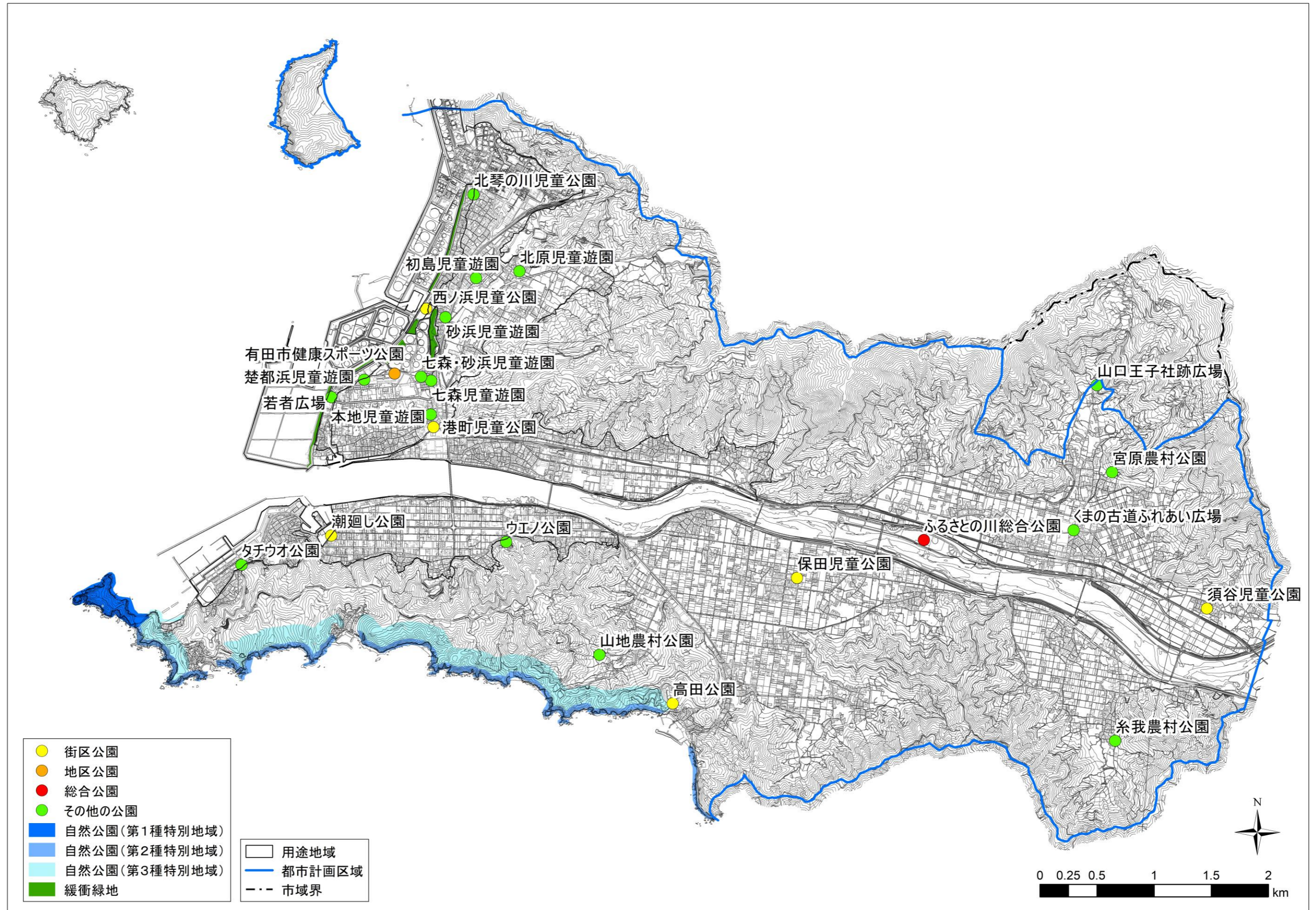
③ 緩衝緑地の維持

- ・工場立地法に基づき、工場敷地内における緑地施設の適切な配置を促進するとともに、保安林の保全や、工業地と市街地、集落地の隣接部における緩衝緑地の確保、緩衝帯の形成を行い、工業地と市街地、集落地の調和を図る。

3) 緑の基本計画の策定検討

- ・地域特性に合わせた緑地の保全や公園の管理方針及び緑豊かな都市環境の形成など、緑豊かなまちづくりを総合的かつ計画的に進める指針となる緑の基本計画について、必要に応じて計画策定を図る。

公園緑地整備方針図



（４）河川・下水道の整備方針

有田川をはじめ、市街地や集落地を流れる河川や水路、ため池は、洪水や浸水がなく、安全、安心で、豊かな水辺空間に親しめ、潤いある都市づくりに向け、県などの関係機関と協力しながら適切な維持管理を行う。

衛生的で快適な都市環境の形成に向け、河川・水路・公共用水域の水質汚濁を防止し、身近な水環境を保全するため、生活排水処理基本計画（平成 30 年(2018 年)3 月 有田周辺広域圏事務組合）に基づき、人口減少に対応した効率的な汚水処理整備を行う。

1) 河川・ため池の安全性の維持・向上

① 河川に係る治水機能の向上

- ・有田川の護岸などは、県と連携しながら適切な整備改修、維持管理を行う。また、重要水防箇所がある河川を中心とする有田川の支流は、河川などの増水に備えた樋門やポンプ場の整備など治水機能の維持、向上を推進する。

重要水防箇所がある河川（出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成 29 年度修正））
有田川、西谷川、箕川、高山川、お仙谷川、宮前川

② ため池の適切な維持管理

- ・警戒を要するため池 13 か所をはじめとする農業用ため池は、所有者などによる適切な維持管理を促進するとともに、ため池ハザードマップの周知を行う。

警戒を要するため池

新池（糸我）、村池、一本池、鳥間池、鎌池、大谷池、五反田池、星越池、北野池、薬師池、弓場池、皿池、新池（初島）

2) 親水空間の保全・活用

- ・有田川をはじめ、市街地や集落地を流れる河川や水路、ため池は、豊かな水辺の自然環境として保全し、河川敷などの親水空間の活用を推進する。

3) 下水道の整備推進

① 雨水公共下水道の整備推進

- ・事業中の有田市雨水公共下水道を整備し、供用開始後は施設の重要度に応じた点検など、効率的な維持管理を推進することで洪水に強い都市環境の形成を図る。

Ⅲ. マスタープランの基本方針（全体構想）

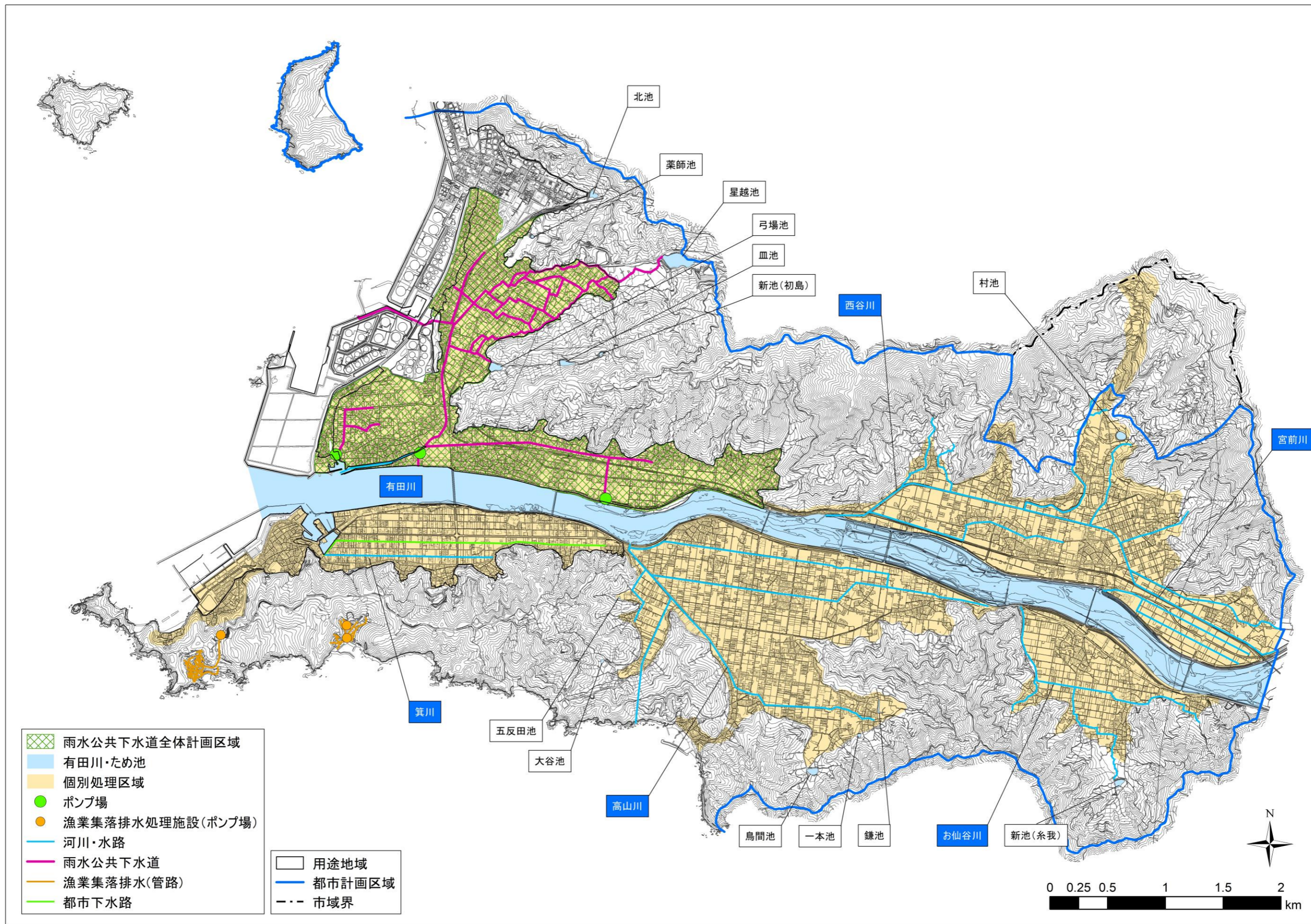
② 漁業集落排水の効率的な管理運営

- ・漁業集落排水は、既存の施設の効率的な管理運営、更新を推進するとともに、集落排水施設への接続に関して、住民に対する広報や啓発を行う。
- ・公営企業会計の適切な事業運営を行っていくため、公営企業法を一部適用させ、持続的で安定的な漁業集落排水事業運営を図る。

③ 合併処理浄化槽への誘導

- ・漁業集落排水施設の処理区域以外の地区を対象とし、合併処理浄化槽の計画的な整備を継続して行う。設置事業は、国の交付金などを活用し整備を推進することとし、市民に対して合併処理浄化槽の設置に関する広報を行い、単独処理浄化槽などからの転換を促進する。
- ・個別処理施設の維持管理は、民間事業者とともに管理体制づくりを図る。

河川・下水道の整備方針図



（５）健康・福祉、教育文化の都市施設の整備方針

１）医療施設・社会福祉施設

- ・安定的、継続的な地域医療の提供のため、新有田市立病院基本構想に基づき、施設整備を推進する。
- ・適正規模による集団保育の実施を図るため、有田市立保育所再編計画に基づき、施設整備を推進する。

２）教育文化施設

- ・中学校や高等学校、文化交流施設などの有田市立地適正化計画で定められた誘導施設は、都市機能誘導区域に誘導し、都市の賑わい創出と交流促進を図る。
- ・地域住民の生涯学習の場である公民館は、計画的な施設整備などを推進し機能充実を図る。

（６）その他施設の整備方針

１）港湾・漁港・魚市場

- ・和歌山下津港有田港区は、県や事業者と連携し、緩衝緑地や災害時の避難路などの適切な維持管理を推進し、安全な港湾環境の形成と市街地との調和を図る。
- ・漁港内に堆積する土砂などの撤去による漁港機能の維持、強化を推進するとともに、漁港施設を計画的に管理し、長寿命化を図る。
- ・箕島漁港にある魚市場及びその周辺施設は、地場産品を扱う地域資源の発信地であり、市民や来訪者との交流拠点として、地域産業の賑わいにつながるよう適切な管理運営を推進する。

２）し尿処理場（クリーンセンター）・ごみ焼却場（環境センター）・清掃センター

- ・し尿処理場は、快適で住み良いまちづくりに向け、施設の適切な管理運営を行うとともに、必要に応じて効率的かつ計画的な施設の更新を図る。
- ・ごみ焼却場は、快適で住み良いまちづくりに向け、施設の適切な管理運営を促進する。また、新たなごみ処理施設の整備を推進する。
- ・清掃センターは、必要な施設機能の充実と、機能の適切な維持、更新を促進する。

３）火葬場

- ・「有田聖苑」は、今後も３市町が連携し、有田聖苑事務組合の運営と施設の適切な維持管理を行うとともに、立地条件や周辺環境に配慮しながら施設の更新や修繕を図る。

４）墓地

- ・社会情勢の変化や地域の実情をみながら、墓地の適切な管理の促進を図る。

Ⅲ. マスタープランの基本方針（全体構想）

7. 都市環境の整備方針

（1）基本的な考え方

工業地や商業地などの街並みの景観や、漁港、文化財などの文化的・歴史的景観が形成され、山や河川、海岸、みかん畑と農村集落などの豊かな自然景観もみられる。これらの景観を保全し、今後も周辺環境と調和した潤いと安らぎを享受できる美しい景観の形成を目指す。

（2）市街地の景観の形成方針

1) 市街地の魅力的な景観形成・保全

- ・住宅地や商業地、工業地などの土地利用の用途を適切に誘導するとともに、市街地に介在する農地や緑地、河川、海浜との調和を図る。特に工業地の景観は、周囲の住宅地や緑地、山林、海浜に配慮した景観の形成を促進する。
- ・幹線道路沿道では、「和歌山県屋外広告物条例」などによる屋外広告物の規制を行い、沿道景観として連続性や統一性が感じられる景観形成を図る。また、道路景観の改善と交通安全性の向上のため、必要に応じて歩道などの無電柱化を図る。
- ・都市拠点では、歩道や建物などの色彩やデザインのコントロール、サインの統一など、有田市のシンボルロードとしての景観形成を図る。
- ・公共施設は、美しい市街地景観を形成する先導的な役割をもつとして、植栽や外観を適切に管理するとともに、改修や新設にあたっては市民の意見を取り入れ、市民に親しまれる施設となるように整備を行う。
- ・「有田市美しいまちづくり条例」による特定美観地域における清掃活動や、花いっぱい運動などの功労者表彰の推薦や補助事業の申請支援による活動促進を行い、市民と行政が連携しながら美しい景観形成を図る。
- ・市街地に隣接した山の斜面や平野部に広がるみかん畑などの農地は、住環境などへ配慮しながら身近な緑地空間として保全するとともに、市民農園など市民が緑や土に親しめる緑地としての多様な利活用を図る。

2) 文化的・歴史的景観の保全

- ・漁業に係る文化的景観が形成されている漁港や漁村は、SNS を活用した情報発信などによって交流人口や集落への移住、定住人口の増加に取り組み、地域と漁業の活性化を推進しながら、漁業を中心とした文化的景観の保全を図る。
- ・熊野参詣道（紀伊路）や武家屋敷、神社仏閣、そのほかの文化財などの歴史的景観は、地域資源への住民の愛着を育むとともに、観光資源としての活用と将来への継承を図る。

（3）自然景観の保全方針

1) 自然環境の保全と自然景観に親しむ空間の活用

- ・西有田県立自然公園に指定されている山林は今後も保全し、有田みかん海道やキララときめきロードは周囲の自然環境と調和した適切な管理を行うことで、美しい沿道景観の形成を図る。

Ⅲ. マスタープランの基本方針（全体構想）

- ・ふるさとの川総合公園や海水浴場など、有田川の河川敷や海岸を活用した親水空間を保全する。
- ・ため池や水路は、自然景観や生態系に配慮した農業生産基盤としての施設の維持管理などを促進し、安全な水辺空間の形成を図る。
- ・社寺林や農地、保安林などの自然環境は、地域景観を形成する地域の財産として保全するとともに、必要に応じて緑地保全地域や特別緑地保全地区などの指定を図る。

2) 田園景観の保全

- ・山の斜面や平野部に広がるみかん畑などの農地を保全するとともに、緑豊かで潤いある田園景観の形成を図る。
- ・幹線道路沿道では田園景観に配慮しながら、沿道景観として連続性や統一性が感じられる景観形成に向け、必要に応じて歩道などの無電柱化を図る。
- ・公共施設は、植栽や外観を適切に管理するとともに、改修や新設にあたっては、田園景観に配慮しながら、市民の意見を取り入れ、市民に親しまれる施設となるように整備を行う。

(4) 観光地の形成方針

1) 魅力的な観光地の形成

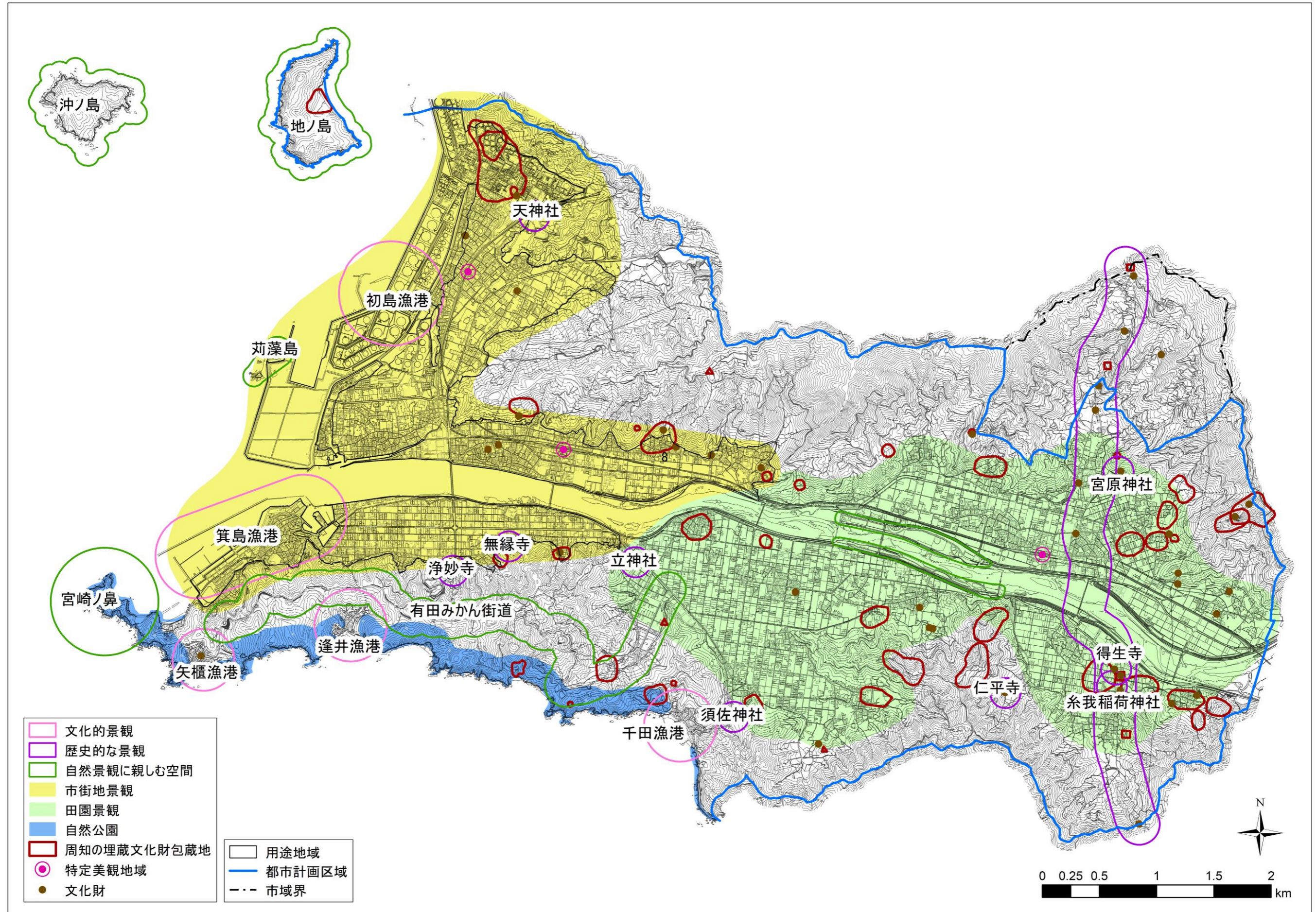
- ・地域特有の自然や歴史的文化財などを保全し、観光資源として活用するとともに、観光客の受入環境の形成、向上を図る。また、既存の観光資源を見直しながら、新たな掘り起こしのための情報収集と SNS などによる PR を行う。
- ・西海岸エリアにある有田みかん海道、矢櫃地区、箕島漁港、地ノ島といった地域資源を磨き、活用する西海岸エリア誘客プロジェクトを実施し、住民の地域への愛着を醸成し、観光資源としての魅力を高め、交流人口の増加を図る。
- ・市東部エリアは、既存の文化的・歴史的資源や自然環境などを生かしながら、地域の魅力向上を図る。
- ・有田海南道路の開通による渋滞解消や所要時間の短縮を PR し、観光交流機能の向上を図る。

(5) 地球環境への配慮方針

1) 地球環境に配慮した都市環境の形成

- ・地球環境に配慮し、持続可能な社会の実現に向け、3R の啓発や資源ごみの集団回収を促進し、廃棄物の適正処理を行う。また、エネルギー消費を抑制し省エネ活動を行うとともに、再生可能エネルギーの活用を促進し、エコロジー環境の醸成を図る。

都市環境整備方針図



8. 都市防災の整備方針

（１）基本的な考え方

有田市は、過去に大きな水害を経験し、東海・東南海・南海 3 連動地震や南海トラフ巨大地震の発生も予想されている。また、都市活動によって火災や交通事故などの人的災害の発生も懸念されることから、都市の安全性を高め、人命と財産を守り、災害の被害を最小限に留めるため、地域防災計画などに則りながら減災、防災のまちづくりを継続して行う。

（２）自然災害への対応方針

1) 地震災害（津波を含む）

① 建築物や避難施設などの防災機能の向上

- ・準防火地域を含む市街地や集落地では、建築物の不燃化を促進するとともに、老朽建築物の倒壊を防ぐため、住宅などの耐震化を促進する。特に、避難所や防災拠点施設などは、施設の避難、防災機能を十分発揮できるように適切な配置とするとともに、施設の耐震化や不燃化を行い、海岸周辺の施設や工業地では津波への対応強化を促進する。
- ・津波避難ビルや津波の避難目標地点は、災害時に機能が十分発揮できるように、平時より管理と周知を行う。また、既存施設の建替え時には、日常的な利用の快適性に加え、防災機能の向上を図るとともに、周辺のオープンスペースなどの配置状況を考慮しながら、必要に応じて施設の敷地内の空地確保を図る。
- ・特定建築物（一定規模以上の病院、大規模店舗など多数の人が利用する建築物）などの所有者に対しては、建築基準法及び建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震診断や耐震改修に関する情報の普及啓発を行う。
- ・工業地周辺の緩衝緑地や延焼遮断機能をもつ植栽のある公園緑地、幹線道路沿道の並木など、市街地における緑を保全する。さらに、避難先としても機能する公園などのオープンスペースは、備蓄倉庫や耐震性貯水槽、夜間照明施設などの防災機能の向上を推進し、防災環境の充実を図るとともに、必要に応じて、新たに防災機能を備えた防災公園の整備を図る。

② 避難場所・避難路・緊急輸送路の機能の確保

- ・津波浸水が想定される地区では、津波避難計画に従い、避難目標地点の周知や避難意識の向上を行うとともに、津波避難ビルの指定を行う。
- ・必要に応じて新たな避難先や避難経路の確保を図る。また、密集した市街地や集落地では、無電柱化や道路拡幅などにより、避難路や防災拠点施設へのアクセス道路の安全性の向上を図る。さらに、地震時に倒壊恐れのある避難経路周辺のブロック塀などは、撤去などを促進する。
- ・地域の実情や災害特性に応じた安全な避難経路を住民が柔軟に選択できるように、防災意識の啓発や避難先の周知を行う。
- ・観光客などの来訪者が円滑に避難できるように、避難先の表示や誘導看板の設置など、避難環境の整備を推進する。

Ⅲ. マスタープランの基本方針（全体構想）

- ・避難路及び緊急輸送道路は、沿道の建築物の倒壊防止などによる緊急時の輸送機能の確保を推進し、整備中の有田海南道路は整備を促進する。

③ ライフラインの確保

- ・水道、電気、通信などのライフラインは、関連施設の耐震性向上を図り、平時から点検や利用者への二次災害防止の啓発を行う。また、避難施設や防災施設は、耐震性飲料用貯水槽の設置や雨水再利用システムなどの導入、非常用電源の災害対策の実施など、独立したライフラインの確保を図る。

④ 市民・行政の連携と情報の共有化

- ・市民や行政が自らの責務を果たし、被害の事前防止や拡大防止を実現するために、自主防災組織の結成支援などの防災体制づくりを促進する。また、各種防災計画やハザードマップを市民に公開し、情報の共有化を行う。
- ・自主防災組織による避難訓練や防災訓練は、今後も実施を促進する。

2) 水害

① 治水対策の推進

- ・有田川やその支流、ため池の堤防強化、浚渫などの治水対策や適切な維持管理について管理者と協議を行う。
- ・生活排水や雨水による浸水害対策として、雨水公共下水道を整備するとともに、新たなポンプ場などの整備を図る。また、雨水調整池や浸透性舗装の整備などを必要に応じて検討しながら、既存施設の排水、貯水などの機能を良好に保つため適切な維持管理を行う。

② 高潮対策の推進

- ・海岸部や有田川の河口部付近は、高潮の影響を受けやすいため、老朽化などを踏まえながら必要に応じて防潮堤や樋門の整備を図る。

3) 土砂災害

- ・土砂災害警戒区域などでは防災施設の整備を行うとともに、より安全な場所へ宅地の誘導を図る。
- ・土砂災害警戒区域などの現状把握と定期的なパトロールの実施、ハザードマップなどによる市民への周知、集中豪雨や地震時の警戒体制の確立を行う。

（３）都市災害への対応方針

１）火災

① 消防機能の確保

- ・消防活動の円滑を図るため、消火栓や防火水槽など消防水利施設の適切な設置及び維持管理を行う。また、大規模施設や集客施設は、消防活動空地の確保など消防機能の向上のための指導を行う。

② 都市防災環境の整備

- ・市街地や集落地は、消防活動に必要な街路空間の確保などを行い、延焼など災害の拡大を防止するために建物の不燃化や外壁防火を促進し、防災機能の整備を図る。

③ 防火帯の機能の向上

- ・街区を越えた延焼を防止する防火帯として機能する幹線道路や水路、緑地は、街路樹の植樹や植栽の適切な管理、沿道建物の不燃化などにより延焼遮断機能の向上を図る。

２）交通災害

① 街路空間の改善

- ・安全かつ円滑な道路交通の確保のため、交通安全施設の整備、点検を推進し、段差の解消や障害物の除去など、バリアフリー化に配慮した施設整備を図る。

② 歩行者の安全確保

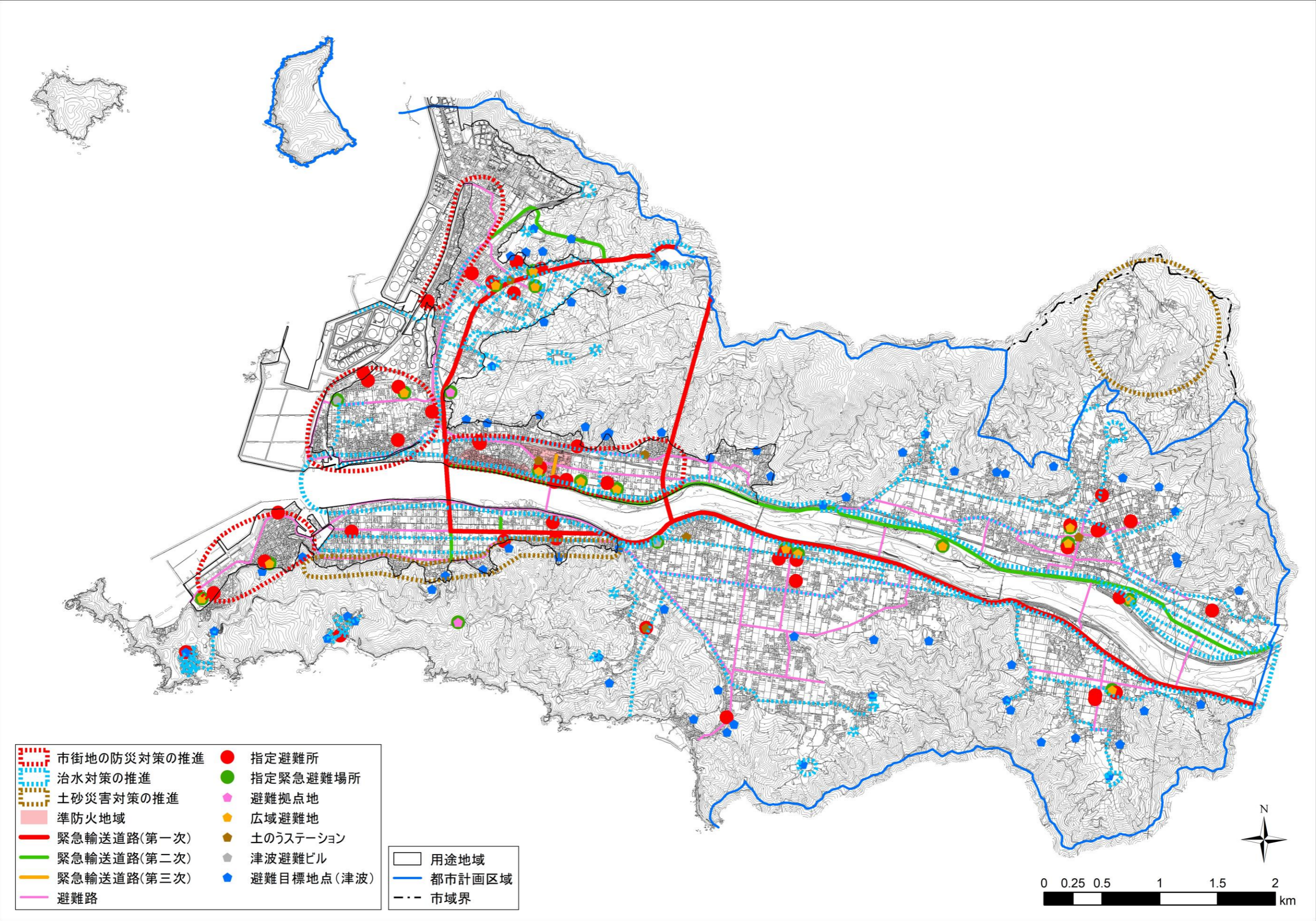
- ・幹線道路などの交通量の多い道路及び保育所や幼稚園、小学校などの周辺道路は、歩道の整備や歩行者通行帯の表示を行うなど、歩行者の安全性の確保を図る。

（４）復興まちづくりの方針

１）災害復興への事前準備の推進

- ・和歌山県の「復興計画事前策定の手引き」（平成30年(2018年)3月）の考え方に則り、南海トラフ巨大地震などの大規模災害からの復興について検討を推進する。

都市防災整備方針図



9. 福祉のまちづくり整備方針

（1）基本的な考え方

すべての市民や来訪者が、安全かつ快適に過ごすことができるように、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を行う。また、行政や事業者、地域住民が協働して、お互いに支え合い、住み慣れた地域で安心して生活できる地域福祉の実現を目指す。

（2）福祉のまちづくり整備方針

1) 地域福祉の実現

- ・地域共生社会の実現に向け、多様化する地域の課題に対し、地域住民による主体的な解決を促進するための地域交流拠点の整備を推進する。
- ・誰もが住み良い地域福祉のまちの形成に向け、公共公益施設や商業施設などの集客施設は、福祉関係法制度に基づく指導などを通じて、バリアフリー化を促進する。また、既存施設でも機能改善や、必要に応じた改修整備を促進する。

<福祉関係法制度>

「高齢者、障害者などの移動などの円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」
「和歌山県福祉のまちづくり条例」

2) 福祉の住宅づくりの支援

- ・高齢者や障害者などが自立した生活を送ることができるように必要な居住機能を確保するため、住宅の適切な改修や福祉用具の購入への支援を推進する。

3) ユニバーサルデザインへの取組

- ・子供から高齢者まで、誰もが快適な生活を営むことができる都市環境を形成するために、ユニバーサルデザインの理念に基づいた都市基盤や施設の整備を図る。

4) 市民による福祉のまちづくり

- ・福祉のまちづくりは、市民が主体となって、すべての人が住み良いまちにしていくための取組を進めることが重要であるため、市民の福祉活動への支援を図る。

IV. 地域別整備の基本方針（地域別構想）

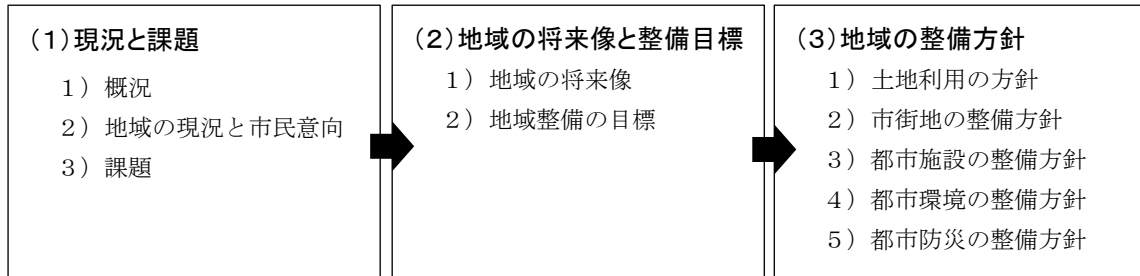
IV. 地域別整備の基本方針（地域別構想）

1. 地域別構想の基本的事項

（1）地域別構想の考え方

地域別構想は、全体構想で示された「目指すべき都市像」を受けて、土地利用の状況や市民生活圏などを考慮しながら、市域を一定の地域に区分し、その区分された地域ごとに将来目標を設定するなど、まちづくり計画を策定するものである。

地域別の整備方針の構成



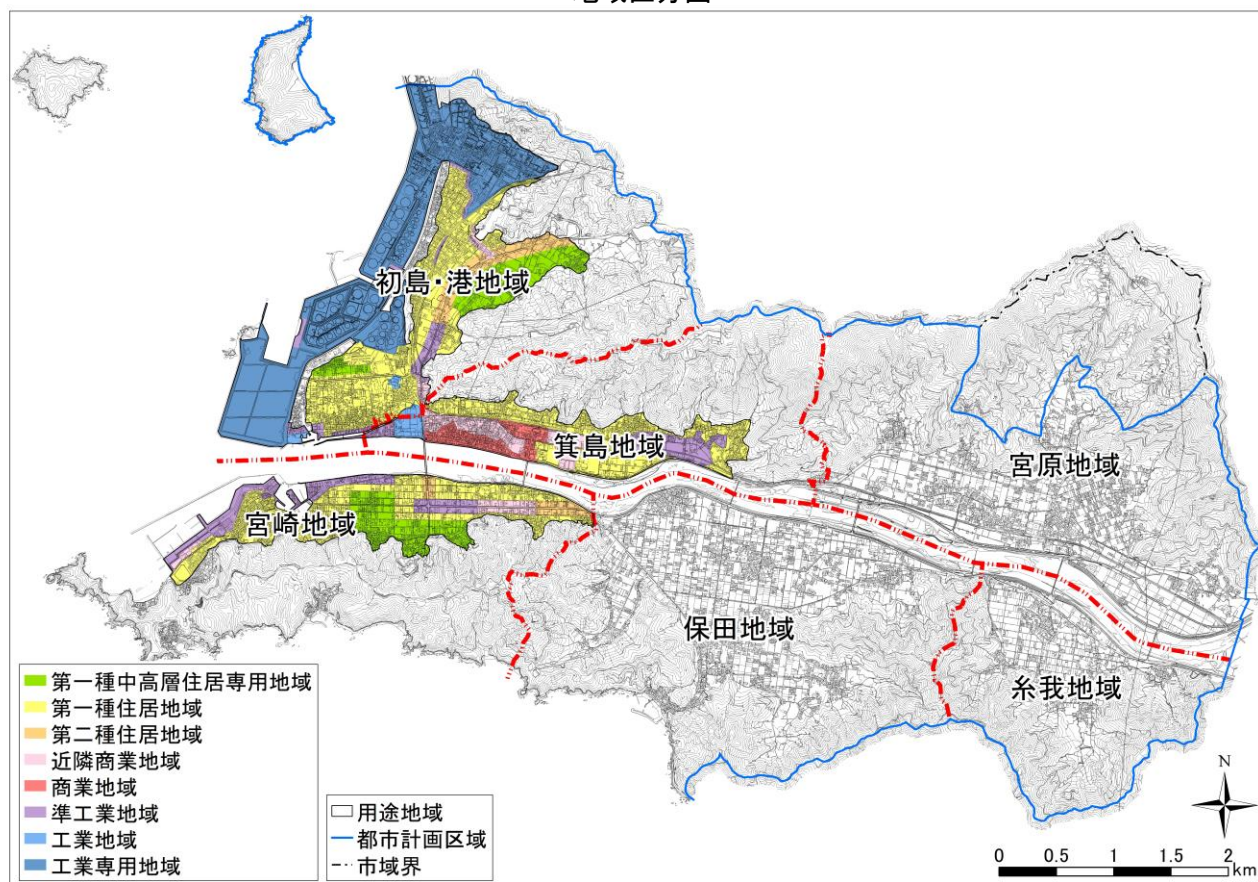
（2）地域設定の方針

地域設定は、有田市の成り立ちや市民活動などを考慮しながら、地形的条件を加味して、各地域のまちづくりが進めやすいように地域を区分する。

（3）地域区分の設定

地域区分	町名
箕島地域	箕島、新堂、山田原
初島・港地域	初島町里、初島町浜、港町
宮原地域	下中島、宮原町新町、宮原町須谷、宮原町東、宮原町道、宮原町畑、宮原町滝、宮原町滝川原
宮崎地域	宮崎町、古江見
保田地域	野、山地、千田、辻堂、星尾
糸我地域	糸我町中番、糸我町西

地域区分図



IV. 地域別整備の基本方針（地域別構想）

（4）地域別概況の比較

1) 位置・面積・人口

地域名	面積(ha) ^{※1}	人口(人)／世帯数(世帯) ^{※2}	人口密度(人/km ²)
箕島	406 (11)	3,820 (13.4) / 1,523 (14.4)	905.2
初島・港	789 (21)	5,357 (18.8) / 2,100 (19.9)	734.8
宮原	844 (23)	5,154 (18.1) / 1,811 (17.1)	656.6
宮崎	609 (17)	5,581 (19.6) / 2,168 (20.5)	1136.7
保田	725 (20)	6,831 (24.0) / 2,381 (22.5)	1144.8
糸我	310 (8)	1,727人 (6.1) / 593 (5.6)	526.5

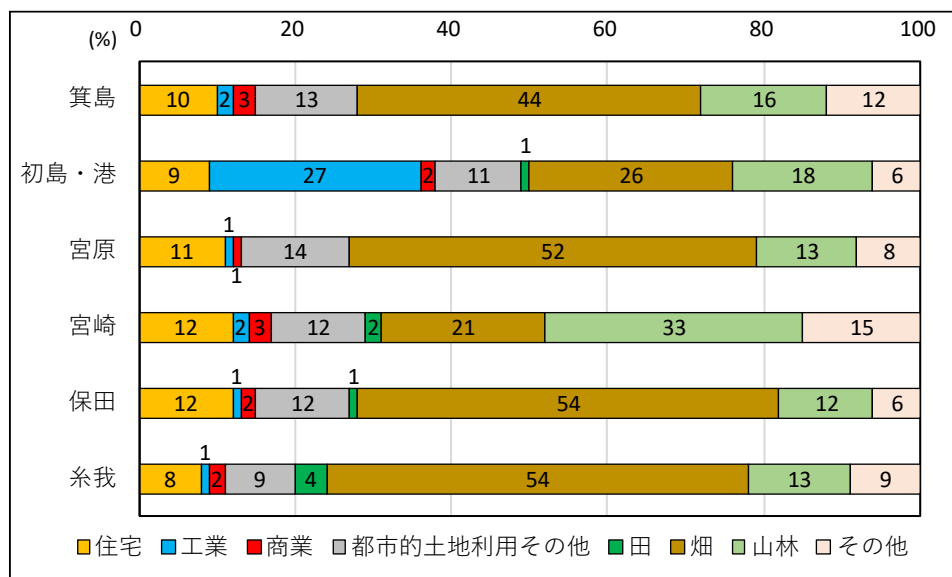
※1 有田川を含む。()内は市全体の面積に対する割合(%)

※2 ()内は市全体数に対する割合(%)

※3 市全体面積からGISを用いて算出した参考値

2) 土地利用の現況用途別面積（都市計画区域内のみ）

箕島地域では商業用地、初島・港地域では工業用地が他地域に比べ大きい。宮原地域や保田地域、糸我地域では畑が比較的大きい。



※1 都市的土地利用は、その他空地、公共施設用地、公共空地、交通施設用地、道路用地を含む。

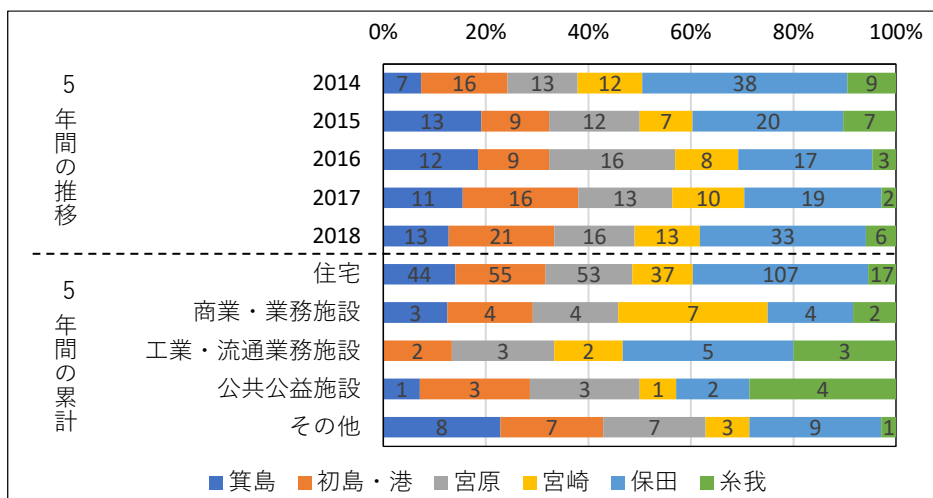
※2 畑は果樹園を含む。

※3 その他は水面、その他自然地を含む。

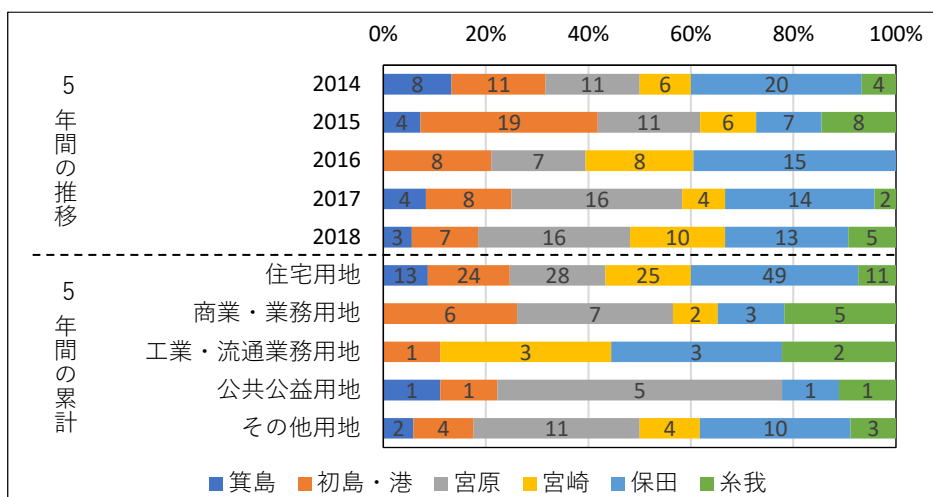
※4 都市計画基礎調査の土地利用現況データからGISを用いて算出した参考値

3) 開発動向

① 新築動向



② 農地転用動向



※グラフ中の整数は件数

2. 箕島地域の整備方針

（1）現況と課題

1) 概況

海運の積出港であった港町の業務・居住地として栄え、大正13年（1924年）に紀勢西線の開通によって現在の JR 箕島駅が設置されたことで、行政、業務、商業の機能集積が進んできた。

2) 地域の現況と市民意向

① 土地利用

- ・地域全体が都市計画区域に含まれ、長峰山脈を除く平野部では用途地域を指定している。
- ・商業地域では、準防火地域を指定している。
- ・JR 箕島駅周辺の既存市街地は、人口密度の維持による生活サービスやコミュニティの持続性の確保のため、有田市立地適正化計画にて居住誘導区域及び都市機能誘導区域を指定している。
- ・果樹園を含む農用地は、農用地区域を指定している。
- ・都市計画道路箕島停車場線（駅前通り）東側の中心市街地は、商業地域を指定し、商業用地や公益施設用地が集積している。
- ・都市計画道路箕島停車場線（駅前通り）と国道480号（かもめ通り）の沿道は、商業地域を指定し、商店街では店舗併用住宅と専用住宅が混在している。
- ・箕島小学校より西側の中心市街地の外周部は、住宅や寺院、幼稚園などの公益施設用地と小規模な店舗などの商業用地が混在している。
- ・JR 線北側や和歌山県立箕島高等学校などの学校の東側では、専用住宅が多い。また、新町交差点東側の都市計画道路望月港線沿道及び JR 線沿いでは、工業用地と住宅用地が一部混在している。
- ・新堂や山田原の農村集落周辺は準工業地域を指定し、蚊取り線香工場などの地場産業の工業用地がある。
- ・国道42号有田大橋より西側は、大規模な工場などの工業用地がある。
- ・長峰山脈の山麓では専用住宅を中心とした住宅地があり、果樹園などの農用地がある。

② 市街地・集落地

- ・近年の新築動向は住宅が多く、国道480号沿道では業務施設の新築もみられる。
- ・JR 紀勢本線北側の字城山などでは、建物用地への農地転用がみられる。
- ・市街地の生活道路は、ほとんどの道路が幅員4m未満である。また、公園などのオープンスペースが少なく、空き家の増加が懸念される密集市街地がある。
- ・都市計画道路箕島停車場線（駅前通り）東側は、市役所や市民会館などの公共施設、銀行や事務所などの業務施設、大規模小売店舗などの商業施設が集積した中心市街地である。
- ・JR 箕島駅前には駐車場や駐輪場が整備され、広域公共交通機関と市内の公共交通機関や自家用車、自転車などをつなぐ交通拠点である。

- ・都市計画道路箕島停車場線（駅前通り）、国道 480 号（かもめ通り）沿道の商店街は、一方通行で道路幅員が狭く、宅地規模の小さい店舗や住宅が密集し、空き家もある。
- ・JR 箕島駅西側の中心市街地外周部の、国道 42 号や都市計画道路望月港線の沿道を除く地区では、道路幅員が狭く、公園などのオープンスペースが少ない上に、敷地規模が小さい密集市街地である。
- ・JR 線北側の平野部は、低層住宅を中心とした住宅地が形成されている。
- ・山田原は、専用住宅を中心とした農村集落が形成され、宅地規模は市街地に比べると大きい道路幅員が狭く、公園などのオープンスペースが少ない。
- ・空き家が多く点在し、今後も増加が懸念される。

③ 都市施設

- ・広域幹線道路である国道 42 号と国道 480 号が通り、有田海南道路の整備が進んでいる。また、都市計画道路望月港線、都市計画道路箕島停車場線が概成している。
- ・都市公園は整備されておらず、その他の公園もない。
- ・都市下水路やポンプ場が整備されているが、激甚化する降雨状況に対応するため、雨水公共下水道（箕島排水区）の整備が進んでいる。
- ・市役所や市民会館、文化福祉センター、公民館、箕島小学校、箕島中学校、箕島高等学校などの公共施設や教育文化施設がある。

④ 都市環境

- ・有田川に面した平野部や長峰山脈の斜面は農地が広がり、潤いある田園景観を形成している。
- ・箕嶋神社などの神社仏閣があり、境内には社寺林などの緑地がある。
- ・長峰山脈に保安林がある。
- ・JR 箕島駅周辺は、「有田市美しいまちづくり条例」による特定美観地域に指定されている。
- ・木造大日如来坐像、木造天部立像などの彫刻や一本松古墳、その他美術工芸品などの文化財がある。

⑤ 都市防災

- ・JR 箕島駅南側の市街地周辺では、準防火地域を指定している。
- ・計画規模降雨では新堂や山田原の平野部を中心に、浸水深 3.0～5.0m未満の浸水が想定される場所がある。想定最大規模降雨では地域東部の平野部を中心に、浸水深 5.0～10.0m未満の浸水が想定される場所がある。
- ・山地付近では土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、砂防指定地に指定される場所がある。
- ・箕島や新堂の平野部では、東海・東南海・南海 3 連動地震の際に浸水深 0.01～1.0m、南海トラフ巨大地震の際に浸水深 1.0～2.0mの津波浸水が予測される場所がある。
- ・指定避難所が 4 か所ある。

IV. 地域別整備の基本方針（地域別構想） 箕島地域

⑥ 地域の将来イメージに関する市民意向

- ・道路の沿道には店舗が建ち並ぶ住宅地
- ・美しい山や川、海などの自然や農地が多い地域
- ・一戸建ての住宅を中心とした静かな住宅地

3) 課題

① 地域づくり全体の課題

- ・中心市街地の商業・業務施設の集積維持や利便性の向上などによる魅力ある市街地の形成

② 土地利用の課題

- ・都市機能誘導区域への都市機能増進施設の誘導
- ・商業用地と住宅地、工業地などが調和した合理的な土地利用の誘導
- ・工業地における生産環境の保全と集積促進
- ・優良農地や山林の保全と活用の促進

③ 市街地・集落地の課題

- ・中心市街地における行政サービスや業務、商業機能の集積維持、機能向上
- ・狭い道路の解消やオープンスペースの確保などによる密集した市街地の安全性の向上
- ・空き家の増加抑制と利活用の促進

④ 都市施設の課題

- ・広域交通網や市内幹線道路網の利便性の向上
- ・道路のバリアフリー整備の促進などによる安全で快適な道路環境の形成
- ・日常の憩いや散歩のための広場や公園などの整備検討
- ・雨水公共下水道の整備推進
- ・個別処理施設の適切な維持管理と合併処理浄化槽への転換の促進
- ・公益施設の集積維持と合理的な管理運営の推進

⑤ 都市環境の課題

- ・中心市街地及び交通拠点としてふさわしい都市環境と美しい都市景観の形成
- ・文化財の保存や継承と歴史的景観の保全及び観光資源としての活用
- ・有田川や長峰山脈などの自然環境や自然景観の保全

⑥ 都市防災の課題

- ・市街地の防災性の向上と避難先や防災拠点の整備
- ・海岸部や有田川流域における津波や水害などの自然災害への防災対策
- ・自主防災組織などのコミュニティの形成促進

（２）地域の将来像と整備目標

１）箕島地域の将来像

行政サービスや教育文化、商業などの都市機能が充実した、
新たな交流を育む賑わいのまち

２）地域整備の目標

- １．交通結節点である JR 箕島駅の利便性向上と商業や業務機能の集積による賑わい形成
- ２．住宅用地や産業用地、農地などが調和した快適な都市環境の形成
- ３．災害に強く、安心して過ごせる中心市街地の形成

（３）地域の整備方針

１）土地利用の方針

① 中心市街地

- ・交通結節点である JR 箕島駅周辺及び国道 480 号沿道の商業・業務、行政サービス機能が集積した中心市街地は、商業施設や業務施設などを適切に誘導し、利便性が高く魅力ある市街地の形成を図る。
- ・特に、国道 480 号（かもめ通り）の沿道は、沿道型の商業地として商業系の土地利用を促進するとともに、商店街は商業用地と住宅用地が調和した土地活用を図る。

② 住宅地

- ・中心市街地の外周部や JR 線北側は、公益施設用地や産業用地と調和した快適な住宅地の保全を図る。
- ・山田原の山林に面した住宅地は土砂災害対策を強化し、自然環境や工業用地と調和した安全で快適な住宅地の形成を図る。
- ・洪水や土砂災害などの災害リスクが高い住宅地では、防災対策を強化し安全な住環境の形成を図る。

③ 工業地

- ・国道 480 号沿道の工業地は蚊取り線香生産などの地場産業の振興のため、工場の集積を維持し、周辺の住環境や農地との調和を図る。
- ・国道 42 号西側の工業地は工場の集積を維持し、効率的な土地利用の促進を図る。

④ 自然環境保全地

- ・長峰山脈の山林は優れた自然環境として保全しながら、観光資源として活用を図る。
- ・山の斜面に広がる農地は、周囲の森林との調和を図りながら保全する。
- ・法適用は、自然公園区域と白地地域などによる規制誘導を行う。

IV. 地域別整備の基本方針（地域別構想） 箕島地域

⑤ 水辺保全地

- ・有田川とその沿岸は、洪水や津波などの自然災害に対する防災機能の強化を図るとともに、水辺の自然環境を保全し、親水空間としての活用を図る。

2) 市街地の整備方針

① 都市機能誘導エリア

- ・JR 箕島駅周辺の中心市街地は、空き店舗や公益施設、公有地など既存ストックを活用しながら、日常サービス機能及び質の高い都市機能の維持、確保を図る。また、交通や商業・業務、行政、生活交流などの機能が集中的に配置された魅力ある賑わいづくりに向け、市街地の再生、再構築を図る。
- ・都市施設は、有田市立地適正化計画に基づいた誘導施設を整備するとともに、JR 箕島駅前広場は今後、民間活力を活用しながら効率的な活用を図る。

② 市街地環境向上エリア

- ・密集市街地は、空き家の適切な管理や撤去を促進し、道路幅員の確保などを推進することで、災害に強い安全な市街地の形成を図る。

③ 集落環境保全エリア

- ・山田原の農村集落は道路幅員やオープンスペースの確保、災害対策などにより、安全で快適な住環境の形成と、公民館などを中心としたコミュニティの維持を図る。

3) 都市施設の整備方針

① 交通ネットワークの整備方針

- ・広域幹線道路網を形成する国道 42 号と国道 480 号は、地域の状況に応じて必要な整備を促進し、都市間の連携強化と安全性の向上を図る。
- ・整備中の有田海南道路は、早期供用開始を目指し国や県に働きかけるとともに、広域幹線道路の円滑な接続を推進し、安全で快適な広域幹線道路網の形成を図る。
- ・県道と一級市道は、広域幹線道路網を補完する市内幹線道路網として、地域の状況に応じて必要な整備を促進あるいは推進し、都市間の連携強化と安全性の向上を図る。
- ・都市計画道路は、現在事業中の愛宕川端線を整備するとともに、交通需要を考慮した上で優先度の高い路線から整備を図る。また、必要に応じて計画の見直しを行い、合理的な道路計画の策定と整備を推進する。
- ・市街地を通る生活道路は通過交通の低減を図りながら、地域住民と協働して適切な維持、管理を推進し、セットバックを促進するなど安全な幅員の確保を図る。
- ・JR 箕島駅は、民間活力と連携しながら駅前広場の効率的な活用を検討し、交通結節機能の強化を図る。また、鉄道やバス交通などの機能充実や連携の促進により、便利で持続性の高い公共交通の形成を図る。

② 公園緑地の整備方針

- ・必要に応じて、日常の憩いのための公園や広場、緑道などの整備を図る。
- ・既存の公共施設では、植樹などの敷地内緑化を行い、新たに計画、整備する公共施設では、敷地内緑地の確保や屋上、壁面の建物緑化を図る。
- ・歴史とともに形成され、地域住民に親しまれた風景である社寺林などは、地域固有の貴重な緑地空間として保全を促進する。

③ 河川・下水道の整備方針

- ・有田市雨水公共下水道を整備し、洪水に強い都市環境の形成を図る。
- ・個別処理施設の維持管理体制づくりを検討するとともに、合併処理浄化槽の計画的な整備を継続して行い、単独処理浄化槽などからの転換を促進する。

4) 都市環境の整備方針

① 市街地の景観の形成・保全

- ・土地利用の用途を適切に誘導するとともに、市街地に介在する農地や緑地、河川との調和を図る。特に、工業地の景観は、周囲の住宅地や緑地、山林に配慮した景観の形成を促進する。
- ・幹線道路沿道では、沿道景観として連続性や統一性が感じられる景観形成を図り、必要に応じて歩道などの無電柱化を図る。
- ・JR 箕島駅と都市計画道路箕島停車場線（駅前通り）は、有田市の玄関口であることから、歩道や建物などの色彩やデザインのコントロール、サインの統一など、有田市のシンボルロードとしての景観形成を図る。
- ・公共施設は、植栽や外観を適切に管理するとともに、改修や新設にあたっては住民の意見を取り入れ、住民に親しまれる施設となるように整備を行う。
- ・「有田市美しいまちづくり条例」の特定美観地域に指定された JR 箕島駅周辺では、住民と行政が連携しながら美しい景観形成を図る。
- ・市街地に隣接した山の斜面や平野部に広がるみかん畑などの農地は、住環境などへ配慮しながら身近な緑地空間として保全するとともに、市民農園など住民が緑や土に親しめる緑地としての多様な利活用を図る。

② 文化的・歴史的景観の保全

- ・箕嶋神社などの神社仏閣やそのほかの文化財などの歴史的景観は、地域資源への住民の愛着を育むとともに、観光資源としての活用と将来への継承を図る。

IV. 地域別整備の基本方針（地域別構想） 箕島地域

③ 自然環境・自然景観の保全

- ・有田川は有田市のシンボルとして保全し、住民に親しまれる親水空間の形成を図る。
- ・農地、保安林などの自然環境を保全するとともに、貴重な地域資源としての活用を図る。

④ 観光地の形成

- ・有田海南道路の開通による渋滞解消や所要時間の短縮をPRし、観光交流機能の向上を図る。

5) 都市防災の整備方針

① 地震災害（津波を含む）

- ・準防火地域を含む市街地では、建築物の不燃化を促進するとともに、老朽建築物の倒壊を防ぐため、住宅などの耐震化を促進する。特に、避難所や防災拠点施設、公益施設などは、施設の耐震化や不燃化を行う。工業地では津波への対応強化を促進する。
- ・津波浸水が想定される地区では、津波避難計画に従い、避難目標地点の周知や避難意識の向上を行う。
- ・必要に応じて新たな避難先や避難路の確保を図る。また、密集した市街地では、危険なブロック塀の撤去や無電柱化、道路拡幅などにより、避難路や防災拠点施設へのアクセス道路の安全性の向上を図るとともに、防災意識の啓発や避難先の周知を行う。
- ・緊急輸送道路に位置づけられている有田海南道路の早期供用開始を目指し、国や県に働きかけていく。
- ・自主防災組織による避難訓練や防災訓練は、今後も実施を促進する。

② 水害

- ・雨水公共下水道を整備するとともに、必要に応じて浸透性舗装の整備などを行う。
- ・自主防災組織による避難訓練や防災訓練は今後も実施を促進するとともに、防災情報の伝達やハザードマップによる危険の周知などの被害を軽減させる取組を行い、より水害に強い地域づくりを目指す。

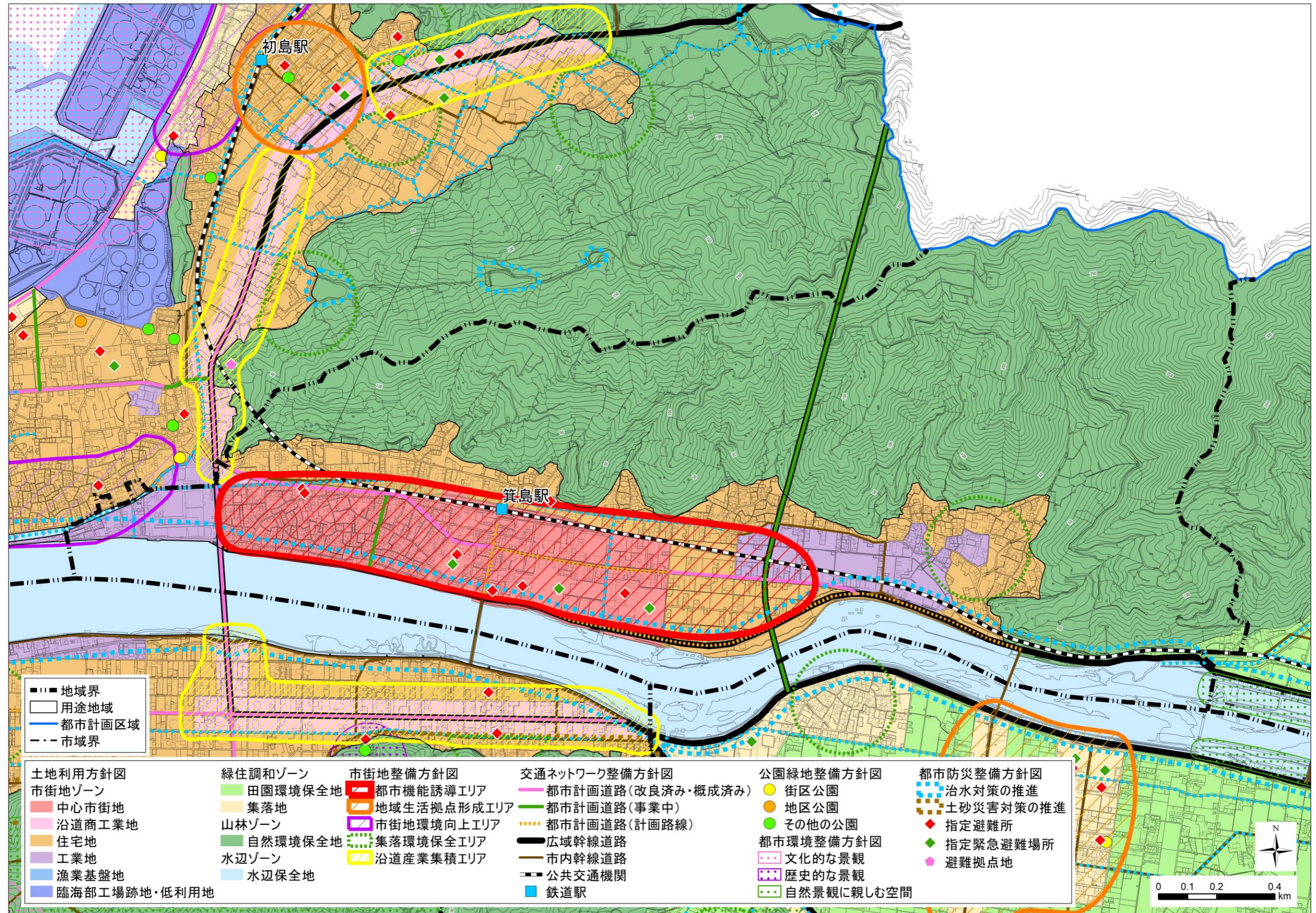
③ 土砂災害

- ・土砂災害警戒区域などでは防災施設の整備を行うとともに、より安全な場所へ宅地の誘導を図る。
- ・土砂災害警戒区域などの現状把握と定期的なパトロールの実施、ハザードマップなどによる住民への周知、集中豪雨や地震時の警戒体制の確立を行う。

④ 都市災害

- ・市街地では消防活動に必要な街路空間の確保や建物の不燃化などを促進する。また、大規模施設などは、消防活動空地の確保など消防機能の向上のための指導を行う。
- ・幹線道路及び幼稚園や小学校などの周辺道路は、歩行者の安全性の確保を図る。

箕島地域整備方針図



3. 初島・港地域の整備方針

（1）現況と課題

1）概況

港町は海運の積出港として形成され、その後、紡績工場が立地し電線工場に転換するなど、工場が立地するまちとして集積が進んだ。初島町は昭和13年（1938年）に現在のJR初島駅が設置され、昭和16年（1941年）に石油工場が立地したことで、社宅などの従業員用の住宅や関連工場などが立地し市街地が形成されてきた。

2）地域の現況と市民意向

① 土地利用

- ・沖ノ島を除く地域全体が都市計画区域に含まれ、長峰山脈を除く平野部では用途地域を指定している。
- ・臨海部は、臨港地区が指定されている。
- ・果樹園を含む農用地は、農用地区域を指定している。
- ・国道42号沿道は、商業用地や工業用地などが集積している。
- ・初島町浜と港町の都市計画道路西浜新田線の東側沿道には、住宅用地を中心に商業用地や工業用地が混在した市街地があるが、用途地域は指定していない。
- ・初島町浜は、臨海部の工業用地を除くと住宅用地が広がり、商業用地が一部混在している。JR線以东では、住宅用地や農地がある。
- ・港町は、内川沿いを中心に、住宅を主とした市街地が形成され、一部に商業用地がある。また、都市計画道路弓場港線（産業道路）沿道では、住宅用地や農地が混在している。
- ・初島町浜と港町の臨海部は、太陽光発電施設などがある。
- ・初島町里は、国道42号沿道の後背地に住宅地があり、果樹園などの農用地がある。

② 市街地・集落地

- ・近年の新築動向は住宅が多く、JR初島駅の周辺や港町の内陸部でみられる。
- ・港町の内陸部の農地を中心に、住宅などの建物用地への農地転用がみられる。
- ・市街地や集落地の生活道路は、ほとんどの道路が幅員4m未満である。また、空き家の増加が懸念される密集した市街地や集落地がある。
- ・JR線南側の国道42号沿道は、小売店舗を中心とした沿道型商業施設が集積している。
- ・初島町浜と初島町里のJR線東側は、初島公民館や初島小学校などの教育文化施設がある。
- ・都市計画道路西浜新田線沿道の初島町浜側は、業務施設や公共施設、医療福祉施設があり、港町側では低層住宅や工業施設が混在し生活道路の幅員が狭く、密集市街地である。
- ・初島町浜のJR線西側は低層住宅を中心とした市街地で、一部に工場がある。公園などのオープンスペースはあるが、生活道路の幅員が狭く敷地規模が小さい密集市街地である。
- ・初島町里の集落は生活道路の幅員が狭いが、密集市街地と比べ敷地規模は大きい。
- ・都市計画道路弓場港線（産業道路）の北側は低層住宅が中心で、適切な規模の街区構成による市街地がある。

IV. 地域別整備の基本方針（地域別構想） 初島・港地域の整備方針

- ・内川沿いは低層住宅を中心とした市街地で、商業施設や業務施設が一部ある。道路幅員が狭く、公園などのオープンスペースは少ない上に、敷地規模が小さい密集市街地である。
- ・空き家が多く点在し、今後も増加が懸念される。

③ 都市施設

- ・広域幹線道路である国道 42 号（都市計画道路弓場古江見線）が通る。また、都市計画道路弓場港線、西浜新田線を整備している。
- ・都市公園 3 か所（うち、地区公園 1 か所は整備中）、その他の公園など 9 か所がある。
- ・都市下水道やポンプ場が整備されているが、激甚化する降雨状況に対応するため、雨水公共下水道（初島排水区、港排水区、港東排水区）の整備が進んでいる。
- ・臨海部の港湾、工業地は、和歌山下津港湾として昭和 40 年（1965 年）に特定重要港湾に指定され、埠頭用地などとして利用されている。
- ・公民館や初島小学校などの教育文化施設や、第 1 種漁港の初島漁港がある。

④ 都市環境

- ・初島漁港は、整備された漁業基盤をはじめ、漁業を主とする特徴的な文化的景観を形成している。
- ・長峰山脈の斜面は農地が広がり、潤いある田園景観を形成している。
- ・天神社や正善寺、國主神社などの神社仏閣があり、境内には社寺林などの緑地がある。
- ・長峰山脈に保安林がある。
- ・特色あるレクリエーション資源として、地ノ島には海水浴場がある。
- ・JR 初島駅周辺は、「有田市美しいまちづくり条例」による特定美観地域に指定されている。
- ・文化財（美術工芸品など）がある。

⑤ 都市防災

- ・初島町里の平野部の一部や港町の有田川に近い地区では、浸水深 0.5～3.0m 未満の浸水が想定される場所がある。
- ・山地付近では土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、砂防指定地に指定される場所がある。
- ・星越池と北野池、薬師池、弓場池、皿池、新池の決壊時に、ため池の下流地域で浸水が想定される場所がある。
- ・初島町浜や港町の臨海部では、東海・東南海・南海 3 連動地震の際に浸水深 2.0～3.0m、南海トラフ巨大地震の際に浸水深 3.0～5.0m の津波浸水が予測される場所がある。
- ・指定避難所が 8 か所ある。河北地区避難拠点地が整備されている。

⑥ 地域の将来イメージに関する市民意向

- ・一戸建ての住宅を中心とした静かな住宅地
- ・道路の沿道には店舗が建ち並ぶ住宅地
- ・美しい山や川、海などの自然や農地が多い地域

3) 課題

① 地域づくり全体の課題

- ・漁業や農業、工業、商業などの産業と住環境が調和した、合理的で安全、快適な市街地や集落地の形成

② 土地利用の課題

- ・産業用地と住宅地や森林などの自然地などが調和した合理的な土地利用の誘導
- ・工業地における生産環境の保全と集積促進
- ・優良農地や山林の保全と活用の促進
- ・漁港の適切な整備と効率的な維持管理による漁業の活性化

③ 市街地・集落地の課題

- ・駅周辺や幹線道路沿道の生活利便施設などの集積維持
- ・狭い道路の解消やオープンスペースの確保などによる密集した市街地や集落地の安全性の向上
- ・空き家の増加抑制と利活用の促進

④ 都市施設の課題

- ・広域交通網や市内幹線道路網の利便性の向上
- ・道路のバリアフリー整備の促進などによる安全で快適な道路環境の形成
- ・公園や緑地の適切な維持管理
- ・雨水公共下水道の整備推進
- ・個別処理施設の適切な維持管理と合併処理浄化槽への転換の促進

⑤ 都市環境の課題

- ・交通拠点としてふさわしい都市環境と美しい都市景観の形成
- ・文化財の保存や継承と歴史的景観の保全及び観光資源としての活用
- ・地ノ島や沖ノ島、長峰山脈などの自然環境や自然景観の保全

⑥ 都市防災の課題

- ・市街地や集落地の防災性の向上と避難先や防災拠点の整備
- ・海岸部や有田川流域、ため池周辺での津波や水害などの自然災害への防災対策
- ・自主防災組織などのコミュニティの形成促進

（2）地域の将来像と整備目標

1）初島・港地域の将来像

住民や来訪者が集い、楽しみ、安心安全に暮らし続けられる、活力ある産業のまち

2）地域整備の目標

1. 港湾や沿道の商工業地と農地や住宅地の調和
2. 自然環境やレクリエーション施設などの観光資源の活用
3. 災害に強く、安心して過ごせる市街地の形成

（3）地域の整備方針

1）土地利用の方針

① 沿道商工業地

- ・国道42号沿道は、周辺の住環境や営農環境との調和に配慮しながら、広域幹線道路の利便性を生かして商業施設や業務施設、工場などを誘導し、商業系や工業系の土地利用誘導を図る。

② 住宅地

- ・JR初島駅周辺は公益施設用地などの集積を維持しながら、快適な住環境の形成を図る。
- ・初島町里の山林に面した住宅地は浸水害や土砂災害の対策を強化し、自然環境と調和した安全で快適な住宅地の形成を図る。
- ・港町の密集した住宅地は産業用地などの集積を維持しながら、快適な住環境の形成を図る。必要に応じて準防火地域などの法指定を図る。
- ・津波や土砂災害などの災害リスクが高い住宅地では、防災対策を強化し安全な住環境の形成を図る。

③ 工業地

- ・港町の有田川に面した工業地は周囲の住宅に配慮しながら、漁業や運輸などの産業施設の集積を維持し、効率的な土地利用を図る。

④ 漁業基盤地

- ・初島漁港は漁業関連施設などの集積を維持し、漁業の活性化に資する漁業基盤地の形成を図る。

⑤ 臨海部工場跡地・低利用地

- ・大規模工場の跡地は、新たな賑わいの創出につながる土地活用を土地所有者などに働きかけるとともに、和歌山県などの関係機関や住民と調整を行い、適切な土地利用の誘導を推進する。

- ・土地活用の具体化に合わせて、周辺の住宅や公共施設などとの調和に向け、新たな規制誘導手法の検討を推進する。

⑥ 田園環境保全地

- ・初島町里の集落は、住環境と調和した田園環境の保全を図る。

⑦ 集落地

- ・周辺と一体的な市街地を形成している都市計画道路西浜新田線沿道は、市街地と調和した合理的な土地利用の実現に向け、必要に応じた用途地域の指定や道路の位置指定などにより、適切な土地利用の規制誘導を図る。

⑧ 自然環境保全地

- ・地ノ島や沖ノ島、長峰山脈の山林は、優れた自然環境として保全しながら、観光資源として活用を図る。
- ・山の斜面に広がる農地は、周囲の森林との調和を図りながら保全する。
- ・法適用は、自然公園区域と白地地域における建ぺい率や容積率などの規制誘導を行う。

⑨ 水辺保全地

- ・有田川とその沿岸や紀伊水道に面する海岸は、洪水や津波などの自然災害に対する防災機能の強化を図るとともに、水辺の自然環境を保全し、親水空間としての活用を図る。

2) 市街地の整備方針

① 地域生活拠点形成エリア

- ・JR 初島駅周辺は住環境との調和を図りながら、地域の日常生活を支える交通、商業などの機能集積により地域生活拠点の形成を図る。
- ・駅舎の老朽化が進む JR 初島駅は、鉄道事業者と連携しながら駅前空間の整備を図る。

② 市街地環境向上エリア

- ・内川周辺や JR 初島駅周辺の市街地は、空き家の適切な管理や撤去を促進し、道路幅員の確保などを推進することで、災害に強い安全な市街地の形成を図る。

③ 集落環境保全エリア

- ・初島町里の集落は道路幅員やオープンスペースの確保、災害対策などによる安全で快適な住環境の形成と、集会所などを中心としたコミュニティの維持を図る。

IV. 地域別整備の基本方針（地域別構想） 初島・港地域の整備方針

④ 沿道産業集積エリア

- ・国道 42 号沿道は道路景観や周辺の住環境及び田園環境に配慮しながら、広域交通網を生かした産業施設の集積促進を図る。

3) 都市施設の整備方針

① 交通ネットワークの整備方針

- ・広域幹線道路網を形成する国道 42 号は、地域の状況に応じて必要な整備を促進し、都市間の連携強化と安全性の向上を図る。
- ・県道と一級市道は、広域幹線道路網を補完する市内幹線道路網として、地域の状況に応じて必要な整備を促進あるいは推進し、都市間の連携強化と安全性の向上を図る。
- ・都市計画道路は交通需要を考慮した上で優先度の高い路線から整備を図る。また、必要に応じて計画の見直しを行い、合理的な道路計画の策定と整備を推進する。
- ・市街地や集落地を通る生活道路は通過交通の低減を図りながら、地域住民と協働して適切な維持管理を推進し、セットバックを促進するなど安全な幅員の確保を図る。
- ・JR 初島駅を交通拠点とし、鉄道やバス交通などの機能充実や連携促進により、便利で持続性の高い公共交通の形成を図る。また、誰もが利用しやすい施設整備に向け、バリアフリー化の検討を促進する。

② 公園緑地の整備方針

- ・街区公園やその他の公園は、誰もが安心して利用できる身近な公園として、住民が主体となり、行政と連携しながら適切な維持管理を行う。
- ・必要に応じて、日常の憩いのための公園や広場、緑道などの整備を図る。
- ・整備中の有田市健康スポーツ公園（地区公園）は、多目的グラウンドや屋根付き多目的ひろばなどが設置予定であり、完成後は、隣接の水泳場と合わせて、有田市の新たなレクリエーションの拠点として適切な管理、運営を推進する。
- ・既存の公共施設では、植樹などの敷地内緑化を行う。
- ・歴史とともに形成され、地域住民に親しまれた風景である社寺林などは、地域固有の貴重な緑地空間として保全を促進する。

③ 河川・下水道の整備方針

- ・警戒を要する星越池と北野池、薬師池、弓場池、皿池、新池は、管理者などによる適切な維持管理を促進するとともに、ため池ハザードマップの周知を行う。
- ・有田市雨水公共下水道を整備し、洪水に強い都市環境の形成を図る。
- ・個別処理施設の維持管理体制づくりを検討するとともに、合併処理浄化槽の計画的な整備を継続して行い、単独処理浄化槽などからの転換を促進する。

4) 都市環境の整備方針

① 市街地の景観の形成・保全

- ・土地利用の用途を適切に誘導するとともに、市街地に介在する農地や緑地、河川、海浜との調和を図る。特に、工業地の景観は、周囲の住宅地や緑地、山林に配慮した景観の形成を促進する。
- ・幹線道路沿道では、沿道景観として連続性や統一性が感じられる景観形成を図り、必要に応じて歩道などの無電柱化を図る。
- ・公共施設は、植栽や外観を適切に管理するとともに、改修や新設にあたっては住民の意見を取り入れ、住民に親しまれる施設となるように整備を行う。
- ・「有田市美しいまちづくり条例」の特定美観地域に指定された JR 初島駅周辺では、住民と行政が連携しながら美しい景観形成を図る。
- ・市街地に隣接した山の斜面や平野部に広がるみかん畑などの農地は、住環境などへ配慮しながら身近な緑地空間として保全するとともに、市民農園など住民が緑や土に親しめる緑地としての多様な利活用を図る。

② 文化的・歴史的景観の保全

- ・漁業に係る文化的景観が形成されている初島町浜や港町は、地域と漁業の活性化を推進しながら、漁業を中心とした文化的景観の保全を図る。
- ・天神社、正善寺、國主神社などの神社仏閣やそのほかの文化財などの歴史的景観は、地域資源への住民の愛着を育むとともに、観光資源としての活用と将来への継承を図る。

③ 自然環境・自然景観の保全

- ・地ノ島の海水浴場などの海岸を活用した親水空間の保全を図る。
- ・ため池や水路は、自然環境や生態系に配慮した農業生産基盤としての施設の維持管理などを促進し、安全な水辺空間の形成を図る。
- ・社寺林や農地、保安林などの自然環境を保全するとともに、貴重な地域資源としての活用を図る。
- ・西海岸エリア誘客プロジェクトに含まれる地ノ島は、自然景観を保全し、住民の愛着を育み、観光資源としての魅力を高め、交流人口の増加を図る。

5) 都市防災の整備方針

① 地震災害（津波を含む）

- ・市街地や集落地では、建築物の不燃化を促進するとともに、老朽建築物の倒壊を防ぐため、住宅などの耐震化を促進する。特に、避難所や防災拠点施設、公益施設などは、施設の耐震化や不燃化を行う。工業地では津波への対応強化を促進する。
- ・津波浸水が想定される地区では、津波避難計画に従い、避難目標地点や津波避難ビルの周知や避難意識の向上を図る。

IV. 地域別整備の基本方針（地域別構想） 初島・港地域の整備方針

- ・必要に応じて新たな避難先や避難路の確保を図る。また、密集した市街地や集落地では、危険なブロック塀の撤去や無電柱化、道路拡幅などにより、避難路や防災拠点施設へのアクセス道路の安全性の向上を図るとともに、防災意識の啓発や避難先の周知を行う。
- ・海水浴客などの観光客が円滑に避難できるように、避難先の表示や誘導看板の設置など、避難環境の整備を推進する。
- ・自主防災組織による避難訓練や防災訓練は、今後も実施を促進する。

② 水害

- ・星越池と北野池、薬師池、弓場池、皿池、新池の適切な維持管理について管理者と協議を行う。
- ・雨水公共下水道を整備するとともに、必要に応じて浸透性舗装の整備などを行う。
- ・海岸部や有田川の河口部付近は、高潮の影響を受けやすいため、老朽化などを踏まえながら必要に応じて防潮堤や樋門の整備を図る。

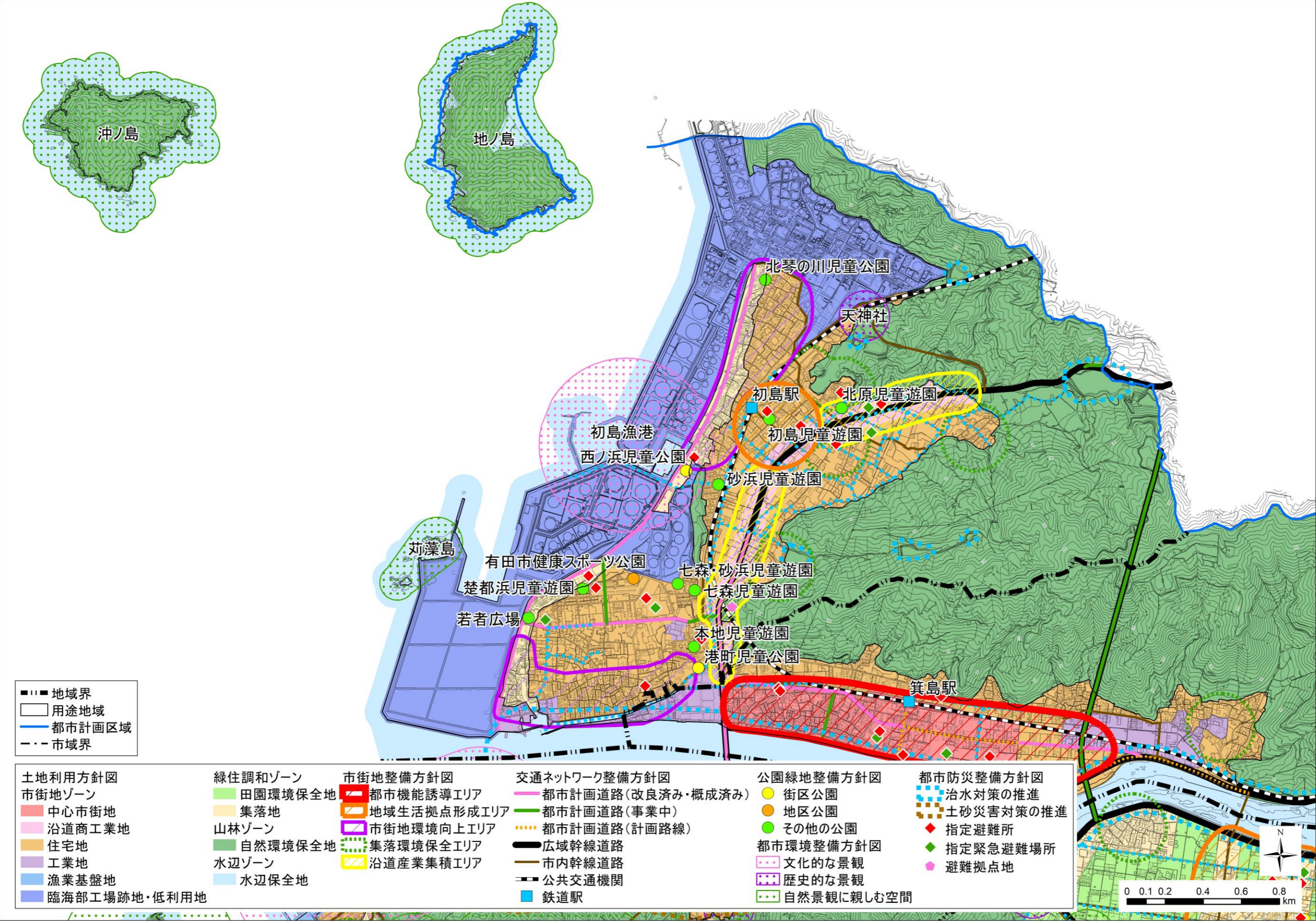
③ 土砂災害

- ・土砂災害警戒区域などでは防災施設の整備を行うとともに、より安全な場所へ宅地の誘導を図る。
- ・土砂災害警戒区域などの現状把握と定期的なパトロールの実施、ハザードマップなどによる住民への周知、集中豪雨や地震時の警戒体制の確立を行う。

④ 都市災害

- ・市街地や集落地では、消防活動に必要な街路空間の確保や建物の不燃化などを促進する。また、大規模施設などは、消防活動空地の確保など消防機能の向上のための指導を行う。
- ・幹線道路及び保育所や幼稚園、小学校などの周辺道路は、歩行者の安全性の確保を図る。

初島・港地域整備方針図



4. 宮原地域の整備方針

（1）現況と課題

1）概況

熊野参詣道（紀伊路）が通る宮原地域は、昔から旅人を相手にした旅籠や店などがある集落として栄えてきた。また、農業を主産業とした集落も山麓に形成された。大正14年（1925年）には、紀勢西線が開通して現在の JR 紀伊宮原駅が設置されたことで平野部に集落が形成され、その後 JR 紀伊宮原駅を中心に比較的まとまった街並みが形成された。

2）地域の現況と市民意向

① 土地利用

- ・宮原町畑などの一部を除く地域全体が都市計画区域に含まれ、用途地域は無指定である。
- ・果樹園を含む農用地は、農用地区域を指定している。
- ・宮原町新町と滝川原は、保育所や小学校などの公益施設用地がある。また、JR 紀伊宮原駅周辺と一般県道沓掛糸我線沿道を中心に商業用地もある。その周辺部には農地や住宅用地がある。
- ・国道480号須谷バイパス沿道は優良農地を中心としながら、商業用地などもある。
- ・長峰山脈の山麓では低層住宅を中心とした農村集落が形成され、果樹園などの農用地がある。

② 市街地・集落地

- ・近年の新築動向は住宅が多く、一般県道沓掛糸我線沿道や既存集落の周辺を中心にみられる。
- ・平野部の集落に隣接する農地を中心に、住宅などの建物用地への農地転用がみられる。
- ・圃場整備が行われ、国道480号につながる道路は幅員4m以上6m未満などであるが、農村集落の生活道路はほとんどの道路が幅員4m未満である。また、身近な公園などのオープンスペースがなく、密集した集落がある。
- ・JR 紀伊宮原駅周辺や一般県道沓掛糸我線沿道は、保育所や小学校などの児童福祉施設や教育文化施設、小売店舗などの生活利便施設が集積している。また、JR 紀伊宮原駅前は駐輪場や駐車場が整備された地域の交通拠点である。
- ・宮原町滝川原は、宮原町新町と連続した低層住宅を中心とする集落があり、集落内は農地が介在する。また、ふるさとの川総合公園が近くにあるが、集落内には身近な公園などがなく、生活道路の幅員が狭い。
- ・宮原町滝、道、東、須谷は、専用住宅を中心とした農村集落が形成され、市街地に比べると宅地規模が大きい。また、身近な公園などのオープンスペースは少なく、生活道路の幅員が狭い。

③ 都市施設

- ・広域幹線道路である国道480号が通る。

IV. 地域別整備の基本方針（地域別構想） 宮原地域の整備方針

- ・都市公園 2 か所、その他の公園など 3 か所がある。
- ・地域全体が個別処理区域である。
- ・公民館や保育所、宮原小学校などの教育文化施設や社会福祉施設がある。

④ 都市環境

- ・有田川に面した平野部や長峰山脈の斜面は農地が広がり、潤いある田園景観を形成している。
- ・宮原神社や円満寺、浄念寺などの神社仏閣があり、境内には社寺林などの緑地がある。
- ・長峰山脈に保安林がある。
- ・特色ある観光資源として熊野参詣道（紀伊路）が通り、山口王子社跡広場が整備されている。
- ・JR 紀伊宮原駅周辺は、「有田市美しいまちづくり条例」による特定美観地域に指定されている。
- ・文化財（建造物など）があり、山地には史跡・名勝もある。

⑤ 都市防災

- ・有田川に面した平野部を中心に、計画規模降雨では浸水深 0.5～3.0m未満の浸水が想定されている。想定最大規模降雨では下中島や滝川原の平野部の一部で浸水深 5.0～10.0m未満の浸水が想定される場所がある。
- ・宮原町畑の山地では大規模な地すべり防止区域が指定されている。山地付近では土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域、砂防指定地に指定される場所がある。
- ・村池の決壊時に、ため池の下流地域で浸水が想定される場所がある。
- ・指定避難所が 5 か所ある。

⑥ 地域の将来イメージに関する市民意向

- ・美しい山や川などの自然や農地が多い地域
- ・一戸建ての住宅を中心とした静かな住宅地
- ・道路の沿道には店舗が建ち並ぶ住宅地

3) 課題

① 地域づくり全体の課題

- ・洪水浸水や山地災害などに強く、持続的な地域生活の実現に向けた地域拠点の形成

② 土地利用の課題

- ・住宅地と商業用地や農地などが調和した合理的な土地利用の誘導
- ・優良農地や山林の保全と活用の促進、農村集落の生活利便性の向上

③ 市街地・集落地の課題

- ・駅周辺や幹線道路沿道の生活利便施設などの集積維持
- ・狭い道路の解消などによる密集した集落地の安全性の向上

④ 都市施設の課題

- ・ 広域交通網や市内幹線道路網の利便性の向上
- ・ 道路のバリアフリー整備の促進などによる安全で快適な道路環境の形成
- ・ 公園や緑地の適切な維持管理と防災機能の向上、ふるさとの川総合公園を中心としたレクリエーション空間の形成
- ・ 個別処理施設の適切な維持管理と合併処理浄化槽への転換の促進

⑤ 都市環境の課題

- ・ 交通拠点としてふさわしい都市環境と美しい都市景観の形成
- ・ 文化財の保存や継承と歴史的景観の保全及び観光資源としての活用
- ・ 農村集落の文化的景観や熊野参詣道（紀伊路）及び長峰山脈などの自然環境や自然景観の保全

⑥ 都市防災の課題

- ・ 集落の防災性の向上と避難先や防災拠点の整備
- ・ 有田川流域やため池周辺での水害や、土砂災害などの自然災害への防災対策
- ・ 自主防災組織などのコミュニティの形成促進

（2）地域の将来像と整備目標

1）宮原地域の将来像

地域を包むみどりを守り、熊野古道などの歴史を紡ぐ、
愛着をもって暮らし続けられるまち

2）地域整備の目標

1. 交通拠点を中心とする地域の賑わいの維持と向上
2. 優良農地や山林、有田川などの自然環境と住環境の調和
3. 自然災害への備えが充実した安全な集落の形成

（3）地域の整備方針

1）土地利用の方針

① 田園環境保全地

- ・優良農地は無秩序な開発を抑制し集落地との調和を図りながら、農業基盤の整備、更新や適切な維持管理の促進などにより営農環境の保全を図る。
- ・法適用は、農業振興地域と白地地域における建ぺい率や容積率などの規制誘導を行う。

② 集落地

- ・JR 紀伊宮原駅とその周辺及び一般県道沓掛糸我線沿道は、生活利便施設などの集積により快適で賑わいある地域生活拠点の形成を図る。
- ・農村集落は優良農地と調和した低層住宅を主とする快適な住環境の形成を図る。
- ・洪水などの災害リスクが高い集落地では、防災対策を強化し安全な住環境の形成を図る。
- ・現在の建物の規模などに配慮しながら、必要に応じた建蔽率や容積率などの法規制により適切な土地利用の規制誘導を図る。

③ 自然環境保全地

- ・長峰山脈の山林は、熊野参詣道（紀伊路）が通る優れた自然環境として保全しながら、観光資源として活用を図る。
- ・山の斜面に広がる農地は、周囲の森林との調和を図り保全する。
- ・法適用は、白地地域における建ぺい率や容積率などの規制誘導を行う。
- ・都市計画区域外の宮原町畑を主とする地域は、既存の建物の安全性を法的に確保するため、必要に応じて準都市計画区域の導入を検討し、適切な土地利用の規制誘導を図る。

④ 水辺保全地

- ・有田川とその沿岸は、洪水などの自然災害に対する防災機能の強化を図るとともに、水辺の自然環境を保全し、親水空間としての活用を図る。

2) 市街地の整備方針

① 地域生活拠点形成エリア

- ・JR 紀伊宮原駅周辺や一般県道杵掛系我線沿道は住環境や田園環境との調和を図りながら、地域の日常生活を支える交通、商業などの機能集積により地域生活拠点の形成を図る。
- ・駅舎の老朽化が進む JR 紀伊宮原駅は、鉄道事業者と連携しながら駅前空間の整備を図る。

② 集落環境保全エリア

- ・農村集落は道路幅員やオープンスペースの確保、災害対策の推進などによる安全で快適な住環境の形成と、公民館などを中心としたコミュニティの維持を図る。

3) 都市施設の整備方針

① 交通ネットワークの整備方針

- ・広域幹線道路網を形成する国道 480 号は、地域の状況に応じて必要な整備を促進し、都市間の連携強化と安全性の向上を図る。
- ・県道と一級市道は、広域幹線道路網を補完する市内幹線道路網として、地域の状況に応じて必要な整備を促進あるいは推進し、都市間の連携強化と安全性の向上を図る。
- ・地域生活拠点や集落地を通る生活道路は通過交通の低減を図りながら、地域住民と協働して適切な維持管理を推進し、セットバックを促進するなど安全な幅員の確保を図る。
- ・夜間が暗く危険な道路は、必要に応じた防犯灯や街灯の整備などによる道路の安全性の向上を図る。
- ・JR 紀伊宮原駅を交通拠点とし、鉄道やバス交通などの機能充実や連携促進により、便利で持続性の高い公共交通の形成を図る。また、誰もが利用しやすい施設整備に向け、バリアフリー化の検討を促進する。

② 公園緑地の整備方針

- ・街区公園やその他の公園は、誰もが安心して利用できる身近な公園として、住民が主体となり、行政と連携しながら適切な維持管理を行う。
- ・必要に応じて、公園などの防災機能の向上や防災公園の整備を図る。
- ・ふるさとの川総合公園は、地域住民やすべての住民が快適に利用できるように、実情に応じた効率的な運営と、適切な維持管理を推進する。
- ・既存の公共施設では、植樹などの敷地内緑化を行う。
- ・歴史とともに形成され、地域住民に親しまれた風景である社寺林や熊野参詣道（紀伊路）などは、地域固有の貴重な緑地空間として保全を促進する。

IV. 地域別整備の基本方針（地域別構想） 宮原地域の整備方針

③ 河川・下水道の整備方針

- ・重要水防箇所がある西谷川や宮前川などは、河川などの増水に備えた樋門やポンプ場の整備など治水機能の維持、向上を図る。
- ・警戒を要する村池は、所有者などによる適切な維持管理を促進するとともに、ため池ハザードマップの周知を行う。
- ・個別処理施設の維持管理体制づくりを検討するとともに、合併処理浄化槽の計画的な整備を継続して行い、単独処理浄化槽などからの転換を促進する。

④ その他施設の整備方針

- ・新たなごみ処理施設の建設を推進する。

4) 都市環境の整備方針

① 文化的・歴史的景観の保全

- ・熊野参詣道（紀伊路）や宮原神社、円満寺、浄念寺などの神社仏閣やそのほかの文化財などの歴史的景観は、地域資源への住民の愛着を育むとともに、観光資源としての活用と将来への継承を図る。

② 自然環境・自然景観の保全

- ・ふるさとの川総合公園などの有田川の河川敷を保全し、住民に親しまれる親水空間の形成を図る。
- ・ため池や西谷川、宮前川、そのほかの水路は、自然環境や生態系に配慮した施設の維持管理などを促進し、安全な水辺空間の形成を図る。
- ・社寺林や農地、保安林などの自然環境を保全するとともに、貴重な地域資源としての活用を図る。

③ 田園景観の保全

- ・「有田市美しいまちづくり条例」の特定美観地域に指定された JR 紀伊宮原駅周辺では、住民と行政が連携しながら美しい景観形成を図る。
- ・山の斜面や平野部に広がるみかん畑などの農地を保全するとともに、緑豊かで潤いある田園景観の形成を図る。
- ・幹線道路沿道では田園景観に配慮しながら、沿道景観として連続性や統一性が感じられる景観形成に向け、必要に応じて歩道などの無電柱化を図る。
- ・公共施設は、植栽や外観を適切に管理するとともに、改修や新設にあたっては、田園景観に配慮しながら、住民の意見を取り入れ、住民に親しまれる施設となるように整備を行う。

5) 都市防災の整備方針

① 地震災害（津波を含む）

- ・集落地では建築物の不燃化を促進するとともに、老朽建築物の倒壊を防ぐため、住宅などの耐震化を促進する。特に、避難所や防災拠点施設、公益施設などは、施設の耐震化や不燃化を行う。
- ・必要に応じて新たな避難先や避難路の確保を図る。また、密集した集落地では、危険なブロック塀の撤去や無電柱化、道路拡幅などにより、避難路や防災拠点施設へのアクセス道路の安全性の向上を図るとともに、防災意識の啓発や避難先の周知を行う。
- ・自主防災組織による避難訓練や防災訓練は、今後も実施を促進する。

② 水害

- ・西谷川や宮前川などの河川、水路の治水機能の向上を図るとともに、村池の適切な維持管理について管理者と協議を行う。
- ・生活排水や雨水による浸水害対策として、必要に応じて雨水公共下水道事業や新たな排水路及びポンプ場、雨水調整池、浸透性舗装などの整備を図る。

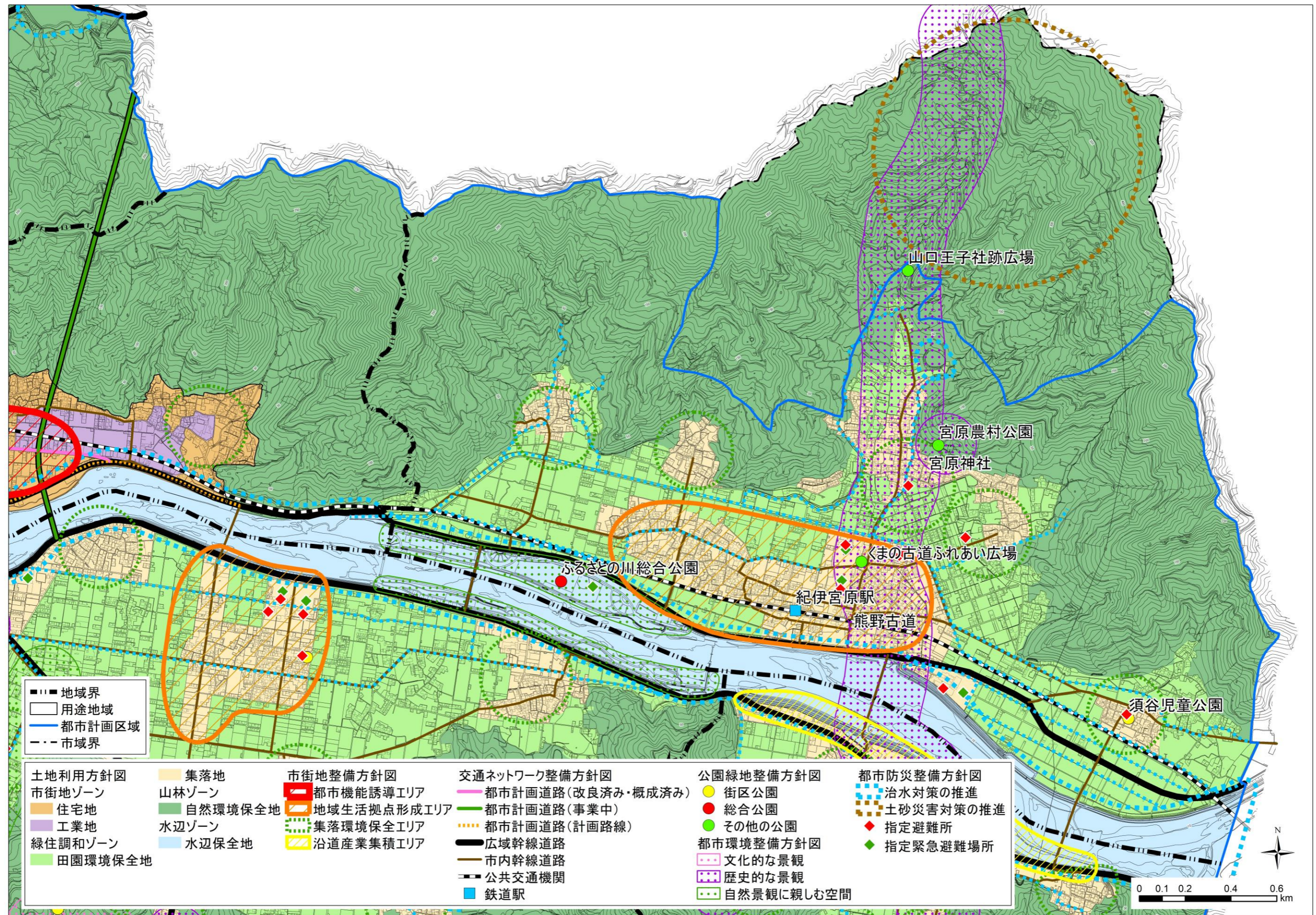
③ 土砂災害

- ・土砂災害警戒区域などでは防災施設の整備を行うとともに、より安全な場所へ宅地の誘導を図る。
- ・土砂災害警戒区域などの現状把握と定期的なパトロールの実施、ハザードマップなどによる住民への周知、集中豪雨や地震時の警戒体制の確立を行う。

④ 都市災害

- ・集落地では、消防活動に必要な街路空間の確保や建物の不燃化などを促進する。また、大規模施設などは、消防活動空地の確保など消防機能の向上のための指導を行う。
- ・幹線道路及び保育所や小学校などの周辺道路は、歩行者の安全性の確保を図る。

宮原地域整備方針図



5. 宮崎地域の整備方針

（1）現況と課題

1）概況

宮崎町の平野部は、国尾、浄妙寺谷、中御堂の3つの集落を小豆島として、古くから農業を主産業として形成されてきた。このほかの海岸部に位置する辰ヶ浜、逢井、男浦、女ノ浦、矢櫃などは、漁業を主産業とする集落であるが、小豆島の一部として発展してきた。その後、国道42号が整備されたことで、沿道への商業施設や住宅が立地して市街地が形成されてきた。

2）地域の現況と市民意向

① 土地利用

- ・地域全体が都市計画区域に含まれ、山林を除く有田川沿いの平野部では用途地域を指定している。
- ・宮崎町の集落の一部及び矢櫃地区、逢井地区は、用途地域が無指定である。
- ・国道42号及び都市計画道路三谷辰ヶ浜線沿道の既存市街地は、人口密度の維持による生活サービスやコミュニティの持続性の確保のため、有田市立地適正化計画にて居住誘導区域を指定している。
- ・水田や果樹園を含む農用地は、農用地区域を指定している。
- ・国道42号沿道は、商業用地が集積している。
- ・宮崎町の臨海部では、漁業関連施設が集積している。
- ・内陸部の漁村集落は、専用住宅を中心とし、一部に店舗などの商業用地や、球場などの公共空地がある。
- ・国道42号西側の平野部は、農地と住宅用地や商業用地などが混在している。
- ・国道42号以西の一般県道宮崎古江見線沿道では工業用地が集積しているが、住宅用地や商業用地が一部ある。
- ・国道42号以东の一般県道宮崎古江見線沿道は専用住宅を中心とし、工業用地や市立病院などの公益施設用地がある。
- ・矢櫃地区や逢井地区は低層住宅を中心とした漁村集落で、一部に宿泊施設などの商業用地がある。
- ・山間部を通る有田みかん海道周辺は、果樹園などの農用地がある。

② 市街地・集落地

- ・近年の新築動向は、都市計画道路三谷辰ヶ浜線沿道を中心に住宅の新築が多く、国道42号沿道では商業施設の新築も一部みられる。
- ・平野部の農地を中心に、住宅などの建物用地への農地転用がみられる。
- ・箕島漁港周辺の市街地の生活道路は、ほとんどの道路が幅員4m未満である。また、公園などのオープンスペースが少なく、空き家の増加が懸念される密集市街地がある。
- ・集落地の生活道路は、ほとんどの道路が幅員4m未満であり、特に、矢櫃地区及び逢井地区は公園などのオープンスペースがなく、密集した集落である。

IV. 地域別整備の基本方針（地域別構想） 宮崎地域の整備方針

- ・男浦の埋立地は、計画的に整備された低層住宅を中心とする住宅地である。
- ・国道 42 号沿道は大規模な小売店舗などがあり、その背後地である国道 42 号以東の一般県道宮崎古江見線沿道は工場や市立病院があり、広域幹線道路の利便性を生かした市街地が形成されている。
- ・空き家が多く点在し、今後も増加が懸念される。

③ 都市施設

- ・広域幹線道路である国道 42 号（都市計画道路弓場古江見線）が通る。また、都市計画道路三谷辰ヶ浜線、浄妙寺線が整備されている。逢井地区アクセス道路が整備中である。
- ・都市公園 1 か所、その他の公園 2 か所があり、球場もある。
- ・古江見都市下水路が整備されているが、地域全体が個別処理区域である。矢櫃地区や逢井地区では漁業集落排水が整備されている。
- ・公民館や田鶴小学校などの教育文化施設、第 1 種漁港の矢櫃漁港や逢井漁港、第 2 種漁港の箕島漁港がある。

④ 都市環境

- ・箕島漁港や矢櫃漁港、逢井漁港は、整備された漁業基盤をはじめ、漁業を主とする特徴的な文化的景観を形成している。
- ・西有田県立自然公園を貫き、優れた自然景観を楽しめる有田みかん海道が通る。
- ・湯浅湾に面した海岸部は西有田県立自然公園に含まれ、リアス式海岸が特徴的で、キキョウランやユウスゲの貴重な群生地である。
- ・浄妙寺などの神社仏閣があり、境内には社寺林などの緑地がある。
- ・有田みかん海道沿道や宮崎ノ鼻周辺の山林に、保安林がある。
- ・文化財（美術工芸品など）がある。

⑤ 都市防災

- ・有田川に面した平野部を中心に、計画規模降雨では浸水深 0.5～3.0m未満の浸水が想定されている。想定最大規模降雨では浸水深 3.0～5.0m未満の浸水が想定されている。
- ・山地付近では、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域に指定される場所がある。
- ・湯浅湾に面した海岸部を中心に、東海・東南海・南海 3 連動地震の際に浸水深 3.0～5.0m、南海トラフ巨大地震の際に浸水深 5.0m以上の津波浸水が予測される場所がある。
- ・指定避難所が 8 か所ある。河南避難拠点地が整備されている。

⑥ 地域の将来イメージに関する市民意向

- ・一戸建ての住宅を中心とした静かな住宅地
- ・美しい山や川、海などの自然や農地が多い地域
- ・道路の沿道には店舗が建ち並ぶ住宅地

3) 課題

① 地域づくり全体の課題

- ・自然災害への防災対策の強化と漁業や商業などの活性化に資する市街地の形成

② 土地利用の課題

- ・幹線道路沿道における商業用地や工業用地などが調和した合理的な土地利用の誘導
- ・居住誘導区域への住宅の誘導
- ・漁港周辺における生産環境の保全と関連施設の集積促進
- ・優良農地や山林の保全と活用の促進、農村集落の生活利便性の向上
- ・漁村集落の生活利便性の向上

③ 市街地・集落地の課題

- ・市街地における商業機能の集積維持と機能向上
- ・狭い道路の解消などによる密集した市街地や集落地の安全性の向上
- ・空き家の増加抑制、利活用の促進

④ 都市施設の課題

- ・広域交通網や市内幹線道路網の利便性の向上
- ・道路のバリアフリー整備の促進などによる安全で快適な道路環境の形成
- ・漁村集落における日常の憩いや散歩のための広場や公園などの整備検討及び防災機能の向上
- ・個別処理施設の適切な維持管理と合併処理浄化槽への転換の促進

⑤ 都市環境の課題

- ・文化財の保存や継承と歴史的景観の保全及び観光資源としての活用
- ・有田川や山林などの自然環境や自然景観の保全

⑥ 都市防災の課題

- ・市街地の防災性の向上と避難先や防災拠点の整備
- ・海岸部や有田川流域での津波や水害などの自然災害への防災対策
- ・土砂災害への対策強化とより安全な居住地への誘導促進
- ・自主防災組織などのコミュニティの形成促進

（2）地域の将来像と整備目標

1）宮崎地域の将来像

産業が賑わい、漁港や海道などの個性あふれる風景に親しみ、安らぎあるまち

2）地域整備の目標

1. 漁業や商業など産業の活性化に資する市街地の形成
2. 宮崎ノ鼻や有田みかん海道など自然景観に親しむ空間の保全と活用
3. 自然災害への備えが充実した安全な市街地、集落の形成

（3）地域の整備方針

1）土地利用の方針

① 沿道商工業地

- ・国道42号沿道は、周辺の住環境や営農環境との調和に配慮しながら、広域幹線道路の利便性を生かして商業施設を誘導し、商業系の土地利用誘導を図る。

② 住宅地

- ・国道42号及び都市計画道路三谷辰ヶ浜線周辺の平野部は、宅地に介在する農地や産業用地などとの調和を図りながら、快適な住環境の形成し、居住の誘導を図る。
- ・箕島漁港周辺の密集した住宅地は、産業用地などの集積を維持しながら、快適な住環境の形成を図る。必要に応じて準防火地域などの法指定の検討を行う。
- ・津波や土砂災害などの災害リスクが高い住宅地では、防災対策を強化し、安全な住環境の形成を図る。

③ 工業地

- ・国道42号西側の工業地は周囲の住宅や農地に配慮しながら、工業や漁業の振興を支える産業施設の集積を維持し、効率的な土地利用を図る。

④ 漁業基盤地

- ・箕島漁港は和歌山県を代表する漁港基盤施設として、利便性の高い操業環境の形成を図る。魚市場及びその周辺施設は、地場産品を扱う地域資源の発信地であり、住民や来訪者との交流拠点として、地域産業の賑わいにつながるよう適切な管理運営を図る。

⑤ 集落地

- ・農漁村集落は低層住宅を主とした快適な住環境を保全し、農漁業関連施設や生活利便施設の集積を維持することで、持続性の高い集落地の形成を図る。

- ・用途地域の無指定地は、必要に応じて用途地域の指定や道路の位置指定を図る。
- ・津波や土砂災害などの災害リスクが高い集落地では、防災対策を強化し安全な住環境の形成を図る。

⑥ 自然環境保全地

- ・有田みかん海道や宮崎ノ鼻周辺の山林を中心とした山林は、優れた自然環境として保全しながら、観光資源として活用を図る。
- ・山の斜面に広がる農地は、周囲の森林との調和を図り保全する。
- ・法適用は、自然公園区域と白地地域における建ぺい率や容積率などの規制誘導を行う。

⑦ 水辺保全地

- ・有田川とその沿岸や紀伊水道に面する海岸は、洪水や津波などの自然災害に対する防災機能の強化を図るとともに、水辺の自然環境を保全し、親水空間としての活用を図る。
- ・法適用は、自然公園区域などによる規制誘導を行う。

2) 市街地の整備方針

① 市街地環境向上エリア

- ・箕島漁港周辺の市街地は、空き家の適切な管理や撤去を促進し、道路幅員の確保などを推進することで、災害に強い安全な市街地の形成を図る。

② 集落環境保全エリア

- ・矢櫃地区や逢井地区の漁村集落は、空き家の適切な管理や撤去の促進、道路幅員やオープンスペースの確保、災害対策の推進などによる安全で快適な住環境の形成と、公民館などを中心としたコミュニティの維持を図る。

③ 沿道産業集積エリア

- ・国道 42 号沿道は道路景観や周辺の住環境及び田園環境に配慮しながら、広域交通網を生かした産業施設の集積促進を図る。

3) 都市施設の整備方針

① 交通ネットワークの整備方針

- ・広域幹線道路網を形成する国道 42 号は、地域の状況に応じて必要な整備を促進し、都市間の連携強化と安全性の向上を図る。
- ・県道と一級市道は、広域幹線道路網を補完する市内幹線道路網として、地域の状況に応じて必要な整備を促進あるいは推進し、都市間の連携強化と安全性の向上を図る。
- ・整備中の逢井地区アクセス道路は早期供用開始に向け事業を推進する。

IV. 地域別整備の基本方針（地域別構想） 宮崎地域の整備方針

- ・市街地や集落地を通る生活道路は通過交通の低減を図りながら、地域住民と協働して適切な維持管理を推進し、セットバックを促進するなど安全な幅員の確保を図る。

② 公園緑地の整備方針

- ・街区公園やその他の公園は、誰もが安心して利用できる身近な公園として、住民が主体となり、行政と連携しながら適切な維持管理を行う。
- ・必要に応じて、公園などの防災機能の向上や、防災公園の整備を図る。
- ・西有田県立自然公園は貴重な動植物の生息地として、自然環境の保全と良好な風致の維持を図るとともに、自然探勝や眺望などの自然に親しめる空間として活用を図る。
- ・既存の公共施設では、植樹などの敷地内緑化を行う。
- ・歴史とともに形成され、地域住民に親しまれた風景である社寺林などは、地域固有の貴重な緑地空間として保全を促進する。

③ 河川・下水道の整備方針

- ・重要水防箇所がある箕川などは、河川などの増水に備えた樋門やポンプ場の整備など治水機能の維持、向上を図る。
- ・矢櫃漁業集落排水場及び逢井漁業集落排水場は、既存の施設の効率的な管理運営、更新を推進するとともに、集落排水施設への接続に関して、住民に対する広報や啓発を行う。
- ・個別処理施設の維持管理体制づくりを検討するとともに、合併処理浄化槽の計画的な整備を継続して行い、単独処理浄化槽などからの転換を促進する。

4) 都市環境の整備方針

① 市街地の景観の形成・保全

- ・土地利用の用途を適切に誘導するとともに、市街地に介在する農地や緑地、河川、海浜との調和を図る。特に、工業地の景観は、敷地内緑化などを促進し、周囲の住宅地や緑地、山林に配慮した景観の形成を促進する。
- ・幹線道路沿道では、沿道景観として連続性や統一性が感じられる景観形成を図る。
- ・公共施設は、植栽や外観を適切に管理するとともに、改修や新設にあたっては住民の意見を取り入れ、住民に親しまれる施設となるように整備を行う。
- ・市街地に隣接した山の斜面や平野部に広がるみかん畑などの農地は、住環境などへ配慮しながら、身近な緑地空間として保全するとともに、市民農園など住民が緑や土に親しめる緑地としての多様な利活用を図る。

② 文化的・歴史的景観の保全

- ・漁業に係る文化的景観が形成されている矢櫃地区や逢井地区は、交流人口や集落への移住、定住人口の増加に取り組み、地域と漁業の活性化を行いながら、漁業を中心とした文化的景観の保全を図る。

- ・浄妙寺などの神社仏閣やそのほかの文化財などの歴史的景観は、地域資源への住民の愛着を育むとともに、観光資源としての活用と将来への継承を図る。

③ 自然環境・自然景観の保全

- ・西有田県立自然公園に指定されている山林は今後も保全し、有田みかん海道は周囲の自然環境と調和した適切な管理を行うことで、美しい沿道景観の形成を図る。
- ・箕川やそのほかの水路などの水辺は、自然環境や生態系に配慮した維持管理などを促進し、住民や来訪者にとって安全な水辺空間の形成を図る。
- ・社寺林や農地、保安林などの自然環境を保全するとともに、貴重な地域資源としての活用を図る。
- ・西海岸エリア誘客プロジェクトに含まれる有田みかん海道と矢櫃地区、箕島漁港は、文化的景観や自然景観を保全し、住民の愛着を育み、観光資源としての魅力を高め、交流人口の増加を図る。

5) 都市防災の整備方針

① 地震災害（津波を含む）

- ・市街地では、建築物の不燃化を促進するとともに、老朽建築物の倒壊を防ぐため、住宅などの耐震化を促進する。特に、避難所や防災拠点施設、公益施設などは、施設の耐震化や不燃化を行う。漁業基盤地では津波への対応強化を促進する。
- ・津波浸水が想定される地区では、津波避難計画に従い、避難目標地点や津波避難ビルの周知や避難意識の向上を図る。
- ・必要に応じて新たな避難先や避難路の確保を図る。また、密集した市街地や集落地では、危険なブロック塀の撤去や無電柱化、道路拡幅などにより、避難路や防災拠点施設へのアクセス道路の安全性の向上を図るとともに、防災意識の啓発や避難先の周知を行う。
- ・自主防災組織による避難訓練や防災訓練は、今後も実施を促進する。

② 水害

- ・箕川などの河川、水路の治水機能の向上を図る。
- ・生活排水や雨水による浸水害対策として、必要に応じて雨水公共下水道事業や新たな排水路及びポンプ場、雨水調整池、浸透性舗装などの整備を図る。
- ・海岸部や有田川の河口部付近は、高潮の影響を受けやすいため、老朽化などの必要に応じて、防潮堤や樋門の整備を検討する。

③ 土砂災害

- ・土砂災害警戒区域などでは防災施設の整備を行うとともに、より安全な場所へ宅地の誘導を図る。

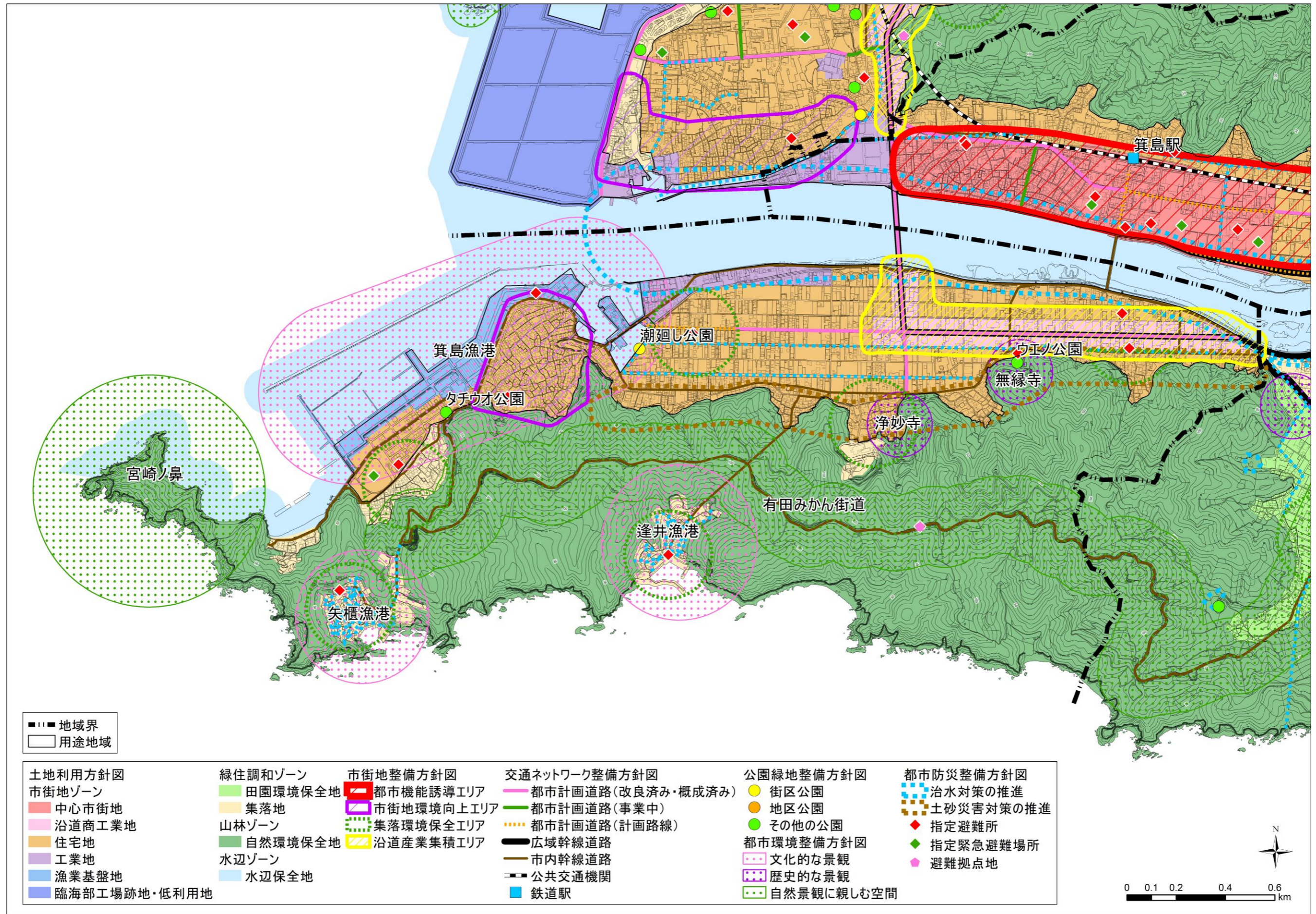
Ⅳ. 地域別整備の基本方針（地域別構想） 宮崎地域の整備方針

- ・土砂災害警戒区域などの現状把握と定期的なパトロールの実施、ハザードマップなどによる住民への周知、集中豪雨や地震時の警戒体制の確立を行う。

④ 都市災害

- ・市街地や集落地では、消防活動に必要な街路空間の確保や建物の不燃化などを促進する。また、大規模施設などは、消防活動空地の確保など消防機能の向上のための指導を行う。
- ・幹線道路及び保育所や小学校などの周辺道路は、歩行者の安全性の確保を図る。

宮崎地域整備方針図



6. 保田地域の整備方針

（1）現況と課題

1）概況

星尾や千田は、須佐神社の門前町及び農村集落として集積が始まった。その後、辻堂に村役場が立地し、それに伴って小・中学校、農協などの公共公益施設が集積するなど、都市の機能が平野部に形成されたことで集落も平野部へと移っていった。また、そうした施設が立地したことで、辻堂は地域の中心的な機能を担うようになっていった。

2）地域の現況と市民意向

① 土地利用

- ・地域全体が都市計画区域に含まれ、用途地域は無指定である。
- ・水田や果樹園を含む農用地は、農用地区域を指定している。
- ・幹線道路や生活道路沿道に住宅用地や商業用地、工業用地があり、地域全体に宅地がモザイク状に拡散している。
- ・国道 42 号沿道は保育所や小学校などの公益施設用地や商業用地、工業用地があり、一部に農地が介在している。
- ・主要地方道有田湯浅線や一般県道千田箕島線沿道は、商業用地や工業用地が多い。
- ・高田地区は低層住宅を中心とした漁村集落で、一部に宿泊施設などの商業用地がある。
- ・山麓では専用住宅を中心とした農村集落が形成され、果樹園などの農用地がある。

② 市街地・集落地

- ・近年の新築動向は、地域全体で住宅の新築や農地転用が行われ、地域西部の国道 42 号と主要地方道有田湯浅線沿道では、商業施設や工業施設の新築がみられる。
- ・圃場整備が行われ、幹線道路をはじめ幅員 6m 以上 15m 未満の道路が網目状に整備されているが、農村集落や高田地区の生活道路はほとんどの道路が幅員 4m 未満であり、特に地域南部の農村集落では公園などのオープンスペースがなく、密集した集落である。
- ・国道 42 号沿道は保育所や小学校などがあり、公民館や業務施設が集積し、地域の生活サービス拠点が形成されている。
- ・辻堂は国道 42 号沿道の後背地に低層住宅を中心とする集落があり、集落の周辺では農地に介在して住宅がある。
- ・千田や星尾は専用住宅を中心とした農村集落が形成され、市街地に比べると宅地規模が大きいが公園などのオープンスペースは少なく、生活道路の幅員が狭い。

③ 都市施設

- ・広域幹線道路である国道 42 号が通る。
- ・都市公園 2 か所、その他の公園 1 か所がある。
- ・地域全体が個別処理区域である。
- ・公民館や保田小学校などの教育文化施設や第 1 種漁港の千田漁港がある。

IV. 地域別整備の基本方針（地域別構想） 保田地域の整備方針

④ 都市環境

- ・千田漁港は整備された漁業基盤をはじめ、漁業を主とする特徴的な文化的景観を形成している。
- ・有田川に面した平野部や山林の斜面は農地が広がり、潤いある田園景観を形成している。
- ・西有田県立自然公園を貫き、優れた自然景観を楽しめる有田みかん海道が通る。
- ・須佐神社などの神社仏閣があり、境内には社寺林などの緑地がある。特に、立神社社寺林は、和歌山県自然環境保全地域に指定されている。
- ・有田みかん海道周辺の山林に、保安林がある。
- ・文化財（建造物など）がある。

⑤ 都市防災

- ・有田川に面した平野部を中心に、一部で浸水深 0.5～3.0m未満の浸水が想定され、高山川周辺では浸水深 3.0～5.0m、一部で浸水深 5.0m以上が想定される場所がある。
- ・山地付近では土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地に指定される場所がある。
- ・一本池や鳥間池、鎌池の決壊時に、ため池の下流地域で浸水が想定される場所がある。
- ・湯浅湾に面した海岸部を中心に、東海・東南海・南海 3 連動地震の際に最大 3.0～5.0m、南海トラフ巨大地震の際に浸水深 5.0m以上の津波浸水が予測される場所がある。また、地域西部の有田川に面した平野部では、南海トラフ巨大地震の際に浸水深 2.0～3.0m以上の津波浸水が予測される場所がある。
- ・指定避難所が 4 か所ある。

⑥ 地域の将来イメージに関する市民意向

- ・美しい山や川などの自然や農地が多い地域
- ・一戸建ての住宅を中心とした静かな住宅地
- ・道路の沿道には店舗が建ち並ぶ住宅地

3) 課題

① 地域づくり全体の課題

- ・農地や自然環境の保全と持続的な地域生活の実現に資する地域拠点の形成

② 土地利用の課題

- ・宅地のスプロール化の抑止と生活利便施設の集約誘導
- ・幹線道路沿道における商業用地や工業用地などが調和した合理的な土地利用の誘導
- ・漁港周辺における生産環境の保全と関連施設の集積促進
- ・優良農地や山林の保全と活用の促進、農村集落の生活利便性の向上
- ・漁村集落の生活利便性の向上

③ 市街地・集落地の課題

- ・ 公共公益施設や商業・業務施設の集積維持、機能向上
- ・ 狭い道路の解消やオープンスペースの確保などによる、密集した集落地の安全性の向上
- ・ 空き家の増加抑制や利活用の促進

④ 都市施設の課題

- ・ 広域交通網や市内幹線道路網の利便性の向上や公共交通の充実
- ・ 道路のバリアフリー整備の促進などによる安全で快適な道路環境の形成
- ・ 農漁村集落における日常の憩いや散歩のための広場や公園などの整備検討及び防災機能の向上
- ・ 個別処理施設の適切な維持管理と合併処理浄化槽への転換の促進

⑤ 都市環境の課題

- ・ 文化財の保存や継承と歴史的景観の保全及び観光資源としての活用
- ・ 有田川や西有田県立自然公園などの自然環境や自然景観の保全

⑥ 都市防災の課題

- ・ 集落の防災性の向上と避難先や防災拠点の整備
- ・ 海岸部や有田川流域での津波や水害などの自然災害への防災対策
- ・ 自主防災組織などのコミュニティの形成促進

（2）地域の将来像と整備目標

1）保田地域の将来像

身近で便利な拠点に集い、美しい海岸や田園とともに安心して暮らし続けるまち

2）地域整備の目標

1. 地域生活を支える地域の核の形成と機能の向上
2. 優良農地や山林、海岸線などの自然環境と住環境の調和
3. 自然災害への備えが充実した安全な集落の形成

（3）地域の整備方針

1）土地利用の方針

① 田園環境保全地

- ・優良農地は無秩序な開発を抑制し集落地との調和を図りながら、農業基盤の整備、更新や適切な維持管理の促進などにより営農環境の保全を図る。
- ・法適用は、農業振興地域と白地地域における建ぺい率や容積率などの規制誘導を行う。

② 集落地

- ・平野部の集落地とその周辺は、宅地のスプロール化の防止と合理的な土地利用の促進のため、必要に応じた用途地域の指定や道路の位置指定などにより、適切な土地利用の規制誘導を図る。
- ・国道 42 号沿道や主要地方道有田湯浅線沿道は、優良農地や住環境との調和を図りながら、地域生活を支える広域交通網を生かした商業施設などの産業用地の集積維持を図る。
- ・農漁村集落は低層住宅を主とした快適な住環境を保全し、農漁業関連施設や生活利便施設の集積を維持することで、持続性の高い集落地の形成を図る。
- ・洪水や土砂災害などの災害リスクが高い集落地では、防災対策を強化し安全な住環境の形成を図る。
- ・現在の建物の規模などに配慮しながら、必要に応じた建ぺい率や容積率などの法規制により適切な土地利用の規制誘導を図る。

③ 自然環境保全地

- ・山林は優れた自然環境として保全しながら、観光資源として活用を図る。
- ・山の斜面に広がる農地は、周囲の森林との調和を図り保全する。
- ・法適用は、自然公園区域と白地地域における建ぺい率や容積率などの規制誘導を行う。

④ 水辺保全地

- ・有田川とその沿岸は、洪水などの自然災害に対する防災機能の強化を図るとともに、水辺の自然環境を保全し、親水空間としての活用を図る。
- ・法適用は、自然公園区域などによる規制誘導を行う。

2) 市街地の整備方針

① 地域生活拠点形成エリア

- ・公共公益施設や商業施設などが集積する保田小学校及び一般県道千田箕島線沿道周辺は、住環境や田園環境に配慮しながら生活利便施設などの集積を維持し、公共交通の充実を推進することで地域生活拠点の形成を図る。

② 集落環境保全エリア

- ・高田地区の漁村集落は、空き家の適切な管理や撤去を促進し、道路幅員やオープンスペースの確保を推進するとともに、災害対策の推進などにより、安全で快適な住環境の形成と、公民館などを中心としたコミュニティの維持を図る。
- ・野や辻堂、山地、星尾、千田地区の農村集落は、道路幅員やオープンスペースの確保、災害対策の推進などにより、安全で快適な住環境の形成と、公民館などを中心としたコミュニティの維持を図る。

3) 都市施設の整備方針

① 交通ネットワークの整備方針

- ・広域幹線道路網を形成する国道 42 号及び主要地方道有田湯浅線は、地域の状況に応じて必要な整備を促進し、都市間の連携強化と安全性の向上を図る。
- ・整備中のキララときめきロード（主要地方道有田湯浅線）は、早期供用開始を目指し国や県に働きかけるとともに、広域幹線道路の円滑な接続を推進し、安全で快適な広域幹線道路網の形成を図る。
- ・県道と一級市道は、広域幹線道路網を補完する市内幹線道路網として、地域の状況に応じて必要な整備を促進あるいは推進し、都市間の連携強化と安全性の向上を図る。
- ・地域生活拠点や集落地を通る生活道路は、通過交通の低減を図りながら、地域住民と協働して適切な維持管理を推進し、セットバックを促進するなど安全な幅員の確保を図る。
- ・市街地や地域生活拠点、集落地を結ぶ、日常生活を支える公共交通の充実を推進する。

② 公園緑地の整備方針

- ・街区公園やその他の公園は、誰もが安心して利用できる身近な公園として、住民が主体となり、行政と連携しながら適切な維持管理を行う。
- ・必要に応じて、日常の憩いのための公園や防災公園の整備、公園などの防災機能の向上を図る。

IV. 地域別整備の基本方針（地域別構想） 保田地域の整備方針

- ・西有田県立自然公園は貴重な動植物の生息地として、自然環境の保全と良好な風致の維持を図るとともに、自然探勝や眺望などの自然に親しめる空間として活用を図る。
- ・既存の公共施設では、植樹などの敷地内緑化を行う。
- ・歴史とともに形成され、地域住民に親しまれた風景である社寺林などは、地域固有の貴重な緑地空間として保全を図る。

③ 河川・下水道の整備方針

- ・重要水防箇所がある高山川などは、河川などの増水に備えた樋門やポンプ場の整備など治水機能の維持、向上を図る。
- ・個別処理施設の維持管理体制づくりを検討するとともに、合併処理浄化槽の計画的な整備を継続して行い、単独処理浄化槽などからの転換を促進する。

4) 都市環境の整備方針

① 文化的・歴史的景観の保全

- ・漁業に係る文化的景観が形成されている高田地区は、交流人口や集落への移住、定住人口の増加に取り組み、地域と漁業の活性化を行いながら、漁業を中心とした文化的景観の保全を図る。
- ・須佐神社などの神社仏閣やそのほかの文化財などの歴史的景観は、地域資源への住民の愛着を育むとともに、観光資源としての活用と将来への継承を図る。

② 自然環境・自然景観の保全

- ・西有田県立自然公園に指定されている山林は今後も保全し、有田みかん海道やキララときめきロードは周囲の自然環境と調和した適切な管理を行うことで、美しい沿道景観の形成を図る。
- ・高山川やそのほかの水路などの水辺は、自然環境や生態系に配慮した維持管理などを促進し、住民や来訪者にとって安全で魅力的な水辺空間の形成を図る。
- ・社寺林や農地、保安林などの自然環境を保全するとともに、貴重な地域資源としての活用を図る。

③ 田園景観の保全

- ・山の斜面や平野部に広がるみかん畑などの農地を保全するとともに、緑豊かで潤いある田園景観の形成を図る。
- ・幹線道路沿道では田園景観に配慮しながら、沿道景観として連続性や統一性が感じられる景観形成に向け、必要に応じて歩道などの無電柱化を図る。
- ・公共施設は、植栽や外観を適切に管理するとともに、改修や新設にあたっては、田園景観に配慮しながら、住民の意見を取り入れ、住民に親しまれる施設となるように整備を行う。

5) 都市防災の整備方針

① 地震災害（津波を含む）

- ・集落地では建築物の不燃化を促進するとともに、老朽建築物の倒壊を防ぐため、住宅などの耐震化を促進する。特に、避難所や防災拠点施設、公益施設などは、施設の耐震化や不燃化を行う。漁業基盤地では津波への対応強化を促進する。
- ・津波浸水が想定される地区では、津波避難計画に従い、避難目標地点や津波避難ビルの周知や避難意識の向上を図る。
- ・必要に応じて新たな避難先や避難路の確保を図る。また、密集した集落地では、危険なブロック塀の撤去や無電柱化、道路拡幅などにより、避難路や防災拠点施設へのアクセス道路の安全性の向上を図るとともに、防災意識の啓発や避難先の周知を行う。
- ・自主防災組織による避難訓練や防災訓練は、今後も実施を促進する。

② 水害

- ・高山川などの河川、水路の治水機能の向上を図るとともに、一本池や鳥間池、鎌池の適切な維持管理について管理者と協議を行う。
- ・生活排水や雨水による浸水害対策として、必要に応じて雨水公共下水道事業や新たな排水路及びポンプ場、雨水調整池、浸透性舗装などの整備を図る。

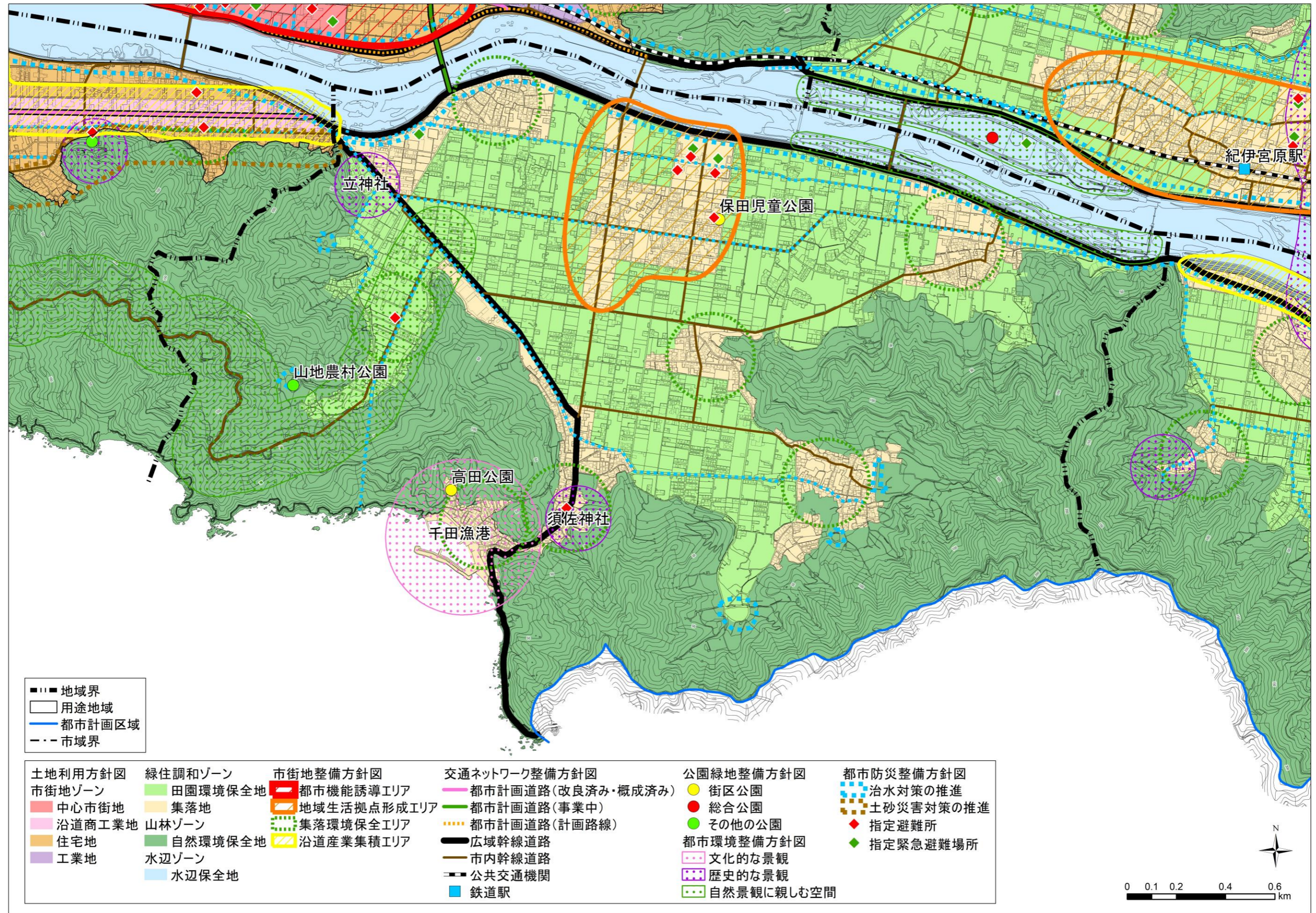
③ 土砂災害

- ・土砂災害警戒区域などでは防災施設の整備を行うとともに、より安全な場所へ宅地の誘導を図る。
- ・土砂災害警戒区域などの現状把握と定期的なパトロールの実施、ハザードマップなどによる住民への周知、集中豪雨や地震時の警戒体制の確立を行う。

④ 都市災害

- ・市街地や集落地では、消防活動に必要な街路空間の確保や建物の不燃化などを促進する。また、大規模施設などは、消防活動空地の確保など消防機能の向上のための指導を行う。
- ・幹線道路及び保育所や小学校などの周辺道路は、歩行者の安全性の確保を図る。

保田地域整備方針図



7. 糸我地域の整備方針

（1）現況と課題

1）概況

熊野参詣道（紀伊路）が通る陸上交通の要として発展し、中番地区周辺は稲荷神社を中心に小学校や旧村役場などが立地したことで、地域の中心的な役割を果たしてきた。その後、国道 42 号が開通したことで沿道に商業などの施設が集積し、現在の街並みが形成された。

2）地域の現況と市民意向

① 土地利用

- ・ 地域全体が都市計画区域に含まれ、用途地域は無指定である。
- ・ 水田や果樹園を含む農用地は、農用地区域を指定している。
- ・ 地域南部の農地に介在して、一部に宅地がモザイク状に広がる。
- ・ 国道 42 号沿道は、商業用地や工業用地が集積している。
- ・ 地域西部では、集団性の高い水田が広がる。
- ・ 幹線道路の沿道では、公益施設用地や商業用地がある。
- ・ 山麓などでは専用住宅を中心とした農村集落が形成され、果樹園などの農用地がある。

② 市街地・集落地

- ・ 近年の新築動向は、農村集落の周辺で住宅や公共公益施設の新築が多く、国道 42 号沿道では商業施設や工業施設の新築もみられる。
- ・ 平野部の集落に隣接する農地を中心に、住宅などの建物用地への農地転用がみられる。
- ・ 圃場整備が行われ、国道 42 号につながる道路は幅員 4m 以上 6m 未満の道路が整備されているが、農村集落の生活道路はほとんどの道路が幅員 4m 未満であり、公園などのオープンスペースがなく密集した農村集落である。
- ・ 国道 42 号沿道は、沿道サービス施設などの商業施設があり、工場や業務施設もある。
- ・ 山麓では、専用住宅を中心とした農村集落が形成され、市街地に比べると宅地規模が大きい。公園などのオープンスペースは少なく、生活道路の幅員が狭い。

③ 都市施設

- ・ 広域幹線道路である国道 42 号が通る。
- ・ 都市公園ではない、その他の公園が 1 か所ある。
- ・ 地域全体が個別処理区域である。
- ・ 公民館や糸我小学校などの教育文化施設がある。

④ 都市環境

- ・ 有田川に面した平野部や山林の斜面は農地が広がり、潤いある田園景観を形成している。
- ・ 糸我稲荷神社や得生寺、仁平寺などの神社仏閣があり、境内には社寺林などの緑地がある。
- ・ 特色ある観光資源として、熊野参詣道（紀伊路）が通り、くまの古道歴史民俗資料館がある。

IV. 地域別整備の基本方針（地域別構想） 糸我地域の整備方針

- ・文化財（美術工芸品など）があり、集落周辺では史跡・名勝もある。

⑤ 都市防災

- ・計画規模降雨では有田川に面した平野部を中心に浸水深3.0～5.0m未満の浸水が想定され、お仙谷川周辺は浸水深5.0m以上が想定される場所が一部ある。想定最大規模降雨では平野部のほとんどで浸水深5.0～10.0m未満の浸水が想定されている。
- ・山地付近では土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地に指定される場所がある。
- ・新池の決壊時に、ため池の下流地域で浸水が想定される場所がある。
- ・指定避難所が2か所ある。

⑥ 地域の将来イメージに関する市民意向

- ・道路の沿道には店舗が建ち並ぶ住宅地
- ・美しい山や川などの自然や農地が多い地域
- ・一戸建ての住宅を中心とした静かな住宅地

3) 課題

① 地域づくり全体の課題

- ・幹線道路沿道の商業用地や工業用地の集積維持と田園環境との調和

② 土地利用の課題

- ・国道42号沿道における商業用地や工業用地の誘導及び集積維持
- ・優良農地や山林の保全と活用の促進、農村集落の生活利便性の向上

③ 市街地・集落地の課題

- ・生活利便施設の集積維持
- ・狭い道路の解消やオープンスペースの確保などによる密集した集落地の安全性の向上
- ・空き家の増加抑制と利活用の促進

④ 都市施設の課題

- ・広域交通網や市内幹線道路網の利便性の向上
- ・道路のバリアフリー整備の促進などによる安全で快適な道路環境の形成
- ・農村集落における日常の憩いや散歩のための広場や公園などの整備検討及び防災機能の向上
- ・個別処理施設の適切な維持管理と合併処理浄化槽への転換の促進

⑤ 都市環境の課題

- ・文化財の保存や継承と歴史的景観の保全及び観光資源としての活用
- ・有田川や山林などの自然環境や自然景観の保全

⑥ 都市防災の課題

- ・集落の防災性の向上と避難先や防災拠点の整備
- ・有田川流域やため池周辺での水害などの自然災害への防災対策
- ・自主防災組織などのコミュニティの形成促進

（2）地域の将来像と整備目標

1）系我地域の将来像

沿道の賑わいと緑豊かな農村環境が調和し、歴史や文化を守り、継承するまち

2）地域整備の目標

1. 広域連携軸の利便性を生かした産業用地の集積維持
2. 優良農地や山林などの自然環境と住環境の調和
3. 自然災害への備えが充実した安全な集落の形成

（3）地域の整備方針

1）土地利用の方針

① 田園環境保全地

- ・優良農地は無秩序な開発を抑制し集落地との調和を図りながら、農業基盤の整備、更新や適切な維持管理の促進などにより営農環境の保全を図る。
- ・法適用は、農業振興地域と白地地域による規制誘導を行う。

② 集落地

- ・国道42号沿道は優良農地や住環境との調和を図りながら、地域生活を支える広域交通網を生かした商業施設などの産業用地の集積維持を図る。
- ・農村集落は低層住宅を主とした快適な住環境を保全し、農業関連施設や生活利便施設の集積を維持することで、持続性の高い集落地の形成を図る。
- ・洪水などの災害リスクが高い集落地では、防災対策を強化し安全な住環境の形成を図る。
- ・現在の建物の規模などに配慮しながら、必要に応じた建ぺい率や容積率などの法規制により適切な土地利用の規制誘導を図る。

③ 自然環境保全地

- ・山林は熊野参詣道（紀伊路）が通る優れた自然環境として保全しながら、観光資源として活用を図る。
- ・山の斜面に広がる農地は、周囲の森林との調和を図り保全する。
- ・法適用は、白地地域における建ぺい率や容積率などの規制誘導を行う。

④ 水辺保全地

- ・有田川とその沿岸は、洪水などの自然災害に対する防災機能の強化を図るとともに、水辺の自然環境を保全し、親水空間としての活用を図る。

2) 市街地の整備方針

① 集落環境保全エリア

- ・農村集落は道路幅員やオープンスペースの確保、災害対策の推進などによる安全で快適な住環境の形成と、公民館などを中心としたコミュニティの維持を図る。

② 沿道産業集積エリア

- ・国道 42 号沿道は道路景観や周辺の住環境及び田園環境に配慮しながら、広域交通網を生かした産業施設の集積促進を図る。

3) 都市施設の整備方針

① 交通ネットワークの整備方針

- ・広域幹線道路網を形成する国道 42 号は、地域の状況に応じて必要な整備を促進し、都市間の連携強化と安全性の向上を図る。
- ・県道と一級市道は、広域幹線道路網を補完する市内幹線道路網として、地域の状況に応じて必要な整備を促進あるいは推進し、都市間の連携強化と安全性の向上を図る。
- ・集落地を通る生活道路は、通過交通の低減を図りながら、地域住民と協働して適切な維持管理を推進し、セットバックを促進するなど安全な幅員の確保を図る。
- ・夜間が暗く危険な道路は、必要に応じた防犯灯や街灯の整備などによる道路の安全性の向上を図る。

② 公園緑地の整備方針

- ・地域の公園は、誰もが安心して利用できる身近な公園として、住民が主体となり、行政と連携しながら適切な維持管理を行う。
- ・必要に応じて、日常の憩いやスポーツなどのための公園や広場、緑地などの整備を図る。
- ・既存の公共施設では、植樹などの敷地内緑化を行う。
- ・歴史とともに形成され、地域住民に親しまれた風景である社寺林や熊野参詣道（紀伊路）などは、地域固有の貴重な緑地空間として保全を促進する。

③ 河川・下水道の整備方針

- ・重要水防箇所があるお仙谷川などは、河川などの増水に備えた樋門やポンプ場の整備など治水機能の維持、向上を図る。
- ・警戒を要する新池は、所有者などによる適切な維持管理を促進するとともに、ため池ハザードマップの周知を行う。
- ・個別処理施設の維持管理体制づくりを検討するとともに、合併処理浄化槽の計画的な整備を継続して行い、単独処理浄化槽などからの転換を促進する。

4) 都市環境の整備方針

① 文化的・歴史的景観の保全

- ・糸我稲荷神社や得生寺、仁平寺などの神社仏閣やそのほかの文化財などの歴史的景観及びくまの古道歴史民俗資料館などの地域資源は、住民の愛着を育むとともに、観光資源としての活用と将来への継承を図る。

② 自然環境・自然景観の保全

- ・ため池やお仙谷川、そのほかの水路などの水辺は、自然環境や生態系に配慮した農業生産基盤としての施設の維持管理などを促進し、安全な水辺空間の形成を図る。
- ・社寺林や農地、山林などの自然環境を保全するとともに、貴重な地域資源としての活用を図る。

③ 田園景観の保全

- ・山の斜面や平野部に広がるみかん畑などの農地を保全するとともに、緑豊かで潤いある田園景観の形成を図る。
- ・幹線道路沿道では田園景観に配慮しながら、沿道景観として連続性や統一性が感じられる景観形成に向け、必要に応じて歩道などの無電柱化を図る。
- ・公共施設は、植栽や外観を適切に管理するとともに、改修や新設にあたっては、田園景観に配慮しながら、住民の意見を取り入れ、住民に親しまれる施設となるように整備を行う。

5) 都市防災の整備方針

① 地震災害

- ・集落地では建築物の不燃化を促進するとともに、老朽建築物の倒壊を防ぐため、住宅などの耐震化を促進する。特に、避難所や防災拠点施設、公共公益施設などは、施設の耐震化や不燃化を行う。
- ・必要に応じて新たな避難先や避難路の確保を図る。また、密集した集落地では、危険なブロック塀の撤去や無電柱化、道路拡幅などにより、避難路や防災拠点施設へのアクセス道路の安全性の向上を図るとともに、防災意識の啓発や避難先の周知を行う。
- ・自主防災組織による避難訓練や防災訓練は、今後も実施を促進する。

② 水害

- ・お仙谷川などの河川、水路の治水機能の向上を図るとともに、新池の適切な維持管理について管理者と協議を行う。
- ・生活排水や雨水による浸水害対策として、必要に応じて雨水公共下水道事業や新たな排水路及びポンプ場、雨水調整池、浸透性舗装などの整備を図る。

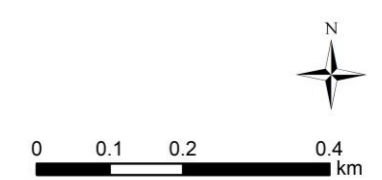
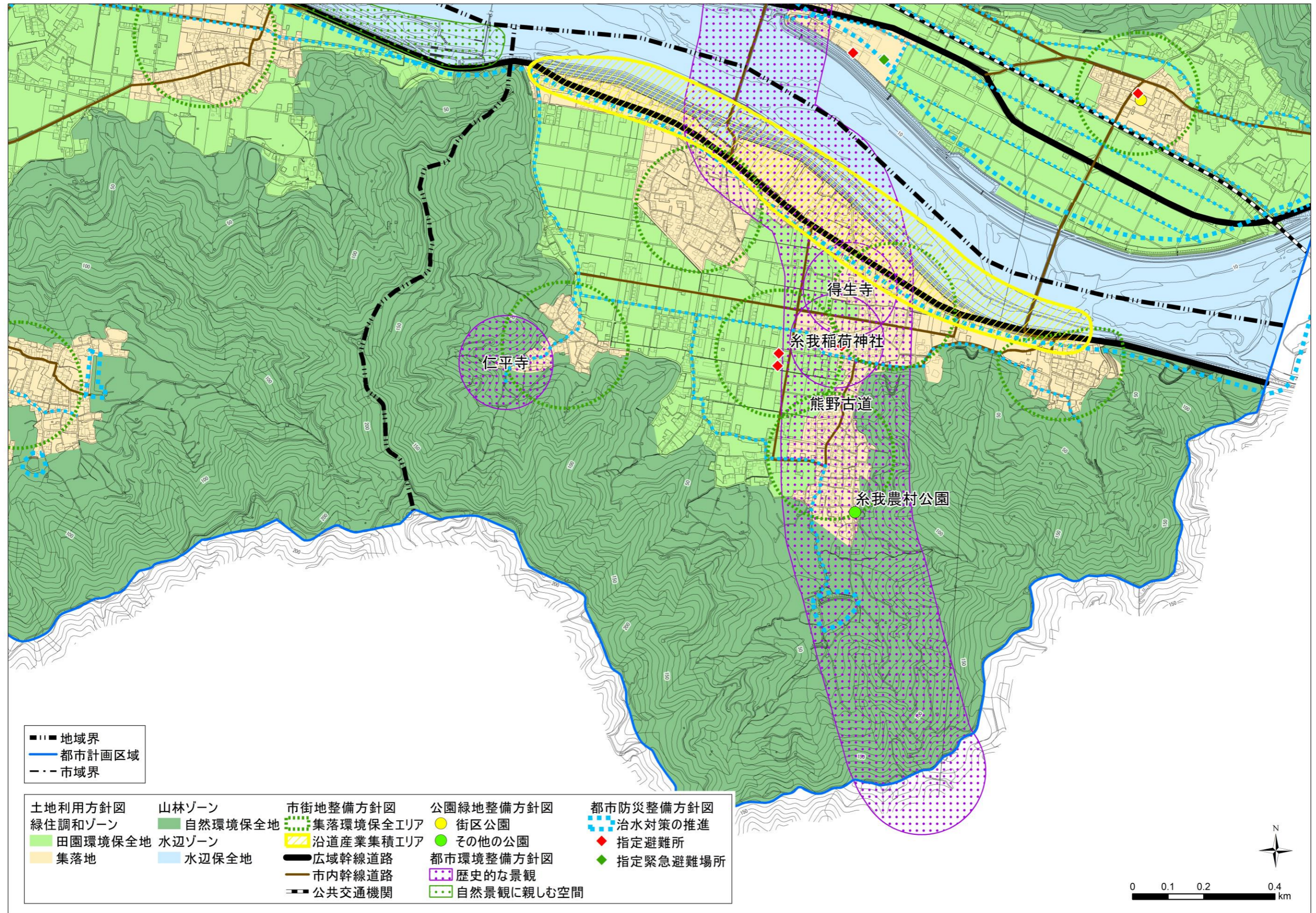
③ 土砂災害

- ・土砂災害警戒区域などでは防災施設の整備を行うとともに、より安全な場所へ宅地の誘導を図る。
- ・土砂災害警戒区域などの現状把握と定期的なパトロールの実施、ハザードマップなどによる住民への周知、集中豪雨や地震時の警戒体制の確立を行う。

④ 都市災害

- ・集落地では、消防活動に必要な街路空間の確保や建物の不燃化などを促進する。また、大規模施設などは、消防活動空地の確保など消防機能の向上のための指導を行う。
- ・幹線道路及び小学校などの周辺道路は、歩行者の安全性の確保を図る。

糸我地域整備方針図



V. 実現化に向けた方策と取組

1. まちづくりの推進

(1) 施策や事業手法の検討

施策や事業の実施のため、マスタープランで掲げるまちづくりの方針を実現するために、国や県の補助事業制度を弾力的に活用し、事業目的の達成と市民や利用者の利益を最大限引き出す計画的な都市づくりを目指す。

特に、都市計画法による法規制や都市の基幹となる都市施設は、地域地区などの指定や都市計画事業として都市計画決定を行い、位置や区域、事業内容を事前に市民や事業者などへ周知することで、市民や事業者、NPOなどのまちづくりへの理解と参画を促進していく。

(2) 弾力的な施策や事業の推進

マスタープランで掲げるまちづくりの施策や事業は、上位計画である有田市長期総合計画などと連携を図りながら、的確に推進していく。

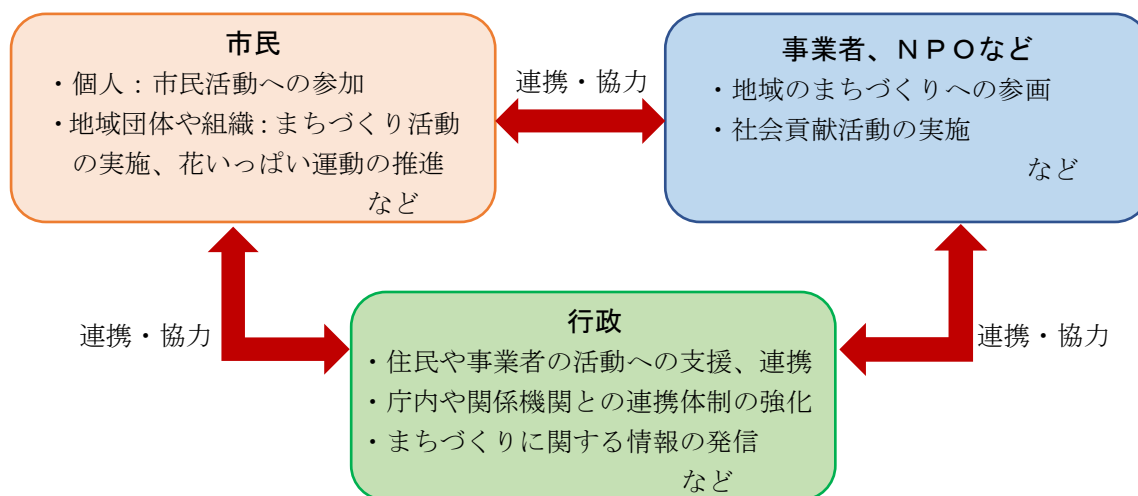
事業の推進に当たっては、有田市の課題と広域的な役割なども視点におき、緊急性や重要性を考慮しながら、社会情勢や地域の実情の変化への弾力的な対応を目指す。

2. 協働のまちづくり

(1) 多様な主体の協力・連携

マスタープランに示す都市計画に関わるまちづくりを実現していくため、行政のみならず、市民や地域団体、事業者などの多様な主体が参加し、役割分担と相互の協力、連携を推進していく。

○多様な主体の協力・連携のイメージ



V. 実現化に向けた方策と取組

(2) 情報の共有化の促進

多様な主体と協力し、より強固な連携体制を構築するために、マスタープランをはじめ、まちづくりを支える計画や事業の策定、推進状況などを公開、周知し、市民や事業者などとの情報の共有化を図る。具体的には、市役所などでの情報の掲示や有田市の公式ホームページ、SNS などの効果的な活用を継続的に推進していく。さらに、ワークショップ形式の勉強会など、まちづくりについて意見を交換でき、情報を共有しやすい場を提供し、まちづくりに参加しやすい環境づくりを図る。

(3) 都市計画提案制度の活用

多様な主体の協力・連携による効果的な都市計画のまちづくりの実現のためには、住民の積極的な参加による住民主体のまちづくりの推進が重要である。

住民やまちづくり団体が都市計画の変更などの提案を申し出ることができる都市計画提案制度などを活用しながら、住民主体のまちづくりの実現を目指す。

○都市計画提案制度とは

地域のまちづくりに対する取組を今後の都市計画行政に積極的に取り込むため、土地所有者やまちづくり NPO 法人、民間事業者などが、一定規模以上の一団の土地について、土地所有者などの 3 分の 2 以上の同意など一定の要件を満たした場合に、市に対して都市計画の決定や変更を提案することができる制度である。

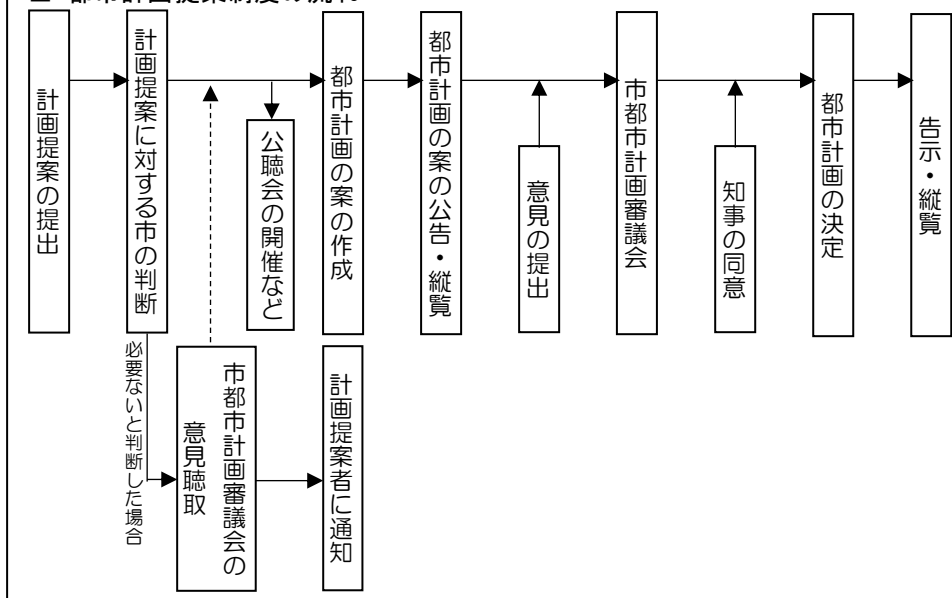
■ 提案者

- ① 土地所有者など（1 人または数人共同）
- ② 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人（NPO）
- ③ 民法第 34 条の法人
- ④ これらに準ずるものとして地方公共団体が条例で定める団体

■ 要件

- ① 都市計画区域または準都市計画区域内であること
- ② 整備、開発または保全すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域
- ③ 土地所有権または借地権を有する土地所有者など 2 / 3 以上の同意

■ 都市計画提案制度の流れ



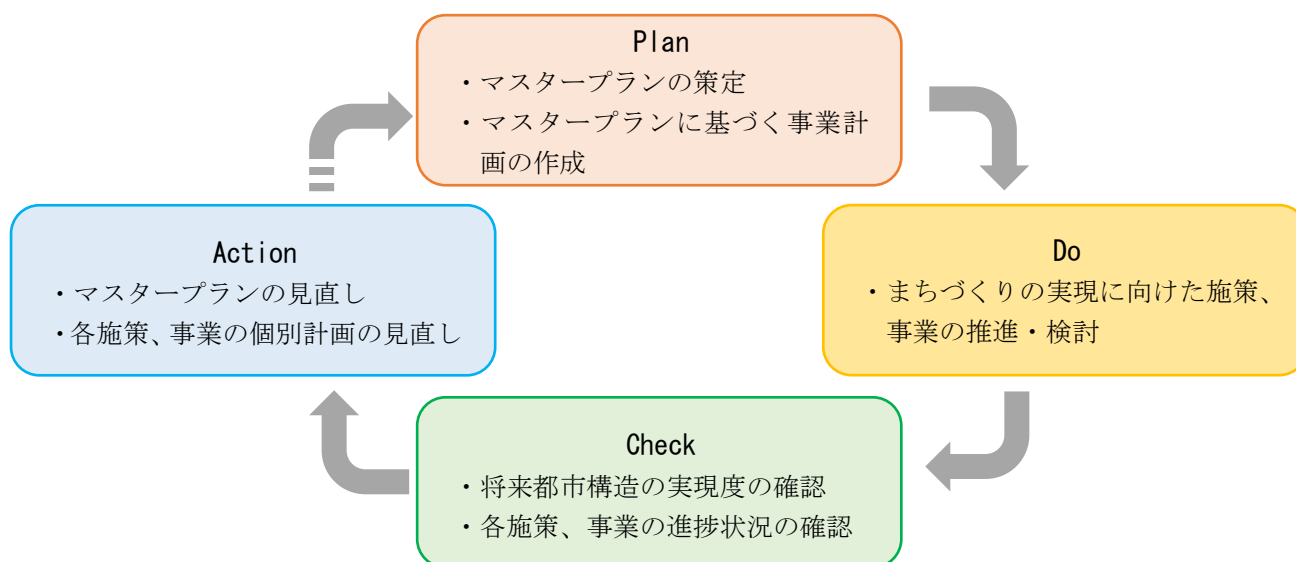
3. マスタープランの展開

(1) 進行管理と見直しの考え方

マスタープランの策定から施策や事業の実施とその評価は、PDCA サイクルに基づき実施する。施策や事業などは優先度に基づき実施し、上位計画である有田市長期総合計画に照らし合わせながら、目標である将来都市構造の実現度や有田市立地適正化計画の都市施設及び居住の誘導の状況から各施策、事業の進捗状況を定期的に確認する。

今後、社会経済情勢の変化や有田市長期総合計画の見直しに合わせ、必要に応じてマスタープランの見直しを行う。また、見直しに際しては、委員会などのまちづくりの検討を行う組織を設置し、都市の将来像に基づいた整備目標や計画事業の見直しを行い、新たに20年後を目標としたマスタープランを策定する。

○マスタープランの進行管理のイメージ



参考資料

有田市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定による本市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の原案について検討するため、有田市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項について審議することとする。

- (1) 都市計画マスタープランの原案の作成に関する事項
- (2) その他の市長が指示する事項

2 委員会は、前項の審議の結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長（各1名）及び委員をもって組織する。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。
- 3 委員は、別表に掲げる者を、市長が委嘱する。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、有田市都市計画マスタープランの公表までの期間とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、経済建設部において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

付則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

有田市都市計画マスタープラン策定委員名簿

業種別	団体名	氏名
学識経験者	元和歌山大学システム工学部 環境システム学科 教授	委員長 濱田 学昭
商工業関係	紀州有田商工会議所	川端 隆也
観光関係	有田市観光協会	尾藤 佳
婦人団体	有田市婦人団体連絡協議会	栗山 仁美
土地建物関係	宅地建物取引業協会有田支部	松村 秀一
農業関係	有田市農業委員会	宮本 正弘
漁業関係	有田市水産振興連絡協議会	狗巻 吉明
文化教育関係	有田市文化財保護審議会	山崎 哲一
社会福祉関係	有田市社会福祉協議会	森川 文夫
一般市民	宮原地区	副委員長 伊藤 毅

用語の説明

あ行

ありだしちようきそうごうけいかく 有田市長期総合計画	まちの将来像と、それを実現するための中長期的な方針を示すもので、有田市のまちづくりの最上位に位置づけられる計画のこと。
うすいこうきょうげすいどう 雨水公共下水道	市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域や海域に当該雨水を放流するもの、または流域下水道に接続するものこと。
オープンスペース	公園・広場・河川・湖沼・山林・農地等、建物によって覆われていない土地の総称のこと。

か行

がいくこうえん 街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園のこと。(誘致距離 250m、標準面積 0.25ha)
かくかぞく 核家族	社会における家族の形態の一つで、「夫婦のみ」「夫婦と未婚の子供」「父親また母親とその未婚の子供」の世帯のこと。
がっぺいしよりにじようかそう 合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽で、下水管のない家庭専用の処理設備のこと。
かんけいじんこう 関係人口	地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。
きそん 既存ストック	都市において、これまでに整備された基盤施設や公共施設、建築物等の都市施設のこと。
きゅうけいしやちほうかいきけんくいき 急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 第3条に基づき、関係市町村長（特別区の長を含む。）の意見をきいて、都道府県知事が指定した区域のこと。急傾斜地崩壊危険区域として指定された土地は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を助長・誘発するおそれのある一定の行為について制限される。
ぎょうせい 行政パートナー・まちづくりサポーター制度	市民と行政との協働事業に参加意欲のある市民等を募集し、市が傷害保険の加入を支援した上で、協働事業を依頼する制度のこと。
きょうどう 協働	市民と行政が共同の担い手として、適切な役割分担のもと、お互いの成果と責任を共有し、対等な協力関係で協力して働いていくこと。
ぎょぎょうきばんしせつ 漁業基盤施設	漁港や漁場、水産物の流通機能をもつ施設などのこと。
ぎょぎょうしゅうらくはいすい 漁業集落排水	漁港背後集落の特性に適した小規模集合処理方式の汚水処理システムであり、漁業集落の生活環境の向上を図るとともに、漁港・漁場の水域環境の保全に寄与する施設のこと。
きんきゅうゆそうどうろ 緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路のこと。

きんりんこうえん 近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園のこと。(誘致距離 500m、標準面積 2ha)
けいじょうこうち 経常耕地	農林業経営体が経営している耕地(畦畔を含む田、樹園地、畑)のことであり、自ら所有し耕作している耕地(自作地)と、他から借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計となる。
けんちくきょうてい 建築協定	市町村が条例で定めた区域内では、土地所有者や借地権者がその区域内における住環境を守るために建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、デザイン、建築設備の基準について取り決める協定のこと。
けんべいりつ 建蔽率	敷地面積に対する建築面積の割合を示すもののこと。
こうえんしせつちようじゆみょうかけいかく 公園施設長寿命化計画	公園施設の計画的な維持管理の方針を明確化、共有するとともに、施設ごとに、管理方針、長寿命化対策の予定時期・内容などを、最も低廉なコストで実施できるよう整理する計画のこと。
こうきょうしせつとうそうごうかんりけいかく 公共施設等総合管理計画	今後老朽化による公共施設等の修繕・建替え需要が増大していく状況を踏まえ、公共施設等の全体状況を把握し、将来のまちの姿も見据えながら、戦略的な視点で更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うための基本方針を定める計画のこと。
こうつうあんぜんしせつ 交通安全施設	交通公害の防止と交通の安全と円滑化等を目指して、道路管理者が整備する信号機、車両感知器、交通情報板、道路標識、道路標示等のこと。
こうつうけつせつてん 交通結節点	異なる交通機関(鉄道やバスなど)が相互に連絡し、様々な交通需要に対応した体系的な交通サービスを提供する場所で、駅前広場などの交通関連施設のこと。
こうつう 交通ネットワーク	道路交通や公共交通等の交通が網の目のように張り巡らされた繋がりのこと。
こうりゆうじんこう 交流人口	買い物、文化鑑賞、学習、スポーツ、観光、レジャーなど様々な目的で地域に来訪する人の総数。
コミュニティ	地域社会、協働生活体ともいい、生活の場で、住民の自主性と責任に基づいて、多様化する各種の住民要求と創意を実現する集団のこと。

さ行

さぼうしていち 砂防指定地	砂防法 第2条に基づき、砂防設備を要する土地や、治水上砂防のために一定の行為を禁止、制限するべき土地として国土交通大臣が指定した土地の区域のこと。
じすべりぼうしきいき 地すべり防止区域	地すべり等防止法 第3条に基づき、地すべりによる崩壊を防止するため、必要な施設(排水施設、擁壁等)を設置するとともに、一定の行為を制限する必要がある土地を、国土交通大臣または農林水産大臣が指定した区域のこと。

参考資料

<p><small>しぜんこうえんくいき</small> 自然公園区域</p>	<p>自然公園法に基づいて指定される区域のことで、優れた美しい自然の風景地を保護していくとともに、その自然に親しみ野外レクリエーションを楽しむことを目的としている。自然公園には、国立公園と国定公園、都道府県立自然公園がある。</p>
<p>シビックプライド</p>	<p>都市に対する市民の誇りを意味し、自分自身が関わって地域を良くしていこうとする、当事者意識の基づく自負心のこと。</p>
<p><small>じゅうくきかんこうえん</small> 住区基幹公園</p>	<p>都市公園等の種類の中で、主に徒歩圏内に居住する者を対象とした身近に利用できる街区公園、近隣公園、地区公園の総称。</p>
<p><small>しゅうち まいぞうぶんかざいほうぞうち</small> 周知の埋蔵文化財包蔵地</p>	<p>石器・土器などの遺物が出土したり、貝塚・古墳・住居跡などの遺跡が土中に埋もれていたりする土地であって、そのことが地域社会で認識されている土地のこと。</p>
<p><small>しゅうやくきょてん</small> 集約拠点ネットワーク型 のまちづくり</p>	<p>医療・福祉施設、商業施設など生活に必要な施設をまとめた範囲に誘導し集約させるとともに、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、様々な機能を有する拠点の活力の維持・強化を図り、公共交通等で各拠点間をアクセスすることができる持続可能なまちづくりのこと。</p>
<p><small>じゅんとしけいかくくいき</small> 準都市計画区域</p>	<p>積極的な整備や開発を行う必要はないが、土地利用の規制誘導を行わず放置すれば、将来一体の都市として整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがある区域に対して、土地利用の秩序ある利用を図ることのみを目的に定める区域のこと。そのため、土地利用に関する都市計画は行えるが、都市施設や市街地整備などはできない。</p>
<p><small>じゅんぼうかちいき</small> 準防火地域</p>	<p>都市計画法により火災の危険を防ぐために、建築物が密集した市街地に定められた地域のこと。準防火地域内では、一定の規模以上は、耐火建築物又は準耐火建築物にしなければならない。また、木造の建築物は、延焼のおそれのある部分を防火構造にしなければならない。</p>
<p><small>しろじちいき</small> 白地地域</p>	<p>都市計画区域内で、用途地域の指定が行われていない区域のこと。</p>
<p><small>じんこうしゅうちゅうちく</small> 人口集中地区</p>	<p>市町村内の隣接した人口密度の高い調査区の集合体で、人口総数が5,000人以上、かつ人口密度が1km²当たり4,000人以上の地区のこと。</p>
<p>スプロール</p>	<p>市街地が無計画に郊外に拡大して、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。</p>
<p><small>せいさんねんれいじんこう</small> 生産年齢人口</p>	<p>生産活動に従事している年齢層のことで、有田市都市計画マスタープランでは15歳以上65歳未満の人口のこと。</p>
<p>セットバック</p>	<p>都市計画区域内で建築物を建てる場合、建築基準法の制限に基づき、道路の幅員を確保するために敷地の一部を道路部分として負担する場合の後退部分や、もしくは後退する行為のこと。</p>
<p><small>せとうちまきこうく</small> 瀬戸内気候区</p>	<p>太平洋岸型気候の一つで、年中少雨で晴天が続く特徴のある気候区分のこと。</p>
<p>ゾーニング</p>	<p>地域や建物を用途や機能によって区分し、その位置関係を定めること。</p>

た行

<p><small>だい き あり だし</small> 第2期有田市まち・ひと・ <small>しごと せいせい そうごう せんりやく</small> しごと創生総合戦略</p>	<p>人口ビジョンを踏まえ、地方創生に向けた取組を計画的かつ効果的に推進していくために、基本目標や施策方針などをまとめた計画のこと。</p>
<p><small>ちいき きょうせい しやかい</small> 地域共生社会</p>	<p>制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。</p>
<p><small>ちいき しんりん けいかく たいしやう びんゆうりん</small> 地域森林計画対象民有林</p>	<p>森林法第5条に基づき、都道府県知事が5年ごとに10年を1期としてたてる地域森林計画の対象となる民有林のこと。</p>
<p><small>ちいき ちく</small> 地域地区</p>	<p>都市計画において、土地利用に関して一定の規制等を適用する区域として指定された、地域、地区または街区のこと。</p>
<p><small>ちいき ぼうさい けいかく</small> 地域防災計画</p>	<p>災害対策基本法に基づき、洪水、地震、津波などの災害に対して市、県、その他行政機関などの防災関係機関が、その有する機能を有効に発揮し、市民の生命・身体及び財産を災害から保護するために災害予防、災害応急対策、災害復旧を実施することを目的とした計画のこと。</p>
<p><small>ちく けいかく</small> 地区計画</p>	<p>都市計画区域内のまとまりある「地区」を対象として、市民の意向を反映しながら、市町村が地区の特性に応じたきめ細やかな計画を定め、建築物等を規制誘導し、住み良い特徴のあるまちづくりを総合的に進めるための制度のこと。</p>
<p><small>ちく こうえん</small> 地区公園</p>	<p>主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園のこと。(誘致距離1km、標準面積4ha)</p>
<p><small>ちいき しゅうやく かせん ぎやう</small> 知識集約型産業</p>	<p>労働集約型産業と比べて、知識や技術を多く投入する産業のこと。</p>
<p><small>ちやうじゅう ぼごく</small> 鳥獣保護区</p>	<p>鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定される区域のことで、狩猟などの行為が規制されている。</p>
<p><small>ていみり ちゆうち</small> 低未利用地</p>	<p>空き地や空き家、空き店舗等がある土地のこと。</p>
<p>デマンドバス</p>	<p>利用者の事前予約に応じる形で、運行経路や運行スケジュールをそれに合わせて運行するバスのこと。</p>
<p><small>とくてい びかん ちいき</small> 特定美観地域</p>	<p>有田市美しいまちづくり条例に定められている、ごみのポイ捨てに対して罰則規定が設けられている地域のこと。</p>
<p><small>とくてい ちゆうち せいげん ちいき</small> 特定用途制限地域</p>	<p>良好な環境の形成や保持のため、その地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、市町村の条例によって制限すべき特定の建築物等を定めた地域のこと。</p>
<p><small>とくべつ ちゆうち ちく</small> 特別用途地区</p>	<p>用途地域が指定されている地区に重ねて指定される地域区分の一種で、用途地域の制限だけでは不十分な場合に、さらに細かい制限を加えたり、逆に制限を緩めたりすることができる制度のこと。</p>

参考資料

と し き か ん こ う え ん 都市基幹公園	都市公園等の種類の中で、都市市民全般を対象として、休息、遊戯、運動など総合的な利用を目的とする公園で、総合公園と運動公園の総称のこと。
と し き ぼ ん 都市基盤	都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な環境を維持するための道路、公園等の公共施設のこと。
と し け い か く く い き 都市計画区域	健康で文化的な都市生活や基本的な都市活動を確保するために都市計画法、その他の法令の規制を受ける土地の範囲であり、自然的、社会的条件等を勘案し、一体的な都市として総合的に整備、開発及び保全することを目的として定める区域のこと。
と し け い か く く い き 都市計画区域マスタープラン	都道府県が、一市町村を超える広域的見地から、都市計画区域ごとに、その都市の将来像を明確にし、その実現に向けた根幹的な都市計画に関する基本的な方針を定めたもの。
と し け い か く ど う ろ 都市計画道路	安全で安心な市民生活と機能的な都市活動を確保するための都市交通における最も基幹的な施設で、都市計画として定められた道路のこと。
と し し せ つ 都市施設	円滑な都市活動を支え、市民の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設で、都市計画において定められるべき施設のこと。主なものとして、道路、公園、下水道等がある。
ど し ゃ さい が い と く べ つ け い か く く い き 土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域として指定された区域のこと。 土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為等が規制される区域のこと。

な行

な か さ ん み ゃ く 中山脈	有田市の南部にある、長峰山脈から連なる山脈こと。名称は和歌山縣有田群誌（昭和46年2月発行 編者：和歌山県有田郡役所）より記載している。
な が み ね さ ん み ゃ く 長峰山脈	有田市北部にある、有田川の河口部から高野山まで連なる山脈のこと。
な ん かい き こ う く 南海気候区	太平洋岸型気候の一つで、黒潮暖流の影響が強く冬期も温暖な気候区分のこと。
の う ぎ ゃ う け い え い たい 農業経営体	農産物の生産を行うか委託を受けて農作業を行い、生産や作業に係る面積・頭羽数が一定の基準以上である事業を行う者のこと。
の う ぎ ゃ う し ん こ う ち い き 農業振興地域	農業の健全な発展及び国土資源の合理的な利用の見地から、今後、概ね10年以上にわたって、総合的に農業の振興を図る区域のこと。
の う ち ぎ ん こ う 農地銀行	有田市農業委員会に設置されている、農地の貸し借りや売買の促進のため、その仲介や相談に応じる組織のこと。

のうようちくいき 農用地区域	農業振興地域内の土地で、今後長期間にわたり農業上の利用や農業基盤の整備を図る区域のこと。
-------------------	--

は行

ハザードマップ	地震や洪水等に関する危険箇所（ハザード）、避難所、病院等の拠点施設の位置をまとめた地図（マップ）のこと。
バリアフリー	障がい者や高齢者等の日常生活や社会生活における、物理的、心理的、情報に係わる障害（バリア）を取り除いていくこと。
バリアフリー法	高齢者や障害者などの移動や施設利用の利便性や安全性向上を目指し、公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化を促進するための法律のこと。
ベンチャービジネス	新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開する小企業のこと。
ほあんりん 保安林	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公益目的を達成するため、森林法 第 25 条に基づき農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林のこと。
ほじょうせいび 圃場整備	耕地区画の整備、用排水路の整備、土層改良、農道の整備、耕地の集団化等、営農環境の改善を総合的に実施する事業のこと。

ま行

みどり きほんけいかく 緑の基本計画	都市緑地保全法の「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。この計画は、市町村が計画的、総合的に公園・緑地の保全及び緑化の推進を図るための基本的な計画で、緑化の目標と実現化する施策を記載している。
みんぼく 民泊サービス	住宅（戸建住宅、共同住宅等）の全部または一部を活用して宿泊サービスを提供すること。

や行

ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという積極的な考え方のこと。
ようせきりつ 容積率	敷地面積に対する建物の延床面積の割合のこと。建築基準法により建物の高さなどを制限して市街地の環境を維持し、バランスのとれた都市景観を形成するための規制で、用途地域の種別や前面道路の幅員等により定められる。

参考資料

<p>ようとうちいき 用途地域</p>	<p>土地利用の基本となるもので、様々な用途の建築物が無秩序に混在することで生じる騒音・悪臭・日照障害等を防止する建築規制で、建築物の種類、用途、容積率、建蔽率、日影等を規制して、良好な生活環境の形成を図る制度のこと。</p>
-------------------------	---

ら行

<p>りつちてきせいかけいかく 立地適正化計画</p>	<p>都市施設や土地利用等の現況と課題を踏まえたまちづくりの方向性（都市機能誘導、居住誘導）、目指すべき都市構造、その将来像に向けた実現性の高い具体的な方針や方策を提示する計画のこと。</p>
<p>りんこうちく 臨港地区</p>	<p>港湾の管理運営を円滑に行うため、水域である港湾区域と一体として機能すべき陸域で、都市計画法または港湾法に基づき指定された地区のこと。</p>
<p>レクリエーション</p>	<p>仕事・勉強等の肉体的・精神的疲労を癒やし、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること。</p>

わ行

<p>わかやまあき家バンク</p>	<p>県・市町村や県・市町村から委託を受けた団体が、住民から空き家等の情報登録を受け、空き家等の利用希望者に空き家等の情報提供を行う制度のこと。</p>
<p>わかやまけんおくがいにこうくぶつじょうれい 和歌山県屋外広告物条例</p>	<p>屋外広告物法の規定に基づき、屋外広告物についての必要な規制を行い、美観風致を維持し、公衆に対する危害の防止を図るとともに、良好な景観の形成に寄与することを目的に県が制定した条例のこと。</p>
<p>わかやまけんふくし 和歌山県福祉のまちづくり 条例</p>	<p>福祉のまちづくりで、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本方針を定めて、これに基づく施策を総合的に実施し、障害者や高齢者等の安全かつ円滑に利用できる施設等の整備を促進することを目的に県が制定した条例のこと。</p>
<p>ワーキング</p>	<p>特定の問題の調査や計画のための作業のこと。</p>
<p>ワークショップ</p>	<p>参加者が自由に意見を出し合い、思いの共有を行う場のことで、地域のまちづくりの現場等で行われる。</p>

数字・アルファベット

<p>3R</p>	<p>3R（スリーアール）とは、リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つのR（アール）の総称である。リデュース（Reduce）は、物を大切に使い、ごみを減らすこと。リユース（Reuse）は、使える物は繰り返し使うこと。リサイクル（Recycle）は、ごみを資源として再び利用すること。</p>
-----------	---

AI	Artificial Intelligence（人工知能）の略。コンピュータがデータを分析し、推論（知識を基に、新しい結論を得ること）や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習（情報から将来使えそうな知識を見つけること）等を行う、人間の知的能力を模倣する技術を意味する。
ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。PCやスマートフォン等、様々な形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術のことを指す。
NPO	Non-Profit Organization（民間非営利法人組織）の略。利益を上げることがを目的としない、公益的活動を行う民間団体のこと。
PDCA サイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）の仮説、検証に関するプロセスを循環させて、マネジメントの品質を高めようという概念のこと。
SNS	Social Networking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）の略。人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービスのこと。
UIJ ターン	Uターン（進学や就職で大都市圏へ移住した地方出身者が再び出身地に移り住むこと。）、Iターン（出身地とは別の地方へ移り住むこと。）、Jターン（地方出身者が出身地には戻らず、出身地に近い都市へ移り住むこと。）をまとめて称したもので、労働者の移住する動きを表している。



有田市
ARIDA CITY